

令和4年度（2022年度）独立行政法人国民生活センター  
業務実績等報告書 別添資料

資料番号	資 料 名 称	頁数
資料1	：報道発表資料一覧（令和4年度）	1
資料2	：新聞等への掲載実績（令和4年度）	17
資料3	：令和3年度発行のウェブ版「国民生活」特集等テーマ一覧	22
資料4	：2023年版「くらしの豆知識」で取り上げた情報一覧	23
資料5	：トラブルメール箱に情報提供された 代表的な事例のQ&Aテーマ一覧（令和4年度 新規追加・更新分）	25
資料6	：令和4年度 商品テストの概要	26
資料7	：令和4年度 外部試験機関へ委託したテスト	50
資料8	：令和4年度 教育研修事業 業務実績	53
資料9	：令和4年度 消費生活相談員資格（国家資格）試験結果	56
資料10	：令和4年度 消費生活専門相談員資格認定試験結果	57
資料11	：ADR申請事案の分野別状況等（令和4年度受付分）	58
資料12	：令和4年度 ADR手続結果の概要（公表実績の一覧）	60
資料13	：令和4年度決算額等（対前年度比較）	63

・「関係機関への要望・情報提供」欄: ●関係省庁等が要望先・情報提供先、○事業者団体、事業者が要望先・情報提供先  
 ・「関係省庁、事業者団体、事業者等の対応状況」欄: ◆要望先の対応状況、◇情報提供先の対応状況、□参考情報

No	情報提供案件名	公表日	概要	関係機関への要望・情報提供		関係省庁、事業者団体、事業者等の対応状況	その他
1	【若者向け注意喚起シリーズ<No.11>】電気代が安くなる!? 電力契約の訪問販売トラブル	令和4年4月11日	訪問してきた事業者の担当者が、「電気代が安くなる」といって検針票を見せるように迫ったり、「マンション(アパート)全体で契約先の電力会社が当社に変更になる」と事実と異なる説明をしたりして、電力の契約を迫るという相談が寄せられている。一人暮らしなどで転居し、新生活が始まる時期に十分注意が必要なため、相談事例を紹介するとともに、アドバイスを提供した。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府 消費者委員会事務局(法人番号2000012010019) ●経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会(法人番号4000012090001)		
2	ウクライナ情勢を悪用した手口にご注意!(No.2)-貴金属の訪問購入トラブル等-	令和4年4月11日	ウクライナ情勢を悪用した消費者トラブルが引き続き発生しているため、貴金属の訪問購入トラブル等について注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	-		
3	SNSでPRをすれば商品代金やサービス利用料が無料になる?! 「キャッシュバックで実質無料」「自己負担なし」などの勧誘に注意-	令和4年4月14日	SNSの投稿で商品やサービスをPRすれば、後からキャッシュバックを受けられることができ、一切の負担なくそれらを利用できるなどと勧誘して商品等の契約をさせる手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられていることから、注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号2000012010019)		
4	「パーソナル筋力トレーニング」でのけがや体調不良に注意! -コロナ禍でより高まる健康志向や運動不足解消の意外な落とし穴! -	令和4年4月21日	スポーツ庁の調査によると、新型コロナウイルス感染症の流行後、運動・スポーツを実施する意欲を持つ人の割合が増加し、また、実施時には、三つの密(密閉・密集・密接)の条件がそろった場所で実施しない、人と人の間隔を意識して実施する、といった感染対策を重視している人が多いとされている。そのような中、多くの人と接近する場を避け、トレーナーから1対1で指導を受ける筋力トレーニング(パーソナル筋力トレーニング)がある。その指導を受ける範囲は、トレーニングに留まらず、日々の食事指導にまで及ぶものもある。国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」(ドクターメール箱)には、2021年6月に、筋力トレーニング指導や食事指導を受けていた消費者が、スポーツジムにおいて、パーソナルトレーナーの指導により、前屈位の状態で重量のあるバーベルを上げるトレーニングを行ったところ、腰椎(ようつい)骨折等の全治1カ月以上を要する重傷を負った、という事故情報が寄せられた。また、PIO-NETにはパーソナル筋力トレーニングでの危害に関する相談が、2017年度以降の約5年間に105件寄せられており、その4人に1人は治療に1カ月以上を要し、中には「神経・脊髄の損傷」、「筋・腱の損傷」をした人もいた。そこで、パーソナル筋力トレーニングにおける事故について情報を取りまとめ、消費者に注意喚起することとした。	要望先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●厚生労働省(法人番号6000012070001) ●経済産業省(法人番号4000012090001) ●スポーツ庁(法人番号5000012060003)	◇公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会 ・会員及び役員に公表内容を情報提供。  ◇一般社団法人日本臨床スポーツ医学会 ・ホームページに公表内容を掲載。	
			要望内容	●行政への要望 ・パーソナル筋力トレーニングでのけがや体調不良の未然防止のため、トレーナーの質が確保される仕組み作り等、業界自主ガイドラインを策定して安全性向上に取り組む事業者等に対して支援を行うことを要望した。 ・パーソナル筋力トレーニングでのけがや体調不良の未然防止のため、消費者への注意喚起、啓発の実施を要望した。 ○事業者への要望 ・パーソナル筋力トレーニングの指導を受ける消費者に合ったトレーニングプランが作成されることを要望した。 ・パーソナル筋力トレーニングを指導するトレーナーが安全管理を行い、個々の消費者に適切な運動強度でトレーニングが実施されるよう要望した。 ・トレーナーの質が確保される仕組み作りを要望した。			
			情報提供先	●内閣府 消費者委員会(法人番号2000012010019) ○公益財団法人健康・体力づくり事業財団(法人番号5010405010431) ○公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会(法人番号5010005018742) ○一般社団法人日本臨床スポーツ医学会(法人番号8010005021900) ○一般社団法人日本体力医学会(法人番号3010005022300)			
5	このままでは固定電話が使えなくなる!? それって光回線の“便乗”勧誘かもー固定電話のIP網移行に伴う利用者側での手続きは不要ですー	令和4年4月26日	2024年1月以降、固定電話のIP網への移行に伴い、NTT東日本およびNTT西日本の局内設備の切替が予定されていることから、これに便乗した光回線などの勧誘への注意を呼び掛けた。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	-		

6	雑音で音声聞き取りにくい耳かけ集音器(相談解決のためのテストからNo.164)	令和4年5月26日	<p>「集音器を購入したが、雑音で会話等の声が聞き取りにくい。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けた。</p> <p>当該品は本体を耳にかけて使用する充電式の集音器であった。実際に装着して動作確認をしたところ、イヤホンにより耳がふさがれるため、音がこもった様に聞こえたほか、本体のボリュームを上げていくと、周囲の雑音も含め大きくなった。次に、当該品による音の増幅を確認するため、入力信号に対する出力測定を行った。テストは、周波数の異なる8種類の正弦波の音源を用いて、音量を「最小」から「最大」に上げたときの出力信号の変化を調べた。その結果、いずれの周波数においても音量「最小」から「最大」に上げることで周波数は変化せずに信号が増幅されていた。当該品を使用することで音は増幅されるものの、音の聞こえについては、会話やテレビの音声などの聞き取りたい音だけではなく、周囲の雑音も含めて増幅されるため、聞き取りにくい状況が生じているものと考えられた。</p> <p>耳かけ集音器は、本体のマイクに入力された音を増幅する単機能のものが多く、周囲の雑音を含めて増幅するほか、耳にイヤホンを装着するため、思ったような聞こえ方にならないことがある。集音器にはさまざまな形状・機能を有したものがあるので、このような特性を理解した上で、使用する目的に合っているか確認するようにしましょう。</p>	要望先	-	-	-
				要望内容	-	-	-
				情報提供先	-	-	-
7	組成表示が異なっていた婦人パジャマ(相談解決のためのテストからNo.165)	令和4年5月26日	<p>「綿100%と表示されたパジャマを購入したが、綿100%とは思えない。表示に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けた。</p> <p>当該品について、JISの試験方法によって繊維混用率を調べたところ、表示とは組成が異なっていた。家庭用品品質表示法において、混用率が100%である旨を表示する場合、その誤差の許容範囲は、毛以外の繊維では-1%以内とされている。当該品は「綿100%」と組成表示されていたが、繊維混用率は、同法規程に定められている誤差の許容範囲を大幅に超えていた。また、当該品から糸を採取し、ほぐして拡大観察したところ、扁平でよじれが特徴的な綿と考えられる繊維と、均一な太さのポリエステルと考えられる繊維がみられた。</p> <p>依頼センターがテスト結果を販売店に説明したところ、このテスト結果を知った製造事業者から、海外の工場でミスがあったものと思われるとの連絡があり、相談者への返金対応が行われた。</p>	要望先	-	-	-
				要望内容	-	-	-
				情報提供先	-	-	-
8	一度に中身がすべて噴出したスプレー缶(相談解決のためのテストからNo.166)	令和4年5月26日	<p>「制汗スプレーを使用したところ、空になるまで噴射し続けた。原因を調べてほしい。」という依頼を受けた。</p> <p>当該品は本体がアルミ製のスプレー缶で、開封後の最初の使用時に噴射ボタンを1回押しただけで内容物が出続けて空になったとのことであった。一般的なスプレー缶では、ステムガスケットがステム孔を塞いで内容物が漏れ出ないように密閉している。噴射ボタンを押すと、ステムとステムガスケットが下がり、ステム孔が開放され、容器内で圧力がかかっている噴射剤及び原液の混合内容物がディップチューブを通して噴射ボタンの孔から噴射される。当該品の外観に腐食や損傷等は見られず、X線の装置により内部の様子を観察したところ、ハウジングが脱落している様子が見られた。そこで、当該品を切り開き、内部の様子を観察したところ、分離したハウジングは樹脂製でもろくなって破断している様子が見られ、樹脂製のステムももろくなっている様子が見られた。当該品は噴射ボタンを押した際に、もろくなっていたハウジングが脱落したことでスプリングによって戻る力がなくなり、ステム孔が開放状態となって内容物が出続けたものと考えられた。また、開封後の最初の使用時に噴射ボタンを1回押しただけで内容物が出続けたことから、使用時には既にハウジングがもろくなっていたものと考えられた。なお、当該品に表示されていた製造者名は20年以上前に変わっており、当該品はその前に製造されたものと考えられた。</p> <p>古いスプレー缶は今回の事例のように内部の部品が劣化して噴射剤等が漏れたり、噴射が止まらなくなってしまう可能性がある。また、缶本体が腐食して破裂したり、漏れた噴射剤に引火する等の事故を引き起こす危険性もある。製造から長期間経過したものや製造時期が不明なもの、異常が見られるスプレー缶は使用しないようにしましょう。なお、廃棄方法についてはスプレー缶に表示されているメーカー連絡先か、お住まいの自治体の指示に従うようにしましょう。</p> <p>また、多くのスプレー缶の噴射剤には可燃性ガスが使われており、近くに火気があれば引火の危険性もあります。スプレー缶を使用するときや使用直後には火気を近づけないようにし、換気にも注意しましょう。</p>	要望先	-	-	-
				要望内容	-	-	-
				情報提供先	-	-	-

9	「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました！	令和4年6月9日	販売サイト等で「1回目90%OFF」「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品、化粧品、飲料の通信販売に関する相談が引き続き多く寄せられており、令和4年6月1日に「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されたことから、こうした「定期購入」のトラブルへの注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号2000012010019)		
10	被災地域は特に注意！災害後の住宅修理トラブル	令和4年6月16日	近年、台風や大雨・大雪、地震などによる自然災害が毎年のように全国各地で発生しており、自然災害が発生した場合、それに便乗した悪質商法など、自然災害に関連した消費者トラブルが多く発生する傾向があり、特に被災地域では、多くの相談が寄せられている。また、災害直後でなくとも過去の災害を持ち出したり、将来の不安をあおったりして勧誘され、トラブルになるケースも見られるため、消費者トラブルの未然防止・拡大防止の観点から、相談事例やアドバイスを紹介し、消費者への注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号2000012010019) ●警察庁(法人番号8000012130001) ○公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター(法人番号7010005018856) ○一般社団法人日本損害保険協会(法人番号2010005018514)		
11	「消費者トラブルメール箱」2021年度のまとめ	令和4年6月16日	消費者被害の実態を速やかに把握し同様な消費者被害の発生の防止に役立てるため、インターネットを利用した情報収集コーナーとして、2002年4月から国民生活センターのホームページ上に開設している「消費者トラブルメール箱」について、2021年度に寄せられた情報の傾向について報告した。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号2000012010019)		
12	国民生活センターと消費者庁をかたる偽ハガキにご注意ください	令和4年6月16日	全国の消費者宛てに、国民生活センターと消費者庁をかたるハガキが届いており、国民生活センターでも実際に送られたハガキを入手したため、消費者庁と共同で消費者への注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	-		
13	国民生活センターADRの実施状況と結果概要について(令和4年度第1回)	令和4年6月23日	国民生活センター紛争解決委員会によるADRの実施状況と手続結果の概要について公表した。	要望先	-		○事業者名を含めた公表 株式会社Seven stud※ (法人番号3180001130288) ※旧社名:株式会社BANKER6
				要望内容	-		
				情報提供先	-		
14	ウクライナ情勢を悪用した手口にご注意！(No.3) - 送金依頼や書籍の強引な販売トラブル等 -	令和4年6月27日	ウクライナ情勢を悪用した消費者トラブルが引き続き発生しているため、書籍の強引な販売トラブル等について注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	-		
15	契約内容や契約先の事業撤退に伴う対応についての相談が寄せられています	令和4年7月13日	国民生活センター及び各地の消費生活センター等並びに経済産業省電力・ガス取引監視等委員会には、消費者からの電力・ガスに関する相談が引き続き寄せられており、消費者への注意喚起・トラブルの再発防止の観点から、相談事例などを紹介するとともに、アドバイスを提供した。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	-		
16	急増！海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブル - 「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」という電話に注意！ -	令和4年7月14日	海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルに関する相談が急増しており、2021年度は5,000件を超え、前年度に比べて2倍を超えたことから、トラブル防止のために相談事例を紹介するとともに、注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号2000012010019)		
17	【若者向け注意喚起シリーズ<No.12>】男性も増加！脱毛エステのトラブル	令和4年7月21日	脱毛エステに関する相談が多く寄せられており、2021年度は4,000件を超え、前年度より1,000件以上増加しており、2020年度からは男性からの相談も増加している。また、成年年齢引下げ後に寄せられた、18歳・19歳が契約当事者である相談を商品・役務別にみると、2022年度は「脱毛エステ」が突出している。そこで、トラブル防止のために相談事例を紹介するとともに、消費者への注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号2000012010019)		

18	「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？(No.1)ー電子タバコや医薬品でも！！	令和4年7月21日	通信販売での「定期購入」に関する相談が引き続き多く寄せられており、これまでは、化粧品、健康食品等を中心に相談が寄せられていたが、近年では、電子タバコや医薬品など、他の商品にも「定期購入」の販売方法が見られている。そこで、注文前に契約内容をよく確認するよう消費者に注意を呼び掛けた。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号 5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019)		
19	乳児の首にひもが絡まった昼寝用マット(相談解決のためのテストからNo.167)	令和4年7月21日	「子ども用マットについているひもが寝かせていた乳児の首に絡まった。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けた。 当該品は、乳幼児の昼寝用マットとして販売されている商品で、使用しないときは丸めて下側の2箇所につき2本ずつ付いているひもにより収納できるものであった。 相談者は、生後5カ月の乳児を日中に寝かせる際に当該品を使用していた。ひもは危ないと感じていたため普段はマットの下に入れるようにしていたが、ひもが首に巻き付いていた当日はひもをマットの下に入れていたかは不明とのことであった。また、寝かせる際にはひもが付いている位置とは逆側に頭を向けていたが、気付いたときにはひもが付いている位置の方に頭が向いていた。 当該品の同型品のほか、乳幼児の昼寝用マットとして販売されている商品の中で、収納のためのひもが付いている商品3銘柄のひもの長さを調査したところ、43～50cmであった。これらは4カ月児相当のダミー人形の首回り(23cm)よりも長く、いずれの銘柄のひもも乳幼児の首に巻き付く可能性があると考えられた。 なお、当該品の同型品や参考品の表示内容を確認したところ、いずれの銘柄もひもに関する注意表示は見られなかった。 ひもが付いたマットを使用する際には、ひもの長さによっては乳幼児の首に巻き付くおそれがあるので、首に巻き付かない長さにひもを束ねるなどの対策を忘れずにしましょう。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	-		
20	SNSやマッチングアプリ、友人・知人からの誘いをきっかけとした暗号資産のトラブルーその話、うのみにしないでー	令和4年8月4日	暗号資産(仮想通貨)に関する相談が多数寄せられており、最近の事例ではSNSやマッチングアプリをきっかけとしたトラブルが目立っており、友人や知人からの勧誘をきっかけとした相談もみられるという特徴があることから、トラブル防止のために相談事例を紹介するとともに、注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号 5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019) ●金融庁(法人番号 6000012010023) ●警察庁(法人番号 8000012130001) ○一般社団法人日本暗号資産取引業協会(法人番号 2010005028315) ○一般社団法人結婚・婚活応援プロジェクト(法人番号 4010405013484)		
21	“押し”に会えない！？転売チケットの購入トラブルが急増中！	令和4年8月4日	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年よりコンサートやスポーツ観戦などの中止や延期、規模縮小などが相次いだり、感染防止対策を講じたうえで開催されているイベントもみられるようになった。これに伴い、興行チケットのインターネットにおける転売に関する相談が増加傾向にあるため、トラブル事例をまとめ注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号 5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019) ●文化庁(法人番号 6000012060002) ○一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構(法人番号 9011005008564) ○一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(法人番号 2010005014868) ○一般社団法人コンサートプロモーターズ協会(法人番号 9011005003383)		
22	PIO-NETにみる2021年度の消費生活相談の概要	令和4年8月9日	2022年5月末までにPIO-NETに登録された全国の消費生活相談情報の傾向をまとめた。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号 5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019)		

23	2021年度の越境消費者相談の概要ー越境消費者センター(CCJ)で受け付けた相談からー	令和4年8月9日	国民生活センター越境消費者センター(CCJ)に、2021年度に寄せられた越境消費者取引に関する相談情報をまとめたものであり、当該情報については「消費生活年報2022」(2022年10月発行)に掲載した。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府 消費者委員会(法人番号2000012010019)		
24	2021年度訪日観光客消費者ホットラインに寄せられた相談のまとめ	令和4年8月9日	「訪日観光客消費者ホットライン(Consumer Hotline for Tourists)」に、2021年度に寄せられた相談のまとめのまとめであり、当該情報の概要については、「消費生活年報2022」(2022年10月発行)に掲載した。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号 5000012010024) ●内閣府消費者委員会(法人番号 2000012010019) ●観光庁(法人番号 9000012100003) ○独立行政法人国際観光振興機構(法人番号 4010005006896)		
25	まさか自分が著作権侵害?!ーファイル共有ソフトの安易な使用には危険がいっぱい!ー	令和4年9月7日	「ファイル共有ソフト」について仕組みや事例を紹介し、使い方によっては違法となるおそれがあるため、消費者が不注意で違法な行為をしないよう注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号2000012010019) ●総務省(法人番号2000012020001) ●文化庁(法人番号6000012060002) ●警察庁(法人番号8000012130001) ○違法・有害情報相談センター ○独立行政法人情報処理推進機構(法人番号5010005007126) ○一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(法人番号7010005018823)		
26	【「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に!? (No.2)】注文直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したら、いつの間にかコース内容が変わっていた!?	令和4年9月7日	通信販売での「定期購入」に関する相談が引き続き多く寄せられており、最近では、「いつでも解約可能」などと表示された「定期購入」の広告を見て、1回だけ商品を購入して、2回目以降を解約しようとしたところ、販売業者から、「購入回数の条件が無い定期コースを申込んだ後に、『特別割引クーポン』を使用したことで、○回の購入が条件の定期コースに切り替わっているため、1回目のみの購入では解約できない」と言われ、申込み時に想定していた金額以上の支払いが必要になったという相談が寄せられている。そこで、こうしたトラブルへの注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号 5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019)		
27	PIO-NETにみる2021年度の危害・危険情報の概要	令和4年9月7日	この概要は、PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)により収集した2021年度の「危害・危険情報」をまとめたもの。当該情報の詳細については、「消費生活年報2022」にまとめ、2022年10月に国民生活センターホームページ上に掲載する予定。 ・全国の消費生活センター等から収集した「危害・危険情報」は13,194件で、対前年度比でみると12.2%減となっていた。 ・「危害情報」は11,263件で、上位3商品・役務等は「化粧品」、「健康食品」、「医療サービス」であった。「危険情報」は1,931件で、上位3商品・役務等は「四輪自動車」、「調理食品」、「電話関連機器・用品」であった。 ・「危害情報」は、2020年度より1,656件減少した。「化粧品」が584件増加した一方で、「健康食品」が2,404件減少しました。被害者の性別は女性が約8割を占めていた。 ・「危険情報」は、2020年度より172件減少した。2020年度、珪藻土(けいそうど)マットに関する報道の影響で大幅に増加した「敷物類」が74件減少したことなどによるため。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府 消費者委員会事務局(法人番号2000012010019)		

28	高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選	令和4年9月14日	敬老の日にあわせて、全国の消費生活センター等に寄せられた相談やこれまでの公表資料などから、高齢者と、高齢者を見守る方々に向けて、今、特に気を付けてほしい消費者トラブルをまとめた。	要望先	-				
				要望内容	-				
				情報提供先	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者庁(法人番号 5000012010024)</li> <li>●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019)</li> </ul>				
29	強力な磁力を持つネオジム磁石製のマグネットセットの誤飲事故が再発！	令和4年9月14日	<p>2018年4月、国民生活センターは、幼児によるネオジム磁石製のマグネットセット(以下、「マグネットセット」とする。)の誤飲事故について注意喚起を行った。</p> <p>その後も同種の事故が発生していたことから、2021年11月、消費者安全調査委員会と公益社団法人日本小児科学会は連名で注意喚起を行った。</p> <p>2022年3月、消費者安全調査委員会が、「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故」を公表し、経済産業大臣に対し、マグネットセットが子どもの手に渡らないよう、法令による規制の検討を行うことと、インターネットモール事業者に協力を求めることについて、意見を出した。また、消費者庁長官に対しては、事故情報の収集体制の強化と消費者への周知についての意見を出し、同日、消費者庁は注意喚起を行った。</p> <p>同年6月、経済産業省は、消費者安全調査委員会の意見を受けて「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故の防止について(注意喚起及び協力要請)」を公表し、マグネットセットを購入される方への注意喚起に加え、インターネットモール上でマグネットセットを販売する事業者において講じていただきたい対策について呼びかけるとともに、主要なインターネットモール運営事業者への協力要請を行った。</p> <p>同年6月、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」に、2歳児がマグネットセットの磁石を複数個誤飲し、救急搬送されたとの事故情報が寄せられた。</p> <p>再び同種の事故が発生したことを受けて、改めて消費者に注意喚起等を行うこととした。</p>	要望先	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者庁(法人番号5000012010024)</li> <li>●経済産業省(法人番号4000012090001)</li> <li>○アマゾンジャパン合同会社(法人番号3040001028447)</li> <li>○ヤフー株式会社(法人番号3010001200818)</li> <li>○楽天グループ株式会社(法人番号9010701020592)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆消費者庁</li> <li>・医療機関ネットワーク事業参画機関に対し、情報提供への協力を依頼。</li> <li>◆インターネットショッピングモール運営事業者</li> <li>・注意喚起用のウェブサイト、SNSにて消費者へ注意喚起を実施。</li> <li>◇公益社団法人日本小児科学会</li> <li>・ウェブサイトにて周知。</li> <li>◇公益社団法人日本通信販売協会</li> <li>・ウェブサイトにて消費者及び会員企業に周知・注意喚起を実施。</li> <li>◇一般社団法人全日本文具協会</li> <li>・会員企業に周知</li> </ul>			
				要望内容	-				
				情報提供先	<ul style="list-style-type: none"> <li>●内閣府(法人番号2000012010019)</li> <li>●内閣府 消費者委員会(法人番号2000012010019)</li> <li>●文部科学省(法人番号7000012060001)</li> <li>●厚生労働省(法人番号6000012070001)</li> <li>○公益社団法人日本小児科医会(法人番号3011105004840)</li> <li>○公益社団法人日本小児科学会(法人番号5010005018346)</li> <li>○公益社団法人日本通信販売協会(法人番号9010005018680)</li> <li>○一般社団法人全日本文具協会(法人番号4010505000060)</li> <li>○一般社団法人日本玩具協会(法人番号6010605000017)</li> <li>○一般社団法人日本小児外科学会(法人番号4010005029963)</li> <li>○一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会(法人番号8010005004343)</li> <li>○オンラインマーケットプレイス協議会(法人番号なし)</li> <li>○日本チェーンストア協会(法人番号なし)</li> </ul>				
30	テレビ画面の破損に気を付けましょう！ー破損や水ぬれにより高額な修理費用がかかることもー	令和4年9月21日	<p>テレビは一般家庭に広く普及しており、国内で年間500万台以上が出荷され、現在では液晶や有機ELを用いた薄型タイプのテレビが主流となっている。また、画像の高精細化、画面の大型化および薄型化が進んでおり、国内メーカーのみならず、海外のメーカーも多く参入している。</p> <p>そのような中、PIO-NETには、「テレビの液晶が留守中に割れていた。何かがぶつかったことが原因と言われたが思い当たらない。」「テレビが映らなくなり、液晶画面が割れていることが分かった。外的要因のため保証できないと言われた。」「購入したばかりのテレビに、子どもが何かをぶつけて壊した。保証対象外で修理代が高額である。」「といったテレビ画面の破損や故障に関する相談が、過去5年あまり(2017年4月～2022年6月)で823件(破損:551件、故障:272件)寄せられている。</p> <p>そこで、テレビ画面の破損に関し、当センターで依頼をもとに実施したテスト事例を紹介するとともに、消費者へのアンケートによる実態調査を行い、情報提供することとした。</p>	要望先	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇オンラインマーケットプレイス協議会</li> <li>・会員企業が注意喚起用のウェブサイト、SNSにて消費者へ注意喚起を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部有識者による評価</li> <li>・地震等の転倒防止対策についても触れてはどうかという意見を受け、消費者へのアドバイスに転倒防止バンドについて追加。</li> <li>・テレビの市場規模感についても消費者に伝わるようにのご指摘を受け、目的に年間出荷台数の情報を追加。</li> <li>・テレビを所管する省庁にも情報提供してはどうかというご指摘を受け、情報提供先に経済産業省を追加。</li> <li>・アンケート調査結果について、一部設問の意味は異なるが、まとめ方が同じようになってしまっているのご指摘を受け、表現方法を改めた。</li> </ul>		
				要望内容	-				
				情報提供先	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者庁(法人番号5000012010024)</li> <li>●内閣府 消費者委員会(法人番号2000012010019)</li> <li>●経済産業省(法人番号4000012090001)</li> <li>○公益社団法人日本通信販売協会(法人番号9010005018680)</li> <li>○一般社団法人電子情報技術産業協会(法人番号3010005016582)</li> <li>○大手家電流通協会(法人番号なし)</li> <li>○オンラインマーケットプレイス協議会(法人番号なし)</li> </ul>				
31	新型コロナウイルス感染のセルフチェックには国が承認した抗原定性検査キットを！ー購入時には薬剤師から説明を受けて正しく使用しましょうー	令和4年9月21日	<p>国民生活センターでは令和3年11月に新型コロナウイルスへの感染をチェックできるとされる検査キットについて寄せられていたトラブル事例を紹介し、利用にあたっての注意点などをとりまとめ、情報提供した。</p> <p>セルフチェックに使用する、国の承認を受けた医療用の抗原定性検査キット(以下「医療用検査薬」とする。)については、令和3年9月27日から一部の薬局で薬剤師に相談の上、購入ができるようになった。また、令和4年8月24日以降、一般用SARSコロナウイルス抗原キット(以下「一般用検査薬」とする。)が承認され、薬剤師による情報提供を受けた上で、薬局、薬店のほか一部のインターネット通信販売サイトでも購入することが可能となっている。</p> <p>他方、従前から、国の承認を受けていない「研究用」とされるものも販売されているため、購入にあたっては注意が必要である。</p> <p>そこで、消費者が「医療用検査薬」または「一般用検査薬」を購入、利用する際に参考となる情報をとりまとめ、消費者に情報提供することとした。</p>	要望先	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇オンラインマーケットプレイス協議会</li> <li>・会員企業が注意喚起用のウェブサイト、SNSにて消費者へ注意喚起を実施。</li> <li>◇公益社団法人日本薬剤師会</li> <li>・都道府県薬剤師会に対して周知を実施。</li> </ul>			
				要望内容	-				
				情報提供先	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者庁(法人番号5000012010024)</li> <li>●内閣府 消費者委員会(法人番号2000012010019)</li> <li>●厚生労働省(法人番号6000012070001)</li> <li>○公益社団法人日本薬剤師会(法人番号3011105005376)</li> <li>○公益社団法人日本通信販売協会(法人番号9010005018680)</li> <li>○一般社団法人日本保険薬局協会(法人番号1010005011651)</li> <li>○一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会(法人番号1010405018940)</li> <li>○オンラインマーケットプレイス協議会(法人番号なし)</li> </ul>				

32	国民生活センターADRの実施状況と結果概要について(令和4年度第2回)	令和4年9月21日	国民生活センター紛争解決委員会によるADRの実施状況と手続結果の概要について公表した。	要望先 - 要望内容 - 情報提供先 -	-	○事業者名を含めた公表 株式会社ポジティブドリームパーソンズ (法人番号1011001037351)
33	樹脂製の折りたたみ式踏み台での指挟みに注意ー乳幼児が手指の先を切断する事故が発生していますー	令和4年10月5日	一般家庭において、高い場所にあるものを取るときに、脚立や踏み台などを使うことがある。近年、家具や家電と壁の狭い隙間に折りたたんで収納しておき、使用時に展開する樹脂製の折りたたみ式踏み台(以下、「折りたたみ式踏み台」とする。)がホームセンターや雑貨店等で販売されている。昨年、折りたたみ式踏み台につかまり立ちをしていた乳児が、折りたたみ式踏み台にできていた隙間に手指の先端が挟まれ、切断したという事故が発生し、消費生活センターからテスト依頼を受けたほか、医療機関ネットワークにも同様な事象により幼児が手指を負傷したとの事例が寄せられている。そこで、このような折りたたみ式踏み台について、構造や各可動部付近で手指を挟む可能性を調べ、特に乳幼児における事故の再発防止のため、消費者に注意喚起することとした。	要望先 ●消費者庁(法人番号5000012010024) ●経済産業省(法人番号4000012090001) ○アマゾンジャパン合同会社(法人番号3040001028447) ○ヤフー株式会社(法人番号3010001200818) ○楽天グループ株式会社(法人番号9010701020592) 要望内容 ●行政への要望 ・折りたたみ式踏み台により乳幼児が手指を負傷する事故の再発防止のため、乳幼児の手指が隙間に挟まれた場合に重大な事故に至る可能性があることなどを明示して消費者が確認できるよう、事業者への働きかけを要望した。 ・身体のかみ込みに関する事故を防止するため、規格基準の策定を検討するよう、関係団体や業界への働きかけを要望した。 ○インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼 ・消費者及び出品者に対し、折りたたみ式踏み台の隙間で乳幼児が手指を挟み負傷する事故が発生する危険性があることについて、注意喚起の協力を依頼した。 情報提供先 ●内閣府 消費者委員会(法人番号2000012010019) ○公益社団法人日本小児科学会(法人番号5010005018346) ○公益社団法人日本通信販売協会(法人番号9010005018680) ○一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会(法人番号8010005004343) ○日本チェーンストア協会(法人番号なし) ○オンラインマーケットプレイス協議会(法人番号なし) ○特定非営利活動法人Safe Kids Japan(法人番号5010905002878)	◆消費者庁 ・子ども安全メール、SNSにて注意喚起を実施。 ◇インターネットショッピングモール運営事業者 ・注意喚起用のウェブサイトにて消費者へ注意喚起を実施。	○外部有識者による評価 ・挟み込み判定フローチャートの内容が樹脂製の折りたたみ式踏み台に馴染まないのご指摘を受け、削除した。 ・文中の表現において、「折りたためる方向に動いた」という表現が分かりにくいのご指摘を、表現変更。 ・消費者へのアドバイスにおいて伝えるべき内容の順に順序を設定すべきのご指摘を受け、項目順序入れ替えを行った。
34	模倣品に関するトラブルにご注意！ー令和4年10月から水際取締りが強化されましたー	令和4年10月12日	令和4年10月1日に改正商標法、意匠法、関税法が施行され、海外の事業者から日本に模倣品(商標権または意匠権を侵害するもの)が送付された場合は、個人使用の場合でも、税関で没収の対象となった。インターネットでの模倣品の購入トラブルは引き続き見られるなか、模倣品のトラブルを避けるためのチェックポイントについてまとめ、消費者への注意喚起を行った。	要望先 - 要望内容 - 情報提供先 ●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府 消費者委員会(法人番号2000012010019) ●財務省(法人番号8000012050001) ●特許庁(法人番号2000012090003)	-	-
35	不用品回収サービスのトラブルー市区町村から一般廃棄物処理業の許可を受けず、違法に回収を行う事業者にご注意！ー	令和4年11月2日	引っ越しや自宅整理等の機会に利用される不用品回収サービスについて、消費者が広告を見て認識していたプラン内容と、実際の料金やサービスが大きく異なりトラブルになっており、全国の消費生活センター等への相談が増加していることから、注意喚起を行った。	要望先 - 要望内容 - 情報提供先 ●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府消費者委員会(法人番号2000012010019) ●環境省(法人番号1000012110001) ●経済産業省(法人番号4000012090001)	-	-

36	<p>子どもを抱っこして自転車に乗ることは危険ですー転倒・転落により子どもが頭部に重篤なけがをすることもー</p>	<p>令和4年11月16日</p>	<p>幼児が同乗できる自転車については、特に車での幼稚園・保育園への送迎が制限されるケースの多い都市部では他に代替し難い重要な移動手段となっており、今後も高い需要が見込まれる。医療機関ネットワークには、2017年度以降の約6年間に、子どもを抱っこして自転車に同乗させているときに転倒したり、子どもが転落してけがをしたという事例が32件寄せられていた。なお、過去には死亡事例も複数報道されていた。</p> <p>道路交通上、自転車の乗車人員は、各都道府県の公安委員会規則において規定することとされており、いずれの都道府県公安委員会規則においても、自転車に子どもを同乗させるためには、幼児用座席を使用するか、おんぶしなければならぬこととされており、抱っこして同乗させることは道路交通関係法令に違反してしまう。</p> <p>一方、市販されている自転車の幼児用座席や自転車用ヘルメットの対象年齢は、1歳以上のものしかない。また、子どもの発育状態から、おんぶできるのは首すわり後からとされています。こうした背景から、やむを得ず子どもを抱っこして自転車に同乗させているケースもあると考えらる。</p> <p>そこで、子どもを抱っこして自転車に同乗させることの危険性について、消費者に情報提供するとともに注意喚起することとした。</p>	<p>要望先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者庁(法人番号5000012010024)</li> <li>●警察庁(法人番号8000012130001)</li> <li>●文部科学省(法人番号7000012060001)</li> <li>●厚生労働省(法人番号6000012070001)</li> </ul>	<p>◆文部科学省 ・各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課、各都道府県私立学校主管課、附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く国立大学法人担当課、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課に対し、周知依頼の事務連絡を发出。</p>	<p>○外部有識者による評価 ・今現在、子どもを抱っこしながら自転車に乗車している人はどうすればよいか分からないとの指摘を受け、消費者へのアドバイスに追記した。 ・過去には死亡事故も起きている旨を追記してはどうかとの指摘を受け、追記した。 ・抱っこしながら自転車について、違法性よりも危険性を先に示すべきとの指摘を受け、該当箇所の順序を入れ替えた。 ・子どもの自転車への同乗方法について、誤認を防ぐため許容される方法を全て図示してはどうかとの指摘を受け、図示した。</p>
37	<p>購入時から不具合のあった自転車のギヤクランク(相談解決のためのテストからNo.168)</p>	<p>令和4年11月16日</p>	-	<p>要望先</p>	-	-	-
38	<p>ペットボトル飲料の入った梱包箱の持ち方に注意(相談解決のためのテストからNo.169)</p>	<p>令和4年11月16日</p>	<p>「ペットボトル飲料の入った梱包箱(ダンボール箱)を運ぼうとしたところ、箱が壊れたため転倒し、手首を骨折した。梱包材に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けた。</p> <p>当該品は、ペットボトル入りの飲料(525ml)が24本入った両側面に隙間のある構造のダンボール製の梱包箱で、両側面の上方には一部を開口させて、運ぶ際に手をかけるための手掛け穴があるものであった。相談者によると、店舗で購入した当該品を自家用車のトランクへ運ぶ時に破損したとのことであった。当該品の片側の手掛け穴の一部は裂けており、反対側の側面では、上下左右の全ての合わせ面の接着部が剥がれ、中のペットボトル飲料が飛び出していた。</p> <p>当該品の同型品を用いて運搬するテストを行ったところ、手掛け穴に手をかけた場合は問題なく運搬することができたが、手掛け穴を開口させてから、直下の隙間に手をかけると、運搬中に手掛け穴付近が破損し、梱包箱を落下させてしまった。</p> <p>ペットボトル飲料の入った、両側面に隙間のある構造の梱包箱では、側面にある手掛け穴を開口させてからその直下の隙間に手をかけて運ぶと、今回の事例のように、梱包箱の側面が破損することがある。手掛け穴を開口させた場合は、直下の隙間ではなく手掛け穴に手をかけて持ち運ぶようにしよう。また、梱包箱を持ち上げる際には、梱包箱に重さに耐えられないような脆弱(ぜいじゃく)な部分や破損部分がないか、接着部が剥がれたり、剥がれそうな部分がないか、水濡れなどにより梱包材のダンボールが弱くなっている部分がないかなどをよく確認してから持ち運ぶようにしよう。</p>	<p>要望先</p>	-	-	-
39	<p>海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブルがさらに増えていますー年末にかけて特に注意してください！ー</p>	<p>令和4年11月24日</p>	<p>海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルについて、2022年7月に注意喚起を行ったが、その後も相談が寄せられており、昨年度をさらに上回る事が想定されるペースになっていることから、再度注意喚起を行った。</p>	<p>要望先</p>	-	-	-

40	成年年齢引下げ後の18歳・19歳の消費者トラブルの状況(2022年10月末時点)	令和4年11月30日	2022年4月1日の成年年齢引下げから半年以上が経過したことを受け、2022年10月末時点での18歳・19歳の消費者トラブルの状況をまとめた。トラブルの傾向や事例の紹介とともに注意喚起を行った。	要望先 要望内容 情報提供先	- - ●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号2000012010019)		
41	【「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に!? (No.3)】テレビショッピングなどをみて電話で注文したら、意図せず「定期購入」に!? -「サンプル」「おまとめコース」などを勧められても要注意! -	令和4年11月30日	通信販売での「定期購入」に関する相談が引き続き多く寄せられており、「テレビショッピングをみて、紹介されていた商品を購入するため販売業者に電話したところ、当該商品と一緒に別の商品も勧められた。別の商品は断り、当該商品だけを購入したはずなのに、後日、当該商品と一緒に、断ったはずの別の商品も届き、『定期購入』だった』などという相談が、60歳以上の高齢者でみられている。そこで、そこでこうしたトラブルへの注意喚起を行った。	要望先 要望内容 情報提供先	- - ●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号2000012010019)		
42	電熱ウェアの異常発熱に注意 - 衣服の焼損、やけどを負った事例も -	令和4年11月30日	近年、モバイルバッテリーなどを用い、衣服に内蔵された電熱線を発熱させて温める防寒具が普及している。ジャケット、ベスト、パンツをはじめ、グローブや靴下などもあり(以下、これらを「電熱ウェア」とする。)、テレビやインターネットの通信販売、ホームセンターなどで目にする機会が増えている。PIO-NETには、電熱ウェアについて、品質・機能に関わるものや危害・危険に関する相談が、2017年4月～2022年9月末までの5年半の間に228件寄せられており、そのうち7割以上がジャケットやベストに関するものであった。そこで、電熱ウェアのジャケットやベストについて、危害・危険につながる異常発熱に関するテストを行い、消費者へ注意喚起することとした。	要望先 要望内容 情報提供先	- ○事業者への要望 ・異常が生じた際に通電を停止する機能など安全に配慮した商品開発を要望した。 ●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府消費者委員会(法人番号2000012010019) ●経済産業省(法人番号4000012090001) ○公益社団法人日本通信販売協会(法人番号9010005018680) ○一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会(法人番号8010005004343) ○日本チェーンストア協会(法人番号なし) ○オンラインマーケットプレース協議会(法人番号なし)	◇オンラインマーケットプレース協議会 ・会員企業が注意喚起用のウェブサイト、SNSにて消費者へ注意喚起を実施。	○外部有識者による評価 ・時御者へ表示に対する要望を入れた方が良いのではとの意見を受け、事業者への要望にその内容を追加。 ・仕様が明確な商品について具体的に記載した方が良いとの意見を受け、具体的な説明を追加。 ・丁寧な扱方の表現が曖昧なので具体例を入れてはどうかとの意見を受け、具体的な説明を追加。
43	高齢者を狙った劇場型勧誘再び!? 「老人ホーム入居権」を譲ってほしいという詐欺電話に注意!	令和4年12月7日	2014年度～2015年度にかけて急増した、「老人ホーム入居権」譲ってほしいという「劇場型勧誘」による詐欺的トラブルが、2022年度に再度急増し始めたため、相談事例を紹介するとともに、注意喚起を行った。	要望先 要望内容 情報提供先	- - ●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号2000012010019) ●警察庁(法人番号8000012130001)		
44	シリカやケイ素を摂取できるといった飲料、健康食品等に関する調査 - ケイ素の摂取は美容や健康に良い? -	令和4年12月7日	「シリカ」はケイ素を構成元素として含んだ物質で、「シリカ」または「ケイ素」を多く含むとされるペットボトル入りの飲料水や健康食品、水に入れて「シリカ」または「ケイ素」を多く含む水ができるというスティックなどの商品が、美容や健康に良いとうたわれて販売されている。ケイ素は、市販の飲料水や水道水をはじめ、多くの食品にも含まれている元素で、普段の食生活で意識せずに摂取している。人の骨や髪、皮膚などを構成している元素のひとつであるが、現時点では一日当たり摂取が必要なケイ素の量は明確にはなっておらず、美容や健康増進などに対する具体的な有効性については、必ずしも明らかにはなっていない。2022年6月には、ケイ素に関連して合理的な根拠なくさまざまな効果を広告したとして、消費者庁により景品表示法に係る措置命令が行われるという事例があった。PIO-NETには、シリカまたはケイ素を含む飲料水や健康食品等に関する相談が、2017年度からの過去5年半で429件寄せられており(2022年9月30日までの登録分)、中には「子どものアトピーに効くとの体験談を信じてケイ素水をネット通販で購入したが、効果がない。」「ケイ素のパウダーを飲み続けているが、何の効果もない。このまま飲み続けていても大丈夫なのか。」といった、有効性や安全性に関する相談も寄せられている。そこで、シリカやケイ素を多く摂取できることをうたった、ペットボトル入り飲料水10銘柄、水などで希釈して摂取する濃縮液3銘柄、水に入れてシリカまたはケイ素を含む飲料水ができるとうたったスティックや固形物4銘柄、錠剤状の健康食品3銘柄について、シリカやケイ素に係る表示、広告、含有量等を調査するとともに、ケイ素の摂取に関する情報を取りまとめ、消費者に情報提供することとした。	要望先 要望内容 情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●厚生労働省(法人番号6000012070001) ●行政への要望 ・栄養成分表示や原材料表示に不備があると考えられる銘柄があり、食品表示法に抵触するおそれがあったので、事業者への指導等を要望した。 ・商品本体等や販売者等のウェブサイトにおいて、商品またはシリカやケイ素の摂取について、医薬品的な効能効果や健康増進効果等があると受け取れる記載がみられた。これらは医薬品医療機器等法、健康増進法、または景品表示法上問題となるおそれがあると考えられたため、事業者への指導等を要望した。 ・ケイ素の含有濃度が表示より大幅に低い銘柄、調製した水のケイ素の濃度が、記載されていた最大とされる濃度に遠く及ばなかった銘柄があった。これらは食品表示法、または景品表示法上問題となるおそれがあると考えられたため、事業者への指導等を要望した。 ●内閣府消費者委員会(法人番号2000012010019) ●内閣府食品安全委員会(法人番号2000012010019) ○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(法人番号9120905002657) ○公益社団法人日本通信販売協会(法人番号9010005018680) ○オンラインマーケットプレース協議会(法人番号なし)	◆厚生労働省 ・各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長宛に監視指導の徹底を依頼する事務連絡を发出。(令和4年12月26日付) ◇オンラインマーケットプレース協議会 ・会員企業が注意喚起用のウェブサイト、SNSにて消費者へ注意喚起を実施。 ◇公益社団法人日本通信販売協会 ・ウェブサイトにて消費者及び会員企業に周知。	○外部有識者による評価 ・テスト結果は実名公表とすべきとの意見もあったが、銘柄名等を公表すると特定の銘柄だけが問題と受け取られてしまう、公表しないほうが幅広く事業者を警戒させ、消費者にも広く注意喚起できるという意見があり、銘柄名等を非公表とすることとした。 ・シリカとケイ素の関係について、消費者に分かるよう記載した方がよいとの意見があり、説明等を追記した。 ・一日に水道水を1,000～1,500ml飲めば、対象銘柄の飲料水1本分と同程度のケイ素が摂取でき、わざわざこのような商品を摂取する必要はないことを消費者に知ってもらうのが重要との意見から、この内容を資料中に追記した。

45	消費者問題に関する2022年の10大項目	令和4年12月9日	2022年に消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談の特徴的なものを選定した。 ・18歳から大人に4月から改正民法施行 ・SNSやマッチングアプリをきっかけに詐欺的トラブル目立つ ・海産物の送り付け商法 高齢者の割合も高く ・ウクライナ情勢を悪用 詐欺やトラブル発生 ・靈感商法 対策検討会で提言まとめる ・生活必需品の値上げ相次ぐ 急激な円安も ・新型コロナウイルス感染症の一般用抗原定性検査キット初承認、ネットでの購入も ・再発、子どもの誤飲事故 折りたたみ式踏み台による負傷事故も ・消費者契約法・消費者裁判手続特例法 通常国会で改正 ・消費生活相談のデジタル化 アクションプランを公表	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	-		
46	「愛してるから投資して」っておかしくない！？ マッチングアプリ等で知り合った人に騙されないためのチェックリスト	令和4年12月21日	近年、マッチングアプリ等が、真剣な出会いの場として存在感を高めている一方で、消費生活センターにはマッチングアプリ等で知り合った人から暗号資産やFX等の投資を勧められ、送金したところ、相手と連絡が取れなくなるといった相談が多く寄せられていることから、事例と相談件数及びマッチングアプリ等で知り合った人に騙されないためのチェックリストを紹介し注意喚起を行った。	要望先	-	◇金融庁HP等にて報道発表資料を広く周知した。	
			要望内容	-			
			情報提供先	●消費者庁(法人番号 5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019) ●金融庁(法人番号 6000012010023) ●警察庁(法人番号 8000012130001) ○一般社団法人日本暗号資産取引業協会(法人番号 2010005028315) ○一般社団法人結婚・婚活応援プロジェクト(法人番号 4010405013484)			
47	通販サイト、カード会社、宅配便事業者などをかたる偽SMS・メールに警戒を！ 身近な事業者からの不安なメッセージ、じつは危険な“フィッシング”かも	令和4年12月21日	通販サイト、クレジットカード会社、宅配便事業者などの実在する組織をかたるメールやSMS(ショートメッセージサービス)を送信し、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を取るフィッシングに関する注意喚起を行った。	要望先	-		
				要望内容	-		
				情報提供先	●消費者庁(法人番号 5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019) ●総務省(法人番号 2000012020001) ●警察庁(法人番号 8000012130001) ○フィッシング対策協議会(法人番号 なし) ○独立行政法人情報処理推進機構(法人番号 5010005007126) ○一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(法人番号 2010405013081)		
48	なくならない乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意 - 最近では金属片が内蔵されたスティックの誤飲も -	令和4年12月21日	「加熱式たばこ」は、たばこ葉やそれを加工したものを燃焼させずに電氣的に加熱し、エアゾル(霧状)化したニコチン等を吸入するたばこ製品で、喫煙後の吸い殻は、そのままごみ箱に捨てても火災の危険はないとされている。 国内では2013年12月から販売が開始され、2016年から流行が顕著となっているとされており、一般社団法人日本たばこ協会の統計データによると、2021年度の加熱式たばこの販売数量は前年度比111.4%の460億本で、紙巻たばこ(937億本、前年度比94.8%)の半分程度となっている。 国民生活センターでは、2017年に加熱式たばこのたばこ葉の入ったスティックやカプセル(以下、「スティック等」とする。)の誤飲事故について注意喚起を行ったが、その後も同種事故が後を絶たない。 医療機関ネットワークには、6歳未満の乳幼児がスティック等を誤飲したという事故情報が2017年度以降の約6年間に112件寄せられている。 また、近年新たに発売された、誘熱体として金属片が内蔵された加熱式たばこのスティックを誤飲したという事故も、医療機関ネットワークや医師からの事故情報受付窓口に寄せられている。 そこで、これらの事故情報を分析するとともに、加熱式たばこのスティック等のサイズや構造、表示等について調査し、改めて消費者に注意喚起することとした。	要望先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ○一般社団法人日本たばこ協会(法人番号1010405001087)		○外部有識者による評価 ・医療機関NWに寄せられた事故情報について、医療処置が必要だったことが重要とご指摘を受け、軽症の記載は削除。 ・「悪心」という表現が消費者に馴染みがないとご指摘を受け、表現を「吐き気・嘔吐」に改めた。 ・「こどもがいる環境から、たばこをなくすこと」を加えた方が良いのではないかと意見をを受け、乳幼児がいる環境では喫煙を控えることを検討してほしい旨消費者へのアドバイスに追加。 ・喫煙者家族で金属片が入っていると知らない人もいないという意見を受け、どのようなタイプの加熱式たばこを喫煙しているか周囲の方にも把握してほしい旨消費者へのアドバイスに追加
			要望内容	●行政への要望 ・乳幼児による加熱式たばこの誤飲事故の再発防止のため、継続的に消費者への注意喚起、啓発を行うよう要望した。 ○業界への要望 ・乳幼児による加熱式たばこの誤飲事故を防止するため、消費者が常に誤飲の危険性を認識できるような注意表示や効果的な注意喚起、さらなる啓発を行うよう要望した。 ・乳幼児による加熱式たばこの誤飲事故を防ぐため、商品の改善を検討するよう要望した。			
			情報提供先	●内閣府(法人番号2000012010019) ●内閣府 消費者委員会(法人番号2000012010019) ●財務省(法人番号8000012050001) ●文部科学省(法人番号7000012060001) ●厚生労働省(法人番号6000012070001) ○公益社団法人日本小児科学会(法人番号5010005018346) ○公益財団法人日本中毒情報センター(法人番号6050005010703) ○特定非営利活動法人Safe Kids Japan(法人番号5010905002878)			

49	マスクのノーズフィットによる顔などへの傷害にご注意	令和4年12月21日	マスクは、花粉や粉じんなどの微粒子、インフルエンザなどの感染症の原因であるウイルス吸入を物理的に遮断するためのものとして広く用いられており、近年では新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、日常生活での必需品となっている。 今年度に入り、子どもが不織布マスクを使用したところ、鼻の近くに擦り傷を負ったという事故が発生し、消費生活センターからの依頼を受けてテストした。鼻付近でマスクを顔の形に隙間なくフィットさせ、それを維持するための「ノーズフィット」に使われている金属製のワイヤーの端部がマスクの不織布を突き破り、顔を傷つけたものと考えられた。なお、同様の事故は過去にも起こっており、当センターでは結果を公表している。 PIO-NETには、2017年度以降の5年半あまりにマスクのノーズフィットだけがをした、あるいはそのおそれがあったとする相談が25件あり、中には、ノーズフィットの先端が目に入ったという事例もあった。 そこで、市販されている一般用の不織布マスク25銘柄のノーズフィットについて、形状や材質、表示等を調べ、消費者に情報提供することとした。	要望先	○一般社団法人日本衛生材料工業連合会(法人番号7010405004332)	◇一般社団法人日本衛生材料工業連合会 ・自主基準及びガイドラインの改訂、ホームページへの掲載を実施。 ◇オンラインマーケットプレイス協議会 ・会員企業が注意喚起用のウェブサイトにて消費者へ注意喚起を実施。	○外部有識者による評価 ・ノーズフィットだけがをすることについて、商品に注意表示はあった方がよいとの指摘を受け、事業者への要望に追記。 ・銘柄選定について、商品購入時にインターネット通信販売を利用しなかったとしても、インターネット通販での販売状況を調べておいた方がよいとの指摘を受け、テスト対象銘柄のインターネット通信販売での販売状況を公表資料に追記。
			要望内容	○業界・事業者への要望 ・不織布マスクのノーズフィットの端部が不織布を貫通したり、突き出たり、不織布の剥がれにより露出することがあるものでは、皮膚や眼を傷つける可能性がある。構造や材質等、設計の見直しによる改善を要望する。 ・不織布マスクのノーズフィットだけがをすることを注意表示に記載するよう要望する。			
			情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府 消費者委員会(法人番号2000012010019) ●厚生労働省(法人番号6000012070001) ●経済産業省(法人番号4000012090001) ○公益社団法人日本通信販売協会(法人番号9010005018680) ○一般社団法人日本チェーンストア協会(法人番号1010405018940) ○一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会(法人番号8010005004343) ○日本チェーンストア協会(法人番号なし) ○オンラインマーケットプレイス協議会(法人番号なし)			
50	フレームの材質が表示と異なっていたキャンプ用テント-当該品をお持ちの方は販売元にお問い合わせください-	令和4年12月21日	「テントを初めて使用した後に、たまたまとしたところ、風によりテントが傾き、フレームの接続部が複数箇所破損した。破損した原因を調べてほしい。」というテスト依頼が2022年6月に寄せられた。フレームの材質を調査した結果、表示されていたA7075(超々ジュラルミン)よりも強度が劣るA6061(アルミニウム)であることが分かった。 また、販売元による調査により、同様に表示よりも強度が劣る材質で製造された商品が当該品以外にもあることが分かった。当該品「プレミアムPANELグレートドゥーブルXL-B」及び、該当する商品をお持ちの方は、販売元である株式会社 ロゴスコポーレーションまでお問い合わせください。	要望先	-	◇オンラインマーケットプレイス協議会 ・会員企業が注意喚起用のウェブサイトにて消費者へ注意喚起を実施。	○外部有識者による評価 ・PIO-NETにおける同種事例、折れた部分と差し込む部分の材質、当該品の販売状況、事業者の事故に対する認識等について確認を受けつつ、審議を行った。 ・消費者が交換対象の商品であることを判断しやすくすること等の指摘を受け、文章を一部修正した。
			要望内容	-			
			情報提供先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●内閣府 消費者委員会(法人番号2000012010019) ●経済産業省(法人番号4000012090001) ○公益社団法人日本通信販売協会(法人番号9010005018680) ○オンラインマーケットプレイス協議会(法人番号なし)			
51	国民生活センターADRの実施状況と結果概要について(令和4年度第3回)	令和4年12月21日	国民生活センター紛争解決委員会によるADRの実施状況と手続結果の概要について公表した。	要望先	-	-	○事業者名を含めた公表 株式会社StyleForce (法人番号2011101073246)
			要望内容	-			
			情報提供先	-			
52	スライサーで指先にけがをする事故が多発!	令和5年1月18日	野菜等の食材を簡単にスライスするための調理器具として「スライサー」がある。 スライサーで指先にけがをする等の事故が複数発生していたため、国民生活センターでは2009年8月に注意喚起し、その後も継続的に事故が発生していたため2013年2月に再度、注意喚起した。 2017年度以降の5年半あまりに、医療機関ネットワークには、スライサーによる事故事例が87件寄せられており、PIO-NETにも同じ期間に、スライサーに関する危害・危険情報が18件寄せられている。スライサーでのけがは指先の皮膚等を削ぎ落とすこともあり、そのような場合は止血しにくく、治療までに期間を要することもある。 また、食材をつかむホルダー(安全ホルダー)を使用すること等で、けがのリスクを低減することができる、持ち方を誤るとすると、けがをすることもある。 そこで、スライサーによる事故の発生状況等を検証し、消費者に注意喚起することとした。	要望先	●消費者庁(法人番号5000012010024) ●経済産業省(法人番号4000012090001) ○アマゾンジャパン合同会社(法人番号3040001028447) ○ヤフー株式会社(法人番号3010001200818) ○楽天グループ株式会社(法人番号9010701020592)	◇インターネットショッピングモール運営事業者 ・注意喚起用のウェブサイトにて消費者へ注意喚起を実施。	○外部有識者による評価 ・安全ホルダーの形状をいくつか例示してはどうかとの意見を受け、複数のパターンを示すこととした。 ・「テストの一例です。」といったコメントを各写真に入れた方がよいとの意見を受け、特定のページを見た際にも誤解を与えないよう対応した。
			要望内容	●行政への要望 ・スライサーの危険性や正しく安全な使用方法について、消費者への注意喚起、啓発を行うよう要望した。 ・スライサーの危険性や正しく安全な使用方法について、消費者への注意喚起や啓発を行うとともに、より安全に配慮した商品の開発を検討するよう、関係団体や業界への働きかけを要望した。 ○インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼 ・消費者及び出品者に対し、スライサーの危険性や正しく安全な使用方法について、注意喚起の協力を依頼した。			
			情報提供先	●内閣府 消費者委員会(法人番号2000012010019) ○公益社団法人日本通信販売協会(法人番号9010005018680) ○一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会(法人番号8010005004343) ○日本チェーンストア協会(法人番号なし) ○オンラインマーケットプレイス協議会(法人番号なし)			

53	突然破裂した健康器具(バランスボール)(相談解決のためのテストからNo.170)	令和5年1月18日	<p>「健康器具(バランスボール)に座っていたところ、突然破裂したため転倒し、骨折した。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けた。</p> <p>当該商品は、空気を入れて膨らませ、身体と密着させてトレーニングを行う健康器具として販売されており、「ノンバースト」(穴があいても急激に空気が抜けにくい)をうたった商品であった。相談者は、毎日1時間程度、当該品に座って床に足を付け、テレビを見ながら使用していたとのことであった。</p> <p>事故の3日前に当該品に空気を補充し、当日は使用中に突然当該品が破裂して転倒し、腰椎を圧迫骨折したとのことであった。当該品は、座っていたときに側面となっていた部分の一部が上下方向に大きく裂けており、裂けていない部分にも内面に達しない程度の亀裂が複数みられた。</p> <p>新品の同型品を用いて、表示されていた耐荷重を加えたところ、破裂や空気の抜けはみられなかった。また、成人男性が座った状態を想定した荷重を加えながら画びょうや釘等を刺して側面に穴をあけたところ、穴は拡大せずにゆっくりと空気が抜けたが、カッターナイフの刃先を側面の上下方向に刺したところ、穴が上下方向に急速に進展して裂け、瞬時に空気が抜けた。</p> <p>なお、当該品やその同型品の表示内容を確認したところ、商品名及び商品説明として「ノンバースト」など、急速な破裂はしないと期待させる記載がみられた。</p>	<p>要望先</p> <p>要望内容</p> <p>情報提供先</p>	-	-	-
54	その通販サイト本物ですか!?“偽サイト”に警戒を!!-最近の“偽サイト”の見分け方を知って、危険を回避しましょう!-	令和5年1月30日	<p>インターネット通販で「注文した商品が届かない」「商品は届いたが偽物だった」「販売業者に連絡したいが連絡先がわからない」「通販サイトに注文後、偽サイトだったことに気が付いた」などの“偽サイト”に関する相談が寄せられていることから、こうしたトラブルへの注意喚起を行った。</p>	<p>要望先</p> <p>要望内容</p> <p>情報提供先</p>	<p>●消費者庁(法人番号 5000012010024)</p> <p>●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019)</p>	-	-
55	愛するペットのための買い物-インターネットで購入する前に、しっかり確認しましたか?-	令和5年2月1日	<p>インターネット通販で購入したペット用品に関するトラブルについて紹介するとともに、購入前によく確認してから購入するよう、消費者に向けて注意喚起を行った。</p>	<p>要望先</p> <p>要望内容</p> <p>情報提供先</p>	<p>●消費者庁(法人番号5000012010024)</p> <p>●農林水産省(法人番号5000012080001)</p> <p>●内閣府消費者委員会事務局(法人番号2000012010019)</p>	-	-
56	住み始める時から、「いつか出ていく時」に備えておこう!-賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意-	令和5年2月1日	<p>全国の消費生活センター等には、賃貸住宅の退去時の「原状回復」に関する相談が多くみられることから、賃貸借契約における「原状回復」とは何か、トラブルを防ぐにはどうしたらよいか、などをとりまとめ、消費者へ注意喚起した。</p>	<p>要望先</p> <p>要望内容</p> <p>情報提供先</p>	<p>●消費者庁(法人番号 5000012010024)</p> <p>●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019)</p> <p>●国土交通省(法人番号 2000012100001)</p> <p>○公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会(法人番号 4010005018537)</p> <p>○公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会(法人番号 8010005018789)</p> <p>○公益社団法人 全日本不動産協会(法人番号 8010005003089)</p> <p>○公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(法人番号 6010005018683)</p> <p>○一般社団法人 不動産流通経営協会(法人番号 5010405010522)</p> <p>○一般社団法人 不動産協会(法人番号 1010005018754)</p>	◇情報提供した団体が、HP等で会員向けに資料の内容を周知した。	-

57	芝が詰まって動かなくなった芝刈り機(相談解決のためのテストからNo.171)	令和5年2月1日	<p>「芝刈り機を使用したところ、少し稼働しただけでモーターが回らなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けた。</p> <p>当該品は、芝生を張った庭の手入れなどに使用する手押し式の電動芝刈り機で、本体の下部にある刃で刈られた芝を、内蔵されたファンによって本体後方に設けられたボックスに送る構造のものであった。</p> <p>当該品に通電したところ、わずかにモーター音はするものの、芝を刈る刃はほとんど動かず、1~2秒ほどでモーター音が停止した。当該品を分解したところ、刈った芝をボックスに送るファンに芝が詰まっており、これによりモーター及び刃の動きに異常が生じていた。この芝を取り除いて通電したところ、刃は正常に回転した。次に、当該品及びその同型品を用いて芝刈りをした際に、刈った芝がファンに詰まる状態が再現するかを検証した。取扱説明書に従って、10cm以上の長い芝を一度で刈り取らずに二度に分けて20分間芝刈りを行ったところ、異常はみられなかった。そこで、10cm以上の長い芝を一度で短く刈り、ボックスに溜まった芝が満量になっても捨てずに芝刈りを続けたところ、当該品及び同型品のいずれも刃の動きが弱まり、その後、停止する様子がみられた。ボックスとその付近に溜まった芝を取り除くと、再び芝刈りを行うことができたが、これを複数回繰り返すと、芝を取り除いても刃はほとんど動かず、1~2秒ほどでモーター音が停止した。これらを分解したところ、いずれも当該品が提供されたときと同様に内部のファンに芝が詰まっており、モーター及び刃の動きに異常が生じていた。</p> <p>当該品の取扱説明書には、長い芝を刈る際は、一度で短く刈り取らない旨の記載がされていたほか、ボックスに溜まった芝を捨てる際の目安が記載されていた。</p> <p>芝刈り機には、刈った芝を溜めるボックスが設けられているものが多くあるが、それを指定どおりに捨てずに使用を続けたり、長い芝を一度に短くしようとすると、刈った芝が詰まって動作が停止したり、故障の原因となることがある。必ず取扱説明書をよく読み、正しい取り扱いについて理解してから使用しましょう。</p>	要望先	-		
			要望内容	-			
			情報提供先	-			
58	出てくる風が冷たく感じられない卓上型冷風扇(相談解決のためのテストからNo.172)	令和5年2月1日	<p>「冷風扇を使用したところ、出てくる風が冷たく感じられない。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けた。</p> <p>当該品は、水が蒸発する際に気化熱を奪う原理を利用した卓上型の冷風扇であった。当該品の他、卓上型で同様の原理を利用した冷風扇3銘柄を参考品として入手し、合わせて調査を行った。当該品及び参考品の風量を最小、最大にそれぞれ設定した状態で、風の吹き出し口直近(0cm)及び吹き出し口から50cm離れた位置での温度を測定した。なお、テストは周囲温度約28℃、湿度約65%の環境で、それぞれフィルターを事前に水で濡らし、給水タンクの最大量まで水を注いだ状態で行った。</p> <p>測定の結果、約5分後には吹き出し口直近(0cm)で室温より最大で4.4℃低かったものの、50cm離れた位置では、室温より0.2~1.3℃低い程度で、風が冷たいとは感じにくいと考えられた。</p> <p>冷風扇は、気化熱を奪う原理を利用しており、風量の他、フィルターの容積や密度、水の温度が性能に影響すると考えられる。卓上型冷風扇はコンパクトで可搬性に優れているが、室内の温度や湿度を調整するエアコンとは冷却原理が異なり、同様な体感とはならない。商品の特性を理解した上で、購入の前に、使用する目的に合っているか確認するようにしましょう。</p>	要望先	-		
			要望内容	-			
			情報提供先	-			

59	吹き出し口が変色したセラミックファンヒーター(相談解決のためのテストからNo.173)	令和5年2月22日	<p>「セラミックファンヒーターを使用開始後、2週間位で吹き出し口が変色し、ひびが入った。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けた。</p> <p>当該品は、ファンにより背面の通気口からフィルターを通して吸入した空気を内部のヒーターで温め、吹き出し口から温風として吹き出す小型のセラミックファンヒーターであった。相談者によると、使用を開始してから2週間ほどで吹き出し口の中心部が変色し始め、1カ月後には亀裂が入ったとのことであった。</p> <p>当該品を調査した結果、樹脂製の吹き出し口の中央付近に熱の影響によると考えられる変色・亀裂がみられ、内側は外側よりも変色の度合いが大きいものであった。また、背面の通気口のフィルターを確認したところ、全面に埃(ほこり)が付着していた。</p> <p>当該品を稼働させて、吹き出し口の温度を測定したところ、最も温度の高い箇所は中央付近の内側で、約200℃であった。そこで、フィルターの埃を除去し、同様に稼働させたところ、最も温度が高かった箇所は、同じく中央付近の内側でしたが、最高温度は約180℃で、フィルターの埃を除去する前よりも低くなった。</p> <p>このことから、フィルターへの埃の付着により通気が不十分になったことが、より高温になった一因と考えられた。</p> <p>また、吹き出し口の変色が見られない部分を約1cm×1cmに切り出した試験片を、200℃と180℃の環境下に4時間置いたところ、200℃に置いたものでは全体に変色が見られ、180℃に置いたものでは変色等の変化はみられなかった。</p> <p>セラミックファンヒーターに限らず、ドライヤー等の温風を出す商品は、空気を吸入するフィルターに埃が付着等すると通気が不十分になり、内部の温度が正常時よりも高温になる可能性がある。取扱説明書をよく読み、定期的にフィルターの掃除をするようにしよう。</p>	<p>要望先</p> <p>要望内容</p> <p>情報提供先</p>			
60	【若者向け注意喚起シリーズ<No.13>】初めての一人暮らしで気を付けてほしい5大消費者トラブル-入学・就職など新生活のスタートでまずかかないために-	令和5年3月1日	3月、新大学生や新社会人などが一人暮らしを始める時期において、例年、住宅の賃貸借、引越し関連、訪問販売、もうけ話、通信契約等、一人暮らしや新生活に関連するトラブルの相談が寄せられていることから、新生活のスタートでつまづかないよう、初めての一人暮らしで気を付けてほしい消費者トラブルについて若者に注意喚起を行った。	<p>要望先</p> <p>要望内容</p> <p>情報提供先</p>	<p>●消費者庁(法人番号5000012010024)</p> <p>●内閣府 消費者委員会事務局(法人番号2000012010019)</p>		
61	糖質を低減できるとうたった電気炊飯器の実際	令和5年3月15日	<p>近年、健康志向や痩身への関心の高まりなどから、炭水化物や糖質の摂取を抑える「低炭水化物ダイエット」、「低糖質ダイエット」、「ローカーボ」などが注目されている。そのような中、日常的に食べているごはん(炊飯米)の糖質を低減できるとうたった電気炊飯器(以下、「糖質カット炊飯器」。)が販売されている。PIO-NETには、糖質カット炊飯器について、2017年度以降の約6年間に250件の相談が寄せられており、「糖質カット炊飯器を使用しているが血糖値に変化がない」といった、品質・機能に関する相談も寄せられている。</p> <p>また、消費生活センターからの依頼で行ったテストでは、糖質を低減させるという炊飯によるごはんの方が通常の炊飯より同一重量当たりの糖質の量は少なかったものの、表示されていた最大の割合には大きく及ばなかった。</p> <p>そこで、糖質カット炊飯器について、実際に炊飯した場合と、うたわれている糖質の低減の程度を調べ、消費者に情報提供することとした。</p>	<p>要望先</p> <p>要望内容</p> <p>情報提供先</p>	<p>●消費者庁(法人番号5000012010024)</p> <p>●行政への要望 ・糖質の低減率が、ウェブサイト等で広告されていた最大の割合を満たさないと考えられる銘柄があった。これらは景品表示法上問題となるおそれがあると考えられたため、事業者への指導等を要望した。</p> <p>・製造販売元等が運営するウェブサイト、商品の使用により、健康保持増進等に効果があると受け取れる記載がみられた。これらは消費者の誤認を招くおそれがあり、景品表示法上問題となるおそれがあると考えられたため、事業者への指導等を要望した。</p> <p>○事業者への要望 ・糖質の低減率を広告・表示する場合は、炊飯条件等を明示するなどの改善を要望した。</p> <p>・製造販売元等が運営するウェブサイト、商品の使用により健康保持増進等に効果があると受け取れる記載がみられた。これらは消費者の誤認を招くおそれがあり、景品表示法上問題となるおそれがあると考えられたため、改善を要望した。</p> <p>●内閣府 消費者委員会(法人番号2000012010019) ●内閣府 食品安全委員会(法人番号2000012010019) ●文部科学省(法人番号7000012060001) ●厚生労働省(法人番号6000012070001) ●経済産業省(法人番号4000012090001) ●国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(法人番号9120905002657) ○公益社団法人日本栄養士会(法人番号7010005003552) ○公益社団法人日本通信販売協会(法人番号9010005018680) ○公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会(法人番号4010405010705) ○一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会(法人番号8010005004343) ○一般社団法人日本電機工業会(法人番号8010005016727) ○大手家電流通協会(法人番号なし) ○オンラインマーケットプレイス協議会(法人番号なし)</p>	<p>●AINX株式会社 ・自社テスト結果(第三者機関による実施)に米の品種や炊飯量について追記 ●ウィナーズ株式会社 ・糖質の低減率及び健康保持増進等への効果に係る表示を改善 ●株式会社 forty-four ・糖質の低減率に係る表示を改善 ◇オンラインマーケットプレイス協議会 ・会員企業が注意喚起用のウェブサイト、SNSにて消費者へ注意喚起を実施。 ◇公益社団法人日本通信販売協会 ・ウェブサイトにて消費者及び会員企業に周知を実施。</p>	<p>○外部有識者による評価 ・糖質の低減等については、「100g当たり」の比較であることから、それが明確に分かるような記載にした方がよいとの指摘を受け、修正した。 ・「糖質カット」という表現については、基準等があるわけではなく、事業者の用いていた表現であることから、国センが同じ用語を用いて公表することには注意した方がよいとの指摘をうけ、タイトルを「糖質カット」→「糖質を低減できる」とし、文章内でも定義を明確にし、括弧付きにする等して使用することとした。</p>

62	顔に色が移ったマスク (相談解決のためのテストからNo.174)	令和5年3月15日	「黒いマスクを着用したところ、顔の皮膚が黒くなった。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けた。 当該商品は、相談者宅の洗面台の引き出しに1年程保管されていたという、素材表示にポリエステルとポリウレタンとある黒色のマスクであった。 相談者によると、複数枚購入したうちの1枚を1日装着したところ、鼻から頬にかけて黒い色が付着したとのことであった。 そこで、提供された当該商品のうち、未使用とされるものについて、JIS L 0844「洗濯に対する染色堅ろう度試験方法」及びJIS L 0849「摩擦に対する染色堅ろう度試験方法」に従って調べた。 マスクの染色堅ろう度に関するJISの基準はないため、JIS L 4107「一般衣料品」の外衣類及び中衣類用表地の染色堅ろう度の基準を参考値として照らしたところ、洗濯に対する染色堅ろう度については、汚染の判定が基準を下回っており、液汚染もみられ、洗濯により、他の衣類や洗濯液などへ色移りしやすいと考えられた。 また、摩擦に対する染色堅ろう度についても、乾燥試験での判定が基準を下回っており、乾燥状態での摩擦により、擦れる部位に色移りしやすいと考えられた。 依頼センターがテスト結果を発売元の事業者の説明したところ、現在はマスクの製造を行っていないが、再度、製造を行う際は、ロット毎の製品検査等の対策を行うとの回答があった。	要望先	-		
			要望内容	-			
			情報提供先	-			
63	プレートが外れたシャワーヘッド(相談解決のためのテストからNo.175)	令和5年3月15日	「シャワーを使用中にシャワーヘッドの部品が外れた。外れた原因を調べてほしい。」という依頼を受けた。 当該商品は、吐水口のあるプレートを回転させることで、ミストや頭皮に刺激を与えるスカルプといった5つの吐水モードを切り替えることができる多機能シャワーヘッドであった。なお、当該商品はプレートをヘッドに固定していた軸が根元から破断していた。 当該商品のヘッドにみられた破断面を観察したところ、破断面の左右には、疲労破壊の特徴がみられた。また、破断面の周囲には外周に沿って計7個の気泡が確認され、そのうちの2個は疲労破壊の起点と考えられる場所に位置していた。中央部分は他に比べ凹凸が大きく、白化していることから、最終破断部と推察され、破断は左右の両側から進行した後に中央部分が破断したものと考えられた。 これらのことから、当該商品はプレートをヘッドに固定していた軸に、強度を低下させる要因となる気泡が複数個あり、そこを起点として使用時に繰り返し加わった負荷によって破断に至ったものと考えられた。 なお、同型品を分解したところ、軸の根元の周囲には等間隔に並んだ8個の補強材が設けられており、当該品とは形状が異なっていた。 依頼センターがテスト結果を販売事業者の説明したところ、相談者へ返金対応が行われた。また、プレートの脱落等については、それまでも問い合わせを受けており、現在販売しているものは、軸の根元に補強材を設ける構造変更をしているとの回答があった。	要望先	-		
			要望内容	-			
			情報提供先	-			
64	「定期購入」トラブル急増！ - 低価格を強調する販売サイトには警戒が必要！ -	令和5年3月15日	通信販売での「定期購入」に関する相談が引き続き多く寄せられており、改正特定商取引法施行後も相談件数が増加していることから注意喚起を行った。	要望先	-		
			要望内容	-			
			情報提供先	●消費者庁(法人番号 5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019)			
65	増加する中古自動車の売却トラブル-強引な勧誘やキャンセル妨害も-	令和5年3月22日	中古自動車の売却に関する相談件数が増加しており、特に「査定時に強引に契約させられ、車を持っていかれた」「契約後すぐにキャンセルを申し出たら、高額なキャンセル料を提示された」など、強引な勧誘やキャンセル時のトラブル等に関する相談が目立つことから、注意喚起を行うとともに関係機関へ要望を行った。	要望先	○一般社団法人日本自動車購入協会(法人番号 1010005022186) ○一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会(法人番号 5011005001878) ○一般社団法人自動車公正取引協議会(法人番号 5010005003042) ●経済産業省(法人番号 4000012090001)	要望先の事業者団体において、ウェブサイトにおける消費者への注意喚起の充実、業界適正化への更なる取組などが確認できた。	
			要望内容	・業界団体及び事業者に対し、消費者被害を未然に防止し、中古車の買い取り等が適正に行われるための更なる取組の推進 ・行政に対し、業界の適正化に向けた取組			
			情報提供先	●消費者庁(法人番号 5000012010024) ●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019) ●国土交通省(法人番号 2000012100001)			

66	「消費生活センターにおける解決困難事例の研究～起業・副業をめぐる消費者トラブルの被害救済を中心に～」調査報告<結果・概要>	令和5年3月22日	起業・副業に関連する消費者トラブルは、若年層を中心に増加傾向にあり、解決困難な事例も目立つことから、消費生活センターのあっせんにおいてよりよい解決が図れる策はないか等について、現状や取組例等を調査し、報告書をまとめた。	要望先	-	-	-
				要望内容	-		
				情報提供先	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者庁(法人番号 5000012010024)</li> <li>●内閣府消費者委員会事務局(法人番号 2000012010019)</li> <li>●金融庁(法人番号 6000012010023)</li> <li>●警察庁(法人番号 8000012130001)</li> <li>●経済産業省(法人番号 4000012090001)</li> <li>○一般社団法人 全国銀行協会(法人番号 1010005016782)</li> <li>○一般社団法人日本クレジット協会(法人番号 1010005014126)</li> <li>○日本貸金業協会(法人番号 5010405007114)</li> </ul>		
67	国民生活センターADRの実施状況と結果概要について(令和4年度第4回)	令和5年3月22日	国民生活センター紛争解決委員会によるADRの実施状況と手続結果の概要について公表した。	要望先	-	-	○事業者名を含めた公表 エーライフ合同会社※ (法人番号9070003004231) ※旧社名:関東設備合同会社 株式会社クレヴァー (法人番号7011401023813) 株式会社Be (法人番号6290001069488)
				要望内容	-		
				情報提供先	-		

## 新聞等への掲載実績

公表数	テーマ	新聞 (在京6紙)		テレビ		ラジオ		地方紙	
		新聞名	合計	放送局	合計	放送局	合計	新聞名	合計
1	【若者向け注意喚起シリーズ<No. 11>】 電気代が安くなる！？電力契約の訪問販売トラブル								
2	ウクライナ情勢を悪用した手口にご注意！ (No. 2) ー貴金属の訪問購入トラブル等ー	東京 日経 朝日 読売	4					上毛新聞 室蘭民報	2
3	SNSでPRをすれば商品代金やサービス利用料が無料になる？！ ー「キャッシュバックで実質無料」「自己負担なし」などの勧誘に注意ー			フジテレビ	1				
4	「パーソナル筋力トレーニング」でのけがや体調不良に注意！ ーコロナ禍でより高まる健康志向や運動不足解消の意外な落とし穴！？ー	日経 東京 朝日 読売	4	TBS フジテレビ テレビ朝日	3			山形新聞 千葉日報 他	45
5	このままでは固定電話が使えなくなる！？それって光回線の“便乗”勧誘かも ー固定電話のIP網移行に伴う利用者側での手続きは不要ですー	東京	1					岐阜新聞 紀伊民放	2
6	雑音で音声が聞き取りにくい耳かけ集音器 (相談解決のためのテストからNo. 164)								
7	組成表示が異なっていた婦人パジャマ (相談解決のためのテストからNo. 165)								
8	一度に中身がすべて噴出したスプレー缶 (相談解決のためのテストからNo. 166)								
9	「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？ ー「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました！ー							沖縄タイムス	1
10	被災地域は特に注意！災害後の住宅修理トラブル	読売	1						
11	「消費者トラブルメール箱」2021年度のまとめ								
12	国民生活センターと消費者庁をかたる偽ハガキにご注意ください	東京	1						
13	国民生活センターADRの実施状況と結果概要について (令和4年度第1回)								
14	ウクライナ情勢を悪用した手口にご注意！ (No. 3) ー送金依頼や書籍の強引な販売トラブル等ー							中部経済新聞 岐阜新聞 山陰中央 沖縄タイムス	4

公表数	テーマ	新聞 (在京6紙)		テレビ		ラジオ		地方紙	
		新聞名	合計	放送局	合計	放送局	合計	新聞名	合計
15	契約内容や契約先の事業撤退に伴う対応についての相談が寄せられています								
16	急増！海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブル ー「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」という電話に注意！ー	読売 日経	2	フジテレビ テレビ朝日	2			北海道新聞	1
17	【若者向け注意喚起シリーズ<No.12>】 男性も増加！脱毛エステのトラブル	読売 毎日	2	NHK TBS	2				
18	「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？(No.1) ー電子タバコや医薬品でも！！ー								
19	乳児の首にひもが絡まった昼寝用マット（相談解決のためのテストからNo.167）	東京	1						
20	SNSやマッチングアプリ、友人・知人からの誘いをきっかけとした暗号資産のトラブル ーその話、うのみにしないでー			テレビ朝日	1				
21	“推し”に会えない！？転売チケットの購入トラブルが急増中！	読売 東京	2	TBS フジテレビ テレビ朝日	3			山陰中央 沖縄タイムス	2
22	PIO-NETにみる2021年度の消費生活相談の概要								
23	2021年度の越境消費者相談の概要 ー越境消費者センター（CCJ）で受け付けた相談からー								
24	2021年度訪日観光客消費者ホットラインに寄せられた相談のまとめ								
25	まさか自分が著作権侵害？！ ーファイル共有ソフトの安易な使用には危険がいっぱい！ー	読売 東京	2						
26	【「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？(No.2)】 注文直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したら、いつの間にかコース内容が変わっていた！？			フジテレビ	1				
27	PIO-NETにみる2021年度の危害・危険情報の概要								
28	高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選			フジテレビ	1				
29	強力な磁力を持つネオジム磁石製のマグネットセットの誤飲事故が再発！			TBS	1				
30	テレビ画面の破損に気を付けましょう！ ー破損や水ぬれにより高額な修理費用がかかることもー			テレビ朝日	1			北國 沖縄タイムス 岐阜新聞	3
31	新型コロナウイルス感染のセルフチェックには国が承認した抗原定性検査キットを！ ー購入時には薬剤師から説明を受けて正しく使用しましょうー								

公表数	テーマ	新聞 (在京6紙)		テレビ		ラジオ		地方紙	
		新聞名	合計	放送局	合計	放送局	合計	新聞名	合計
32	国民生活センターADRの実施状況と結果概要について（令和4年度第2回）								
33	樹脂製の折りたたみ式踏み台での指挟みに注意－乳幼児が手指の先を切断する事故が発生しています－	読売 東京	2	TBS フジテレビ テレビ朝日	3				
34	模倣品に関するトラブルにご注意！－令和4年10月から水際取締りが強化されました－								
35	不用品回収サービスのトラブル－市区町村から一般廃棄物処理業の許可を受けず、違法に回収を行う事業者にご注意！－			フジテレビ テレビ朝日	2			北國	1
36	こどもを抱っこして自転車に乗ることは危険です－転倒・転落によりこどもが頭部に重篤なけがをすることも－	読売 毎日 東京	3	TBS フジテレビ テレビ朝日	3			中部経済	1
37	購入時から不具合のあった自転車のギヤクランク（相談解決のためのテストからNo.168）								
38	ペットボトル飲料の入った梱包箱の持ち方に注意（相談解決のためのテストからNo.169）	東京	1						
39	海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブルがさらに増えています－年末にかけて特に注意してください！－	読売 東京	2	テレビ朝日 TBS	2				
40	成年年齢引下げ後の18歳・19歳の消費者トラブルの状況（2022年10月末時点）	毎日 読売 東京 日経	4	NHK	1			新潟日報 佐賀新聞 他	46
41	【「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？（No.3）】 テレビショッピングなどをみて電話で注文したら、意図せず「定期購入」に！？－「サンプル」「おまとめコース」などを勧められても要注意！－								
42	電熱ウェアの異常発熱に注意－衣服の焼損、やけどを負った事例も－	東京	1	NHK TBS フジテレビ	3	TBSラジオ	1		
43	高齢者を狙った劇場型勧誘再び！？「老人ホーム入居権」を譲ってほしいという詐欺電話に注意！	東京	1	テレビ朝日	1			北國新聞 山陰中央 沖縄タイムス 岐阜新聞	4
44	シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査－ケイ素の摂取は美容や健康に良い？－								
45	消費者問題に関する2022年の10大項目	読売	1						
46	「愛してるから投資して」っておかしくない！？－マッチングアプリ等で知り合った人に騙されないためのチェックリスト－	東京 産経 朝日	3	NHK フジテレビ	2				
47	通販サイト、カード会社、宅配便事業者などをかたる偽SMS・メールに警戒を！ －身近な事業者からの不安なメッセージ、じつは危険な“フィッシング”かも－								
48	なくならない乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意－最近では金属片が内蔵されたスティックの誤飲も－	東京	1	NHK テレビ朝日	2			茨城新聞 西日本新聞 他	43

公表数	テーマ	新聞 (在京6紙)		テレビ		ラジオ		地方紙	
		新聞名	合計	放送局	合計	放送局	合計	新聞名	合計
49	マスクのノーズフィットによる顔などへの傷害にご注意	東京	1	テレビ朝日	1			河北新報 山陽新聞 他	42
50	フレームの材質が表示と異なっていたキャンプ用テントー当該品をお持ちの方は販売元にお問い合わせくださいー								
51	国民生活センターADRの実施状況と結果概要について（令和4年度第3回）								
52	スライサーで指先にけがをする事故が多発！			フジテレビ TBS	2			北國新聞	1
53	突然破裂した健康器具（バランスボール） （相談解決のためのテストからNo. 170）								
54	その通販サイト本物ですか！？“偽サイト”に警戒を！！ ー最近の“偽サイト”の見分け方を知って、危険を回避しましょう！ー	東京	1	NHK	1				
55	愛するペットのための買い物ーインターネットで購入する前に、しっかり確認しましたか？ー								
56	住み始める時から、「いつか出ていく時」に備えておこう！ー賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意ー	朝日 東京 日経	3	テレビ朝日	1			東奥日報 京都新聞 他	13
57	芝が詰まって動かなくなった芝刈り機（相談解決のためのテストからNo. 171）								
58	出てくる風が冷たく感じられない卓上型冷風扇（相談解決のためのテストからNo. 172）								
59	吹き出し口が変色したセラミックファンヒーター（相談解決のためのテストからNo. 173）								
60	【若者向け注意喚起シリーズ<No. 13>】 初めての一人暮らしで気を付けてほしい5大消費者トラブルー入学・就職など新生活のスタートでつまづかないためにー	東京	1						
61	糖質を低減できるとうたった電気炊飯器の実際	東京 朝日 読売	3	NHK TBS フジテレビ テレビ朝日	4			上毛新聞 愛媛新聞 他	45
62	顔に色が移ったマスク（相談解決のためのテストからNo. 174）								
63	プレートが外れたシャワーヘッド（相談解決のためのテストからNo. 175）								
64	「定期購入」トラブル急増！！ー低価格を強調する販売サイトには警戒が必要！ー								
65	増加する中古自動車の売却トラブルー強引な勧誘やキャンセル妨害もー	東京	1					北國新聞	1

公表数	テーマ	新聞 (在京6紙)		テレビ		ラジオ		地方紙	
		新聞名	合計	放送局	合計	放送局	合計	新聞名	合計
66	「消費生活センターにおける解決困難事例の研究～起業・副業をめぐる消費者トラブルの被害救済を中心に～」調査報告<結果・概要>								
67	国民生活センターADRの実施状況と結果概要について（令和4年度第4回）								
			49		44		1		257

## 令和4年度発行のウェブ版『国民生活』特集等テーマ一覧

令和4年 4月号 (No. 116) 特集	18歳からの消費者としての自立のために
5月号 (No. 117) 特集	暗号資産の最新動向
6月号 (No. 118) 特集	ペットと暮らす
7月号 (No. 119) 特集	消費者裁判手続特例法—これまでとこれから—
8月号 (No. 120) 特集	個人間取引の現状とこれから
9月号 (No. 121) 特集	仮想空間ビジネスをめぐる諸問題
10月号 (No. 122) 特集	食品ロス削減の最新事情
11月号 (No. 123) 特集	自動運転をはじめとした「自動車」の進化と暮らしへの影響
12月号 (No. 124) 特集	老後の住宅資産活用の注意点 —リバースモーゲージ、リースバックを中心に
令和5年 1月号 (No. 125) 特集	「衣」に訪れた変化の波—消費環境の今と未来—
2月号 (No. 126) 特集	「ニセモノ」の国内流通を防ぐために
3月号 (No. 127) 特集	消費者行政の基本を学ぶ

## 2023年版「くらしの豆知識」で取り上げた情報一覧

## 特集1. 賢く始める！新成人

- ① 初めてのひとり暮らし（1）部屋を借りるとき
- ② 初めてのひとり暮らし（2）退去時のトラブルを防ぐ
- ③ 家計を管理する
- ④ クレジットカードの使い方
- ⑤ リボ払いの注意点
- ⑥ 美容医療サービスのトラブル
- ⑦ SNSがきっかけのトラブル
- ⑧ 知人・友人から勧誘され…マルチ取引
- ⑨ 借金するよう指示し強引に契約を迫る手口に注意
- ⑩ 怪しい副業・アルバイトのトラブル
- ⑪ 消費の力が社会を変える

## 特集2. こんな手口にだまされない

- ① あなたは何にだまされやすい？
- ② 商品が届かない、偽物や粗悪品が届く 詐欺的な通販サイト
- ③ 偽警告画面で慌てさせる サポート詐欺
- ④ もらえるどころか払わされる 当選金・支援金トラブル
- ⑤ 実在の事業者を装う 偽SMS
- ⑥ 「必ずもうかる」でお金をだまし取る 詐欺的な投資トラブル
- ⑦ 点検して不安をあおる 点検商法
- ⑧ 注文していないのに…送りつけ商法
- ⑨ 本当のねらいは貴金属！？ 強引な訪問購入
- ⑩ 水回りの修理サービスで高額請求
- ⑪ 光回線、電気等の悪質な切り替え勧誘
- ⑫ 自宅売却の強引な勧誘
- ⑬ 架空請求・ワンクリック請求・還付金詐欺・二次被害
- ⑭ 消費生活センターに相談しよう

## 1. やさしく学ぶ契約

- ① 契約って何だろう？
- ② 契約前のチェックリスト

- ③ 契約の流れを見てみよう
- ④ 未成年者の契約
- ⑤ 判断力の不十分な人の契約
- ⑥ 契約をやめる（1）無効・取消し・解除
- ⑦ 契約をやめる（2）不当な勧誘の場合
- ⑧ 契約をやめる（3）中途解約
- ⑨ 消滅時効とは
- ⑩ クーリング・オフってどんな制度？
- ⑪ クーリング・オフができる取引
- ⑫ クーリング・オフの確認ポイント

## 2. 気をつけて！ネットの落とし穴

- ① SNSに投稿する前に
- ② 悪質なアフィリエイト広告に注意
- ③ オンラインゲーム・ライブ配信で子どもが高額課金
- ④ フリマサービスのトラブル
- ⑤ サブスクリプションで思わぬ請求に
- ⑥ クラウドファンディングのトラブル
- ⑦ スマホ決済の注意点

## 3. 身近にひそむ危険

- ① スマホ、タブレットやモバイルバッテリーの発熱・発火
- ② 家電から出る蒸気による乳幼児のやけど
- ③ リードディフューザーの液の誤飲
- ④ マグネット玩具の誤飲
- ⑤ ガスコンロなどでの着衣着火
- ⑥ テイクアウトやデリバリーでの食中毒
- ⑦ スプレー缶・カセットボンベは正しく廃棄を

## 4. 知っておきたい社会保障と公的支援

- ① 公的年金制度のしくみ
- ② 公的年金を受給するには
- ③ 公的医療保険制度
- ④ 雇用保険の給付～失業したとき
- ⑤ 妊娠・出産・育児の支援制度
- ⑥ ひとり親家庭への支援策
- ⑦ 被災者生活再建支援

## 5. 人生100年時代を生きる支度

- ① 遠距離介護、何から始める？
- ② 高齢者向け住まいや施設を選ぶポイント
- ③ もしもに備えるデジタル終活
- ④ もめない相続のための準備
- ⑤ 成年後見制度と家族信託の違い
- ⑥ おひとり様の終活・身元保証の契約とは
- ⑦ 人生の最終段階における医療・ケアへの備え
- ⑧ 補聴器の選び方

## 6. 暮らしのマネー情報

- ① 教育資金を準備するには
- ② 老後に備えるマネープラン
- ③ 「貯蓄」と「投資」～どう分ける？
- ④ 投資信託の基礎知識
- ⑤ 保険の見直して家計をスリム化
- ⑥ 保険ショップを利用するときの注意点
- ⑦ 保険金を受け取るときの税金

## 7. こんな場合はどうする？

- ① 水害に備えるには
- ② 病気やけがで働けなくなったら
- ③ 住宅ローンの返済が困難になったら
- ④ 空き家を相続したら
- ⑤ 「火災保険で住宅を修理できる」と言われたら
- ⑥ 自転車事故の賠償に備えるには
- ⑦ 健康食品の広告って本当かなと思ったら

## 資料編

- ① 災害時の持ち出し品と備蓄品
- ② 繊維製品の洗濯表示
- ③ 困った！知りたい！ときの  
相談・問い合わせ機関
- ④ 全国消費生活センター一覧  
(都道府県・政令指定都市)

## 新規掲載記事

## お金・保険・儲け話・講座・セミナー

- 1 マッチングアプリで知り合った人から勧められた暗号資産の投資サイトに手数料を支払ったが、出金できない

## 住まい・生活用品／サービス・ペット・冠婚葬祭・書籍・車

- 2 電子キーの乗用車で子どもが閉じ込められた

## 医療・エステ・美容

- 3 契約中のエステサロンが破産した！

## 令和 4 年度商品テストの概要

SNO	商品名	目的	テスト結果の概要
1	糖質を低減できるとうたった電気炊飯器の実際	<p>日常的に食べているごはん(炊飯米)の糖質を低減できるとうたった糖質カット炊飯器が販売されている。PIO-NET には、糖質カット炊飯器について、2017 年度以降の約 6 年間に 250 件の相談が寄せられており、「糖質カット炊飯器を使用しているが血糖値に変化がない」といった、品質・機能に関する相談も寄せられた。また、消費生活センターからの依頼で行ったテストでは、糖質を低減させるという炊飯によるごはんの方が通常の炊飯より同一重量当たりの糖質の量は少なかったものの、表示されていた最大の割合には大きく及ばなかった。そこで、糖質カット炊飯器について、実際に炊飯した場合と、うたわれている糖質の低減の程度を調べ、消費者に情報提供することとした。</p>	<p>テスト対象の 6 銘柄すべてで、「通常炊飯」より「糖質カット炊飯」のごはんの方が柔らかく感じられ、水分が約 1~2 割多い炊き上がりだった。このほか、約 1~3 割、重量が重かったものの、含まれる糖質(でん粉)の総量に大きな差はみられなかった。ウェブサイトの広告があった 5 銘柄すべてに、商品の使用により健康保持増進等に効果があると受け取れる記載がみられたこと、5 銘柄中 4 銘柄で、広告等でうたわれていた糖質の低減率を満たさないと考えられることは、景品表示法上問題となるおそれがあると考えられた。</p>
2	スライサーで指先にけがをする事故が多発!(報道発表)	<p>野菜等の食材を簡単にスライスするためのスライサーで指先にけがをする等の事故が複数件発生していたため、国民生活センターでは過去にも注意喚起を行った。2017 年度以降の 5 年半あまりに、医療機関ネットワークには事故事例が 87 件、PIO-NET にも危害・危険情報が 18 件寄せられている。スライサーでのけがは止血しにくい場合があり、治癒までに期間を要することもある。また、食材をつかむ安全ホルダーを使用しても、持ち方を誤ると、けがをすることもある。そこで、スライサーによる事故の発生状況等を検証し、消費者に注意喚起することとした。</p>	<p>野菜が小さくなったり、手を滑らせたりすると指が刃に接触したり、安全ホルダーの使い方を誤るとけがをする可能性があったほか、調理中以外でも指がスライサーの刃に接触することがあった。すべての銘柄で、調理中の手指のけがに注意する旨の記載がみられた。すべての銘柄で、調理後の手入れや保管に関する記載がみられた。スライサーには刃物が付属しているため、不注意や使用方法を誤れば思わぬけがにつながる危険性がある。調理する際は取扱説明書をよく読み、十分に注意すること。調理中以外でもスライサーでけがをする危険性がある。手入れや保管をする際には十分に注意すること。</p>

3	<p>なくならない乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意(報道発表)</p>	<p>国民生活センターでは、2017年に加熱式たばこのたばこ葉の入ったスティック等の誤飲事故について注意喚起を行ったが、その後も同種事故が後を絶たない。医療機関ネットワークには、6歳未満の乳幼児がスティック等を誤飲したという事故情報が2017年度以降の約6年間に112件寄せられている。また、近年新たに発売された、誘熱体として金属片が内蔵された加熱式たばこのスティックを誤飲したという事故も寄せられている。そこで、これらの事故情報を分析するとともに、加熱式たばこのスティック等のサイズや構造、表示等について調査し、改めて消費者に注意喚起することとした。</p>	<p>テスト対象銘柄の半数はそのまま3歳未満の乳幼児の口腔内に収まるサイズで、残りの半数でも噛んでしまうと口腔内に収まるのが分かった。すべての銘柄で、1本分のたばこ葉には吐き気をもよおす可能性がある量のニコチンが含まれていた。金属片が内蔵された銘柄には、飲み込むと大けがにつながる旨や、保管方法に関する表示があったが、小さい文字で表示されていた。加熱式たばこの誤飲事故を防止するため、スティック等は乳幼児の手や目が届かない場所に保管・廃棄すること。</p>
4	<p>マスクのノーズフィットによる顔などへの傷害にご注意(報道発表)</p>	<p>今年度に入り、子どもが不織布マスクを使用したところ、鼻の近くに擦り傷を負ったという事故が発生し、消費生活センターからのテスト依頼を受けた。鼻付近でマスクを顔の形に隙間なくフィットさせ、それを維持するための「ノーズフィット」に使われている金属製のワイヤーの端部がマスクの不織布を突き破り、顔を傷つけたものと考えられた。なお、同様の事故は過去にも起こっており、当センターでは結果を公表している。PIO-NETには、2017年度以降の5年半あまりにマスクのノーズフィットでけがをした、あるいはそのおそれがあったとする相談が25件あり、中には、ノーズフィットの先端が目に入ったという事例もあった。そこで、市販されている一般用の不織布マスクのノーズフィットについて、形状や材質、表示等を調べ、消費者に情報提供することとした。</p>	<p>不織布マスクのノーズフィットの材質や形状、マスクの構造によっては、ノーズフィットの端部により皮膚や眼を傷つけることがある。マスクを着用する際や着用中に調整する際には、ノーズフィットの端部をよく確認すること。マスクを着け外する際や廃棄するときなどにノーズフィットを折り曲げるときには、ノーズフィットの端部の鋭く尖った部分が不織布を貫通したり、突き出したりして顔などに触れやすくなるので、取り扱いには注意すること。</p>
5	<p>フレームの材質が表示と異なっていたキャンプ用テント(報道発表)</p>	<p>テントを初めて使用した後に、たまたまとしたところ、風によりテントが傾き、フレームの接続部が複数箇所破損した。破損した原因を調べてほしい。というテスト依頼が寄せられ、フレームの材質を調査した結果、表示よりも強度が劣る材質であることが分かった。また、販売元による調査により、同様な商品が当該品以外にもあることが分かった。</p>	<p>表示よりも強度が劣る材質が使用されていた当該品はテント自体の強度としては問題がないものの、表示と異なり強度が劣った材質で製造されたことから、対象となる商品の該当フレームについて、近日中に交換対応を開始するよう準備中とのことであった。対象は、当該品を含めた各品番の特定のロットナンバーのもので、表示と異なる材質で製造されたフレームの種類は商品によって異なる。対象となる商品を所有している場合は、事業者にお問い合わせのこと。</p>

6	シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査(報道発表)	<p>「シリカ」または「ケイ素」を多く含むとされるペットボトル入りの飲料水や健康食品、水に入れて「シリカ」または「ケイ素」を多く含む水ができるというスティックなどの商品が、美容や健康に良いとうたわれて販売されている。</p> <p>ケイ素は、人の骨や髪、皮膚などを構成している元素のひとつだが、現時点では一日あたりに摂取が必要なケイ素の量は明確にはなっておらず、美容や健康増進などに対する具体的な有効性については、必ずしも明らかにはなっていない。2022年6月には、ケイ素に関連して合理的な根拠なくさまざまな効果を広告したとして、消費者庁により景品表示法に係る措置命令が行われるという事例があった。PIO-NETには、シリカまたはケイ素を含む飲料水や健康食品等に関して有効性や安全性に関する相談も寄せられている。そこで、シリカやケイ素を多く摂取できることをうたった飲料水や健康食品等について、シリカやケイ素に係る表示、広告、含有量等を調査するとともに、ケイ素の摂取に関する情報を取りまとめ、消費者に情報提供することとした。</p>	<p>栄養成分表示や原材料表示に不備がある銘柄があり、食品表示法に抵触するおそれがあった。また、商品本体等や販売者等のウェブサイトにおいて、商品またはシリカやケイ素の摂取について、医薬品的な効能効果や健康保持増進効果等があると受け取れる記載がみられる銘柄があり、医薬品医療機器等法、健康増進法、または景品表示法上問題となるおそれがあると考えられた。ケイ素の含有濃度が表示より大幅に低い銘柄、調製した水のケイ素の濃度が、記載されていた最大とされる濃度に遠く及ばなかった銘柄があった。シリカやケイ素の摂取量は、通常の食事等からの摂取で不足することはないと考えられており、多く摂取することの有効性については明確な情報は見当たらない。商品を購入、利用するときは必要性をよく検討すること。</p>
7	電熱ウェアの異常発熱に注意(報道発表)	<p>モバイルバッテリーなどを用い、衣服に内蔵された電熱線を発熱させて温める防寒具が普及してきている。ジャケット、ベスト、パンツをはじめ、グローブや靴下などの「電熱ウェア」は、テレビやインターネットの通信販売、ホームセンターなどで目にする機会が増えている。PIO-NETには、電熱ウェアについて、品質・機能に関わるものや危害・危険に関する相談が、2017年4月～2022年9月末までの5年半の間に228件寄せられており、そのうち7割以上がジャケットやベストに関するものだった。そこで、電熱ウェアのジャケットやベストについて、危害・危険につながる異常発熱に関するテストを行い、消費者へ注意喚起することとした。</p>	<p>発熱体の構造調査の結果、商品によって使用されている部品の構成や形状に違いはあったが、発熱の仕組みに目立った差異はみられなかった。また、異常に発熱する状況を模したテストの結果、断線部同士が不安定に接触した状態で通電したところ、接触部分の温度が200℃まで上昇することがあった。発熱体周囲の温度が高いと、発熱体の温度も高くなる傾向がみられた。表示の調査の結果、折りたたまずに保管するなど、電熱線等に負荷をかけないようにする旨の記載や、他の暖房機器の近くや布団の中など、高温になる環境では使用しない旨の記載がみられたほか、防水機能は有していないこと、ぬれた状態での使用を禁止する旨の記載がみられた。</p>

8	<p>子どもを抱っこして自転車に乗ることは危険です(報道発表)</p>	<p>幼児が同乗できる自転車については、特に車での幼稚園、保育園への送迎が制限されるケースの多い都市部では他に代替し難い重要な移動手段となっており、今後も高い需要が見込まれる。医療機関ネットワークには、2017年度以降子どもを抱っこして自転車に同乗させているときに転倒したり、子どもが転落してけがをしたという事例が32件寄せられていたほか、過去には死亡事例も複数報道されていた。道路交通上、抱っこして同乗させることは道路交通関係法令に違反となる。一方、子どもの発育状態から、おんぶできるのは首すわり後からとされている。こうした背景から、やむを得ず子どもを抱っこして自転車に同乗させているケースもあると考えられ、子どもを抱っこして自転車に同乗させることの危険性について、消費者に情報提供するとともに注意喚起することとした。</p>	<p>子どもを抱っこして自転車を運転すると、視界とハンドル操作が妨げられるおそれや、抱っこひもの装着が緩いと隙間から子どもが転落するおそれがあると考えられた。子どもを抱っこして自転車を運転すると、転倒したり子どもが転落した場合、子どもの頭部などに重篤なけがをさせる危険がある。子どもを抱っこして同乗させないこと。また、1歳未満の子どもを対象とした自転車用ヘルメットは現在市販されていないため、おんぶして安全に自転車に同乗させることは困難である。なお、自転車乗車時のおんぶを禁止している抱っこひもや自転車もあるので、取扱説明書をよく確認すること。</p>
9	<p>樹脂製の折りたたみ式踏み台での指挟みに注意(報道発表)</p>	<p>高い場所にあるものを取りるときなどに使う脚立や踏み台のうち、樹脂製の折りたたみ式踏み台がホームセンターや雑貨店等で販売されている。その中で、折りたたみ式踏み台につかまり立ちをしていた乳児が隙間に手指の先端が挟まれ、切断したという事故が発生し、消費生活センターからテスト依頼を受けたほか、医療機関ネットワークにも同様な事象により幼児が手指を負傷したとの事例が寄せられている。そこで、このような折りたたみ式踏み台について、構造や各可動部付近で手指を挟む可能性を調べ、特に乳幼児における事故の再発防止のため、消費者に注意喚起することとした。</p>	<p>乳幼児の力でも容易に天板を持ち上げることができ、手指が入る隙間が生じる可能性があった。また、折りたたみや展開の動作中に生じる隙間に手指を挟みこんで負傷することが考えられた。乳幼児がいるご家庭で踏み台を入手する場合は、可動部やかん合部のない、一体構造や組立式の商品を選択することを検討すること。折りたたみ式踏み台の可動部やかん合部にある隙間に手指を挟まないよう注意すること。乳幼児が折りたたみ式踏み台に触れることがないように、管理・保管すること。</p>

10	テレビ画面の破損に気を付けましょう!(報道発表)	テレビは国内で年間 500 万台以上が出荷され、現在では液晶や有機 EL を用いた薄型タイプのテレビが主流となり、画像の高精細化、画面の大型化および薄型化が進んでいる。そのような中、PIO-NET には、テレビ画面の破損や故障に関する相談が寄せられている。そこで、テレビ画面の破損に関し、当センターで依頼をもとに実施したテスト事例を紹介するとともに、消費者へのアンケートによる実態調査を行い、情報提供することとした。	テレビの画面に衝撃が加わると表面に傷はなくても内部が割れることがある。画面に衝撃を与えないよう十分注意すること。事業者に依頼して引っ越しやテレビを設置する場合は、事業者立ち会いの下、テレビの電源を入れて異常がないか確認すること。また、配送後はそのまま保管せずに、すぐに状態を確認すること。テレビの通風孔や隙間に異物や水分が入らないよう注意すること。使用上の過失等による画面の破損は一般的な保証では対象に含まれないため、テレビ購入の際は保証内容をよく確認し、必要に応じて物損に対応した保証や保険の加入を検討すること。
11	いくら	購入したいくらが人工のものではないかと思われる。人工のものかどうか調べてほしい。	苦情品にはタンパク質が含まれており、当センターで別途購入した、醤油漬けとして販売されていたいくら(魚卵)と同様の挙動や性質を示したことから、苦情品はいくら(魚卵)である可能性が高いと考えられた。
12	カニの缶詰	カニの缶詰の内容量が表示より少ないと感じる。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の缶も含めた総重量が最小のもの、最大のもの、および平均重量に最も近いものの 3 個について固形量を測定した結果、いずれも表示された内容量を上回っていた。
13	冷凍の生食用ウニ	ミョウバン不使用と説明があった冷凍の生食用ウニを食べたところ、苦く感じた。ミョウバンが使用されていないか調べてほしい。	相談者が苦味を感じたという苦情品に、食品添加物として用いられるミョウバン(アルミニウム化合物)が使用された可能性を調べたところ、苦情品からはアルミニウムは検出されず(定量下限:1ppm)、ミョウバンは使用されていないと考えられた。
14	蜂蜜	「純粋」と表示されている蜂蜜を購入したが、品質が疑わしい。表示に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、はちみつ類の表示に関する公正競争規約の組成基準 7 項目を満たすものではあったが、苦情品に含まれる糖類や炭素安定同位体比を調べたところ、異性化糖が添加された可能性があり、食品表示法または景品表示法に抵触するおそれがあると考えられた。
15	健康食品	通信販売サイトで鉄が含まれていることをうたっていた健康食品を購入したが、商品の栄養成分表示には鉄の記載がなかった。商品に鉄が含まれているか調べてほしい。	苦情品には、販売者の公式サイトに表示されていた鉄含有量の、食品表示基準での許容差の範囲にある鉄が含まれていた。
16	電気ケトル	電気ケトルを3カ月使用したところ、ふたのねじがさびた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情同型品のねじについて、耐食試験を行ったところ、腐食は確認されなかったものの、苦情品のねじの材質調査の結果、ステンレス鋼の一種が使用されていると考えられ、耐食性に寄与するクロム(Cr)とニッケル(Ni)の割合が低く、耐食性は高くはないと考えられたが、苦情品のねじにさびが発生した直接の原因は不明であった。
17	電気炊飯器	糖質カットをうたった電気炊飯器の性能が疑わしい。表示に問題がないか調べてほしい。	苦情品を用いて炊飯した米の糖質量は、糖質をカットするモードの方が、通常の炊飯モードよりも少なかったが、公式通販サイト等でうたわれていた最大のカット率からは大きな離れがあった。また、うたわれた糖質のカット率となるとき条件が明示されておらず、消費者に実際より過大な効果があると誤認させるおそれがあり、「不当景品類および不当表示防止法」(景品表示法)上問題となるおそれがあると考えられた。また、苦情品の本体または取扱説明書に、家庭用品品質表示

			法 電気機械器具品質規程に定められた項目の多くが表示されておらず、同法上問題があると考えられた。
18	電子レンジ	電子レンジで冷凍食品を温めていたところ、タイマーが切れず、取り出すときにやけどした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品はタイマーが切れない現象は確認されなかったものの、タイマーユニットの内部の接点に溶融した痕跡がみられたことや、通気用の樹脂部品に変形がみられたことから、使用の際に一時的な接点の溶着が発生したことにより、レンジ加熱が継続し、異常な高温になった可能性が考えられた。
19	コップ	ガラスのコップを洗っていたところ、割れて手にけがをした。割れた原因を調べてほしい。	苦情品は、残留ひずみがある状態で、食器洗いによる外力が作用したり、傷が付いたりしたことで割れに至ったものと考えられた。残留ひずみは通常の使用によって発生するものではなく、苦情同型品でも同様の残留ひずみが観察されたことから、製造時点で発生したものと考えられた。
20	ステンレス製魔法瓶	ステンレス製魔法瓶を使用していたところ、ふたから熱湯がこぼれて手をやけどした。熱湯がこぼれた原因を調べてほしい。	卓上ポットの取扱説明書には、斜めに傾けたまま開閉口のレバーを離すと中のお湯や液体がかかり火傷などをすると記載があるため、相談者からメーカーに事情を伝え、わかりやすい表示をしてもらうように助言をした。1月27日相談者よりメーカーに苦情内容を伝えたら、手元にあるもう1つのポットを引き取りをすると回答があったと報告あり。2月1日テスト機関より、「ポットのメーカー4社の取り扱い説明が同じ内容で、構造上に問題があるかもしれない。テストを始めたい。テストの申し込みをするよう」に返事があった。相談者の意思を確認し、国民生活センターにテストの依頼をした。3月20日国センよりテスト結果が届き、ほかの保温ポットも同じような作りになっており、取扱説明書に注意書きがある。蓋に高温の湯が残っていたらやけどをする可能性があるのでマスコミに情報提供をすると回答があった。3月20日センターより相談者にテスト結果を伝え、相談者よりやけどに至る可能性もあるので広く周知してほしいと申し出があった。
21	トング	トングの持ち手内部の金属部分が破損した。破損した原因を調べてほしい。	2枚の金属板の端部同士が溶接され、一部が著しく薄く切削加工されている苦情品(苦情同型品)は、通常の開閉操作の際、同じ箇所が局所的に変形しやすい構造であった。このため、長期間使用した場合や、特に先端部を広げた際に、この部分に亀裂が発生する可能性があり、苦情品はそこに水分が浸入して腐食を伴いながら進展したことで破損につながったものと推測された。また、薄肉部は樹脂カバーに覆われ、変形や破損に気づきにくい構造であった。
22	フライパン	IH クッキングヒーターでフライパンを使用したところ、ガラストッププレートに傷が入った。フライパンに問題がないか調べてほしい。	苦情品にはIH クッキングヒーターのトッププレートに傷を生じさせるような底面の明らかな異常はなかった。空だきをしたり、トッププレートの上で重いものや硬いものを引きずったりぶつけた場合には傷が付いたり、破損することがあるが、相談者の申し出に基づいた再現テストや空だき、トッププレート上で苦情品をスライドさせるテストを行っても、申し出のような傷は再現せず、原因の特定はできなかった。

23	フライパン	ふっ素樹脂加工のフライパンが、1カ月半程度の使用で表面加工に膨らみが生じた。膨らんだ原因を調べてほしい。	苦情同型品のふっ素樹脂塗膜は、付着力や耐食性、耐熱油性は JIS の基準を満たしており、相談者の使用状況に基づいた再現試験や、急熱、急冷の繰り返しや、高火力での空だきを行っても、苦情品のような塗膜表面の膨らみは再現しなかった。苦情品の塗膜表面の膨らみは、表面にあったピンホールを起点にふっ素樹脂塗膜とフライパン基材のアルミニウムとの境目に油分等が徐々に浸透し、加熱調理の繰り返しにより、発生した可能性も考えられたが、塗膜下のアルミニウム合金に明らかな腐食は見られず、現象も再現しなかったため、原因の特定はできなかった。
24	マグカップ	マグカップから異臭がする。においの原因を調べてほしい。	苦情品からは腐敗したような、やや甘い臭気を感じられ、においの主な原因は、香料としても使用される成分によるものと推定された。また、モニターテストの結果、苦情品のにおいはモニター全員が明確に感じられる程度の強さを有しており、多くが「やや不快」で、「使いたくない」と回答した。なお、外箱からも苦情品と同様のにおいが感じられ、外部から苦情品に移行した可能性も考えられたが、においの原因や由来の特定には至らなかった。
25	真空包装机専用容器	真空包装机専用容器を使用したところ、半日ほどで真空状態ではなくなると感じる。商品に問題ないか調べてほしい。	不具合があるとされた苦情品の真空コンテナの気密性には問題は見られず、その原因は苦情品の真空器の電池残量の低下により、容器の内圧を十分に下げられなくなっていたことによると考えられた。
26	水切りかご	水切りかごに点状の異物が付着していた。異物が何か調べてほしい。	苦情品に付着していた異物は脂溶性が高く、飽和炭化水素と考えられる物質が含まれていると推定され、機械油等の鉱物油である可能性が考えられたが、付着した時点等までは不明であった。
27	水切りかご	水切りかごの周辺を拭いていたところ、水切りかごに当たった小指にけがをした。商品に鋭利な箇所がないか調べてほしい。	苦情品の幅を変えるためのスライド部の外側パイプ縁部は、指ダミーを使用して調べたところ、受傷する可能性があると考えられた。また、参考までに、米国安全規格テスト、および日本の玩具安全基準に基づくシャープエッジテストを行ったところ、鋭利な部分であると判定された。苦情品とはサイズが異なるが、同じ構造の参考品でも同様な結果であったことから、スライド部の外側パイプ縁部は、苦情品、参考品とも危険な鋭い縁部であると考えられた。
28	水筒	水筒の中に入れている飲み物がしみ出してくる。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の底面には擦過痕や、周囲に打痕がある亀裂がみられた。また、容器内に水道水を満たしたところ、当該部位から水が漏れ出たことから、何らかの外力や衝撃により底面に亀裂が発生し、容器の内容物が漏れ出るようになったものと考えられた。なお落下試験において、苦情品と同様、ワンタッチ式のふたを備えたプラスチック製の水筒である参考品 3 銘柄では、苦情同型品で底面が割れた高さでは割れず、苦情品および苦情同型品は落下などの衝撃への耐性が低いものと考えられた。ただし、現在プラスチック水筒の耐衝撃性に関する基準は存在しないこと、苦情同型品の商品パッケージに破損に関する注意表示がみられたことから、商品に問題があるとまでは言えなかった。

29	スチーマー	スチーマーを使用しようとしたところ、スチームが出なかった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、水を送るためのポンプの異常により、水が加熱部に供給されず、スチームが出なくなっていた。ポンプの異常の原因は、ポンプ内にたまった水分が長い保管期間中に蒸発し、水分に含まれていたものが蒸発残留物となり、弁を固着してしまったことによるものと考えられた。
30	ズボンプレス	ズボンプレッサーを使用したところ、ズボンが変色した。ズボンプレッサーに問題がないか調べてほしい。	苦情品は、プレス面内の温度にばらつきはあるものの、異常な高温となる箇所はなく、問題はみられなかった。
31	除菌消臭スプレー	除菌消臭スプレーをクッションカバーに使用していたところ、数カ月で変色した。変色した原因を調べてほしい。	苦情品の除菌消臭スプレーを使用していたというクッションカバーの変色箇所から抽出・乾燥した残留物と、苦情品を乾燥し得られた残留物の赤外吸収スペクトルは類似していた。また、苦情同型品を未使用の生地にもスプレーして乾燥させることを繰り返したところ、生地の上に黄ばみが生じた。これらより、クッションカバーの変色は苦情品を繰り返し使用したことによる可能性が考えられた。
32	台所用洗剤	台所用洗剤のボトルを押したところ、洗剤が噴射し、目に入った。商品に問題がないか調べてほしい。	モニターにより未使用の苦情同型品の吐出口を下向きにした状態で洗剤を吐出させるテストを行ったが、吐出しない事象は再現しなかった。苦情品の吐出口には一般的な台所用洗剤のプッシュプルキャップのような機構はないが、吐出口を上向きにした状態でボトル本体を不用意に押すと洗剤が吐出することに関する注意表示はなかった。
33	エアコン	エアコンを使用していたところ、本体の一部が破損し水漏れした。破損した原因を調べてほしい。	苦情品の室内機のフレームのドレンパンに何らかの薬剤が付着し、かつドレンホース取付部に応力が作用していたことによって、ソルベントクラックが発生、進展して破断し、熱交換器から出た凝縮水が漏れるに至ったものと考えられた。付着した薬剤はエステルを含む有機溶剤とみられたが、特定には至らなかった。
34	エアコンの室外機	エアコンの室外機が2回故障し、2回とも基板を交換した。基板に問題がないか調べてほしい。	苦情品の基板は、レジスト(絶縁膜)が基板の表面と裏面に、樹脂コーティングが基板表面のIC及び裏面全体に塗布されており、苦情同型品の基板との差異は、腐食部以外にはなかった。なお、苦情品の基板の配線に一部腐食はみられたものの電氣的導通は保たれており、基板の動作不良の原因はヒューズが溶断したためと考えられたが、ヒューズが溶断に至った原因までは不明であった。
35	セラミックファンヒーター	セラミックファンヒーターを使用開始後、2週間位で吹き出し口が変色し、ひびが入った。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の吹き出し口は、熱の影響を受けて変色、破損したことが考えられた。フィルターのほこりを除去して使用したところ、吹き出し口表面の温度が下がったことから、フィルターのほこりの付着によって通気が不十分になったことが高温になった一因と考えられた。
36	加湿器	加湿器を使用すると下に水がたまる。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品では、水の浮力により浮き上がった加湿トレーを押し込んだ場合に、水漏れが生じることが確認されたことから、商品の構造に問題があると考えられた。なお、後に製造された苦情同型品では加湿トレーの形状が変更されており、押し込んだ場合でも水漏れが起きにくいと考えられた。

37	充電式扇風機	昨年購入した充電式扇風機の電源が入らなくなった。電源が入らなくなった原因を調べてほしい。	苦情品は、搭載されたりチウムイオン充電電池を構成する4本の充電電池のうち、1本が何らかの原因によって液漏れを起こして容量が低下し、並列に接続された残りの充電電池との容量のバランスが崩れたことにより、それぞれの充電電池の間で充電や放電状態が生じ、最終的にすべての充電電池が過放電状態となって動作しなくなったものと考えられた。充電電池が液漏れを起こした原因については、苦情品の使用期間がそれほど長くなく、使用頻度も多くないことから、初期不良があった可能性が考えられたが、特定には至らなかった。
38	扇風機(壁掛け用)	扇風機(壁掛け用)を使用したところ、モーター部分が異常に発熱した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品を動作させたところ、モーターの表面温度は上昇したが、本体カバーで覆われており、人が容易に触れることができる部分では異常な温度上昇はみられなかった。なお、苦情品は動作時に大きな回転音が確認され、軸受け部分にみられたさびが原因と考えられたが、このさびがいつ生じたかは不明であった。
39	扇風機(壁掛け用)	2年程前に購入した扇風機(壁掛け用)が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品はファンの角度を上下方向に変えるための部品が破断しており、破断面の一部に疲労破壊の痕跡がみられたことから、この部位に繰り返しの荷重が加わったことで亀裂が発生・進展し、残りの接合面で耐えられなくなった時点で破断に至ったものと考えられた。なお、疲労破壊の痕跡がみられた位置は、取り付けられていたスプリングにより開く力が加わる箇所でもあった。
40	電気カーペット	電気カーペットの上にラグを敷き、その上にビーズクッションを置いていたところ、ビーズクッションのビーズが溶けて、床が焦げた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品はスイッチ「切」の状態では、通電することはない。各部の温度上昇を引き起こすことはなかった。また、苦情品の温度設定を「強」にして4日間に渡って通電し続けたところ、ビーズクッションを置いた部分以外では異常な温度上昇は見られなかった。しかし、ビーズクッションの下では、ビーズが溶けて床が焦げる現象は再現しなかったものの、ビーズが硬化するとされる温度を上回る100℃前後にまで達したことから、事故の際、これと類似した状況が生じていた可能性が考えられた。なお、苦情品には保温性の高い物を長時間同じ場所に置かないよう注意表示があった。
41	電気毛布(掛け敷き用)	電気毛布(掛け敷き用)を敷布団の上に敷き、その上に毛布等を掛けて通電していたところ、異臭がし、電気毛布や敷布団等が焦げた。焦げた原因を調べてほしい。	苦情品は事故発生時、電熱線自体の異常や配線が偏るなどしたことによって、局所的に温度が上昇して焼損し、最終的に温度ヒューズが切れることで通電が停止した可能性が考えられた。また、事故が生じる前から異常がある状態で繰り返し使用されていた可能性も考えられた。しかし、参考品(同一事業者の類似した商品)による再現テストにおいては毛布の布地は焼損せず、明確な原因の特定には至らなかった。
42	冷風機	冷風機を使用したところ、出てくる風が冷たく感じられない。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、水がしみ込んだフィルターに風を当てて、水が蒸発する際に熱を奪う、気化熱を利用した簡易的な冷房装置であるが、フィルターが薄く、隙間が大きいと気化する水の量は多くはなく、冷却効果はあまり高くはないと考えられた。
43	テーブル	天板の材質が人造大理石と表示されたテーブルが2年の使用で表面の一部に破損が生じた。人造大理石が使用されているか調べてほしい。	苦情品の天板は人造大理石のテラゾが使用されていると考えられた。

44	椅子	椅子を使用中、背もたれが破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は座面と背もたれを固定する部品が、背もたれに力がかかったときに応力が集中する部分で破断していた。破断面の様子から、繰り返しの負荷などによって亀裂が発生、進展した状態で瞬間的な力が加わったことで破断したものと推察された。しかし、起点周辺には傷や打痕などはみられず、亀裂が発生した原因については特定できなかった。なお、苦情同型品について、JISに基づく静的強度試験及び耐久性試験を行った結果、異常はみられず、苦情品がそれと同等であれば、設計上の強度に問題はなかったと考えられた。
45	椅子(ダイニングチェア)	椅子に座っていたところ、背もたれが折れたために転倒した。背もたれが折れた原因を調べてほしい。	破損した苦情品を観察したところ、背もたれの接続部は、接着剤と芯棒で接続する構造であったが、接着剤が剥離し、芯棒により多くの力が加わる状態で使用していたため、芯棒が疲労破断したことが破損の原因と考えられた。なお、破損していない苦情品についても、接着剤の剥離が確認された。
46	子ども用折りたたみ式踏み台	乳児が子ども用折りたたみ式踏み台につかまり立ちをしていたところ、指の先端を切断した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、正面右側で負傷した痕跡がみられ、その付近の縁部は鋭くないことから、苦情品がわずかに折りたたまれる方向に動いた状態で、天板や側板の間に指を挟んでしまい、その後、天板に児の体重がかかるなどして受傷した可能性が考えられた。また、天板と側板の突起の隙間または天板と取っ手の隙間に挟まれた場合、他の部位よりも小さな荷重で指を受傷する可能性があったが、どの部位で負傷したかの特定には至らなかった。なお、商品説明には指挟みを含めた使用上の注意に関する記載はみられたが、苦情品は意図せず折りたたまれたり展開したりすることを防止するような構造ではなかった。
47	布団カバー	アレルギー物質の除去をうたった布団セットの布団と布団カバーから同じきついにおいがする。においの原因を調べてほしい。	苦情品の主なにおいの原因成分は、塗料や潤滑油の原料等として使用されるヘキサン酸、ノナン酸と推定された。これらは、苦情品からの揮発性成分として推定された脂肪族炭化水素類が酸化することによって生じることが知られているが、関連性や由来についてはまでは分からなかった。
48	敷きパッド	体が温まるとうたった敷きパッドを購入したが、温かいと感じられない。商品に問題がないか調べてほしい。	モニターテストの結果、苦情品を使用した多くが5分後には温かさを感じた。また、手足の指の温度変化量も、苦情品のような広告は見られないが、形状や素材の構成が比較的近い参考品よりも上昇量がやや大きかった。しかし、広告に記載されているような効果をわずかにでも感じたモニターは少なかった。
49	カーテンとレースカーテン	購入したカーテンの遮光性やレースカーテンの遮像効果が疑わしい。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品のカーテンの遮光率をJIS L 1055の試験方法により調べたところ、販売サイトに表示されていた値を満たしていた。また、苦情品のレースカーテンは高い遮像性を有し、防透視性も高かったが、採光性は低く、外から室内は見えにくく、光も遮るものであった。
50	カーペット	購入したカーペットの上を歩いた後に、フローリング等の床面を歩くと足が滑る。足が滑る原因を調べてほしい。	苦情品の表地からは、プラスチックの可塑剤として使用される物質や、ろうそくや防水・防湿剤、潤滑剤等に使用される物質と推定されるものが微量検出された。モニターテストでは、苦情品の表面への靴下の接触の程度が増すと、その後のフローリング上での歩行で滑りやすさを感じる傾向が強くなったことから、苦情品が靴下に何らかの影響を及ぼした可能性が考えられた。

51	遮熱シート	遮熱シートを窓に取り付けていたところ、付属の面ファスナーの粘着面が溶けた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の面ファスナーの粘着剤は、貼り付けた側に残留しやすい状態になっていたが、苦情同型品の面ファスナーを実使用で想定される以上の温度にしても、苦情品のように粘着剤が貼り付けた側に残留しやすい状態にはならなかった。他方、相談者の使用方法を参考にして実際に窓に取り付けたものは、申し出のようにシートが固定できなくなることはなかったものの、苦情品のように面ファスナーの粘着剤が貼り付けた側に残留する状態になった。このことから、面ファスナーの粘着剤が主に紫外線の影響により状態が変化した可能性が考えられた。
52	飛沫防止パーティション	学校で使用している飛沫防止パーティションで子どもがけがをした。商品の状態を確認してほしい。	苦情品が入手できなかったため、苦情同型品について確認を行ったが、学校机で使用することをうたった他社の商品(参考品)と比べ、特にけがをしやすいと思われるような危険な点は確認されなかった。
53	LEDシーリングライト	LEDシーリングライトが消えたため、内部を確認すると発光部が焦げていた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品はLED基板が筐体(きょうたい)と接触せずにわずかに浮いていたために、筐体を通じた放熱が不十分となり、LED素子の温度が上昇し、LED基板の焼損に至った可能性が考えられた。なお、苦情品は事故に至るまで長期間使用されていたことから、購入当初から異常があったとは考えにくい、焼損したLED基板がいつから筐体から浮いた状態になっていたのかについては不明であった。
54	シーリングライト	シーリングライトから発火した。発火した原因を調べてほしい。	苦情品は電源差込穴付近に焼損物の付着がみられたほか、取付座に溶融した金属が付着しており、電線には溶融痕がみられたことから、苦情品に接続された電線がショートしたような状態となり、発煙・発火した可能性が考えられた。しかし、苦情品および電線の当時の施工状況や、周辺の焼損の程度のほか、最初に発火を生じたのが電線であったのか、それ以外であったのかは不明であり、明確な原因の特定には至らなかった。
55	ガスバーナーとカセットボンベ	ガスバーナーを着火して火力調節つまみを開けた瞬間、ガスバーナーの火口以外からも火が出て、手指をやけどした。火が出た原因を調べてほしい。	苦情品のガストーチ(ガスバーナー)をカセットボンベに接続したところ、ガスの流路を閉じた状態で、火口に向かってガスが流れる部分と火力調整ハンドルを取り付ける部分の計2カ所からガス漏れが確認された。これは苦情品のガスの流路の火口に繋がる入口と火力調整ハンドルのニードル状の部分、および火力調整ハンドルを取り付ける部分と火力調整ハンドルに取り付けられているリングとの気密性の低さによるものと考えられ、着火した際に、その漏れているガスにも引火したことにより、火口以外からも炎が出たものと考えられた。
56	梱包材(ダンボール箱)	ペットボトル飲料の入った梱包材(ダンボール箱)を運ぼうとしたところ、箱が壊れたため転倒し、手首を骨折した。梱包材に問題がないか調べてほしい。	モニターにより苦情同型品を運ぶテストをしたところ、側面にある持ち手ぐちを開口させ、その下側にある隙間に手をかけて運ぶと、破損することが確認された。これは持ち手ぐちを開口させることにより梱包材(ダンボール箱)側面を保持する強度が低下し、上向きにかかる力に耐えられなくなり、破損に至ったものと考えられた。苦情品でも同様の事象が発生した可能性が考えられたが、事故時の状態や状況が不明であるため、破損した原因の特定には至らなかった。なお、苦情品の本体には持ち手ぐちを示す表示はあったが、持ち方に関する注意表示はなかった。

57	着物	着物を雨の日に着用したところ、色落ちが生じた。染色に問題がないか調べてほしい。	苦情品の白化が見られた表地の裾と袖部分を観察したところ、主に絹のフィブリル化が生じていたことから、苦情品はぬれた状態で摩擦を受け、毛羽立った繊維表面で光が乱反射し、白っぽく見えていると考えられた。なお、摩擦を受けた時点や、白化部分に色落ちが生じているかについては分からなかった。
58	着物	絹との表示を見て購入した着物が、絹ではないように思える。絹かどうか調べてほしい。	苦情品の繊維混用率を調べたところ、絹 100%であった。
59	ズボン	購入したズボンを着用前に洗濯したところ、履けなくなるほど縮んだ。表示に問題がないか調べてほしい。	新品状態の苦情同型品を洗濯表示に準じて洗濯・乾燥したところ、丈方向に大きく縮みがみられ、JIS L 4107「一般衣料品」にある寸法変化率の基準を超えていた。また、苦情同型品の洗濯・乾燥後の外観は苦情品の状態に近いものであった。
60	レグカバ	レグカバーを使用したところ、皮膚が赤くなり水泡ができた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品から検出された成分には皮膚への刺激性があるとされる物質と推定されたものがあったが、苦情同型品からは検出されなかった。苦情品は着用後、洗濯をされており、この成分の相談者の症状への関与については不明である。なお、相談者の症状は、圧迫や摩擦といった物理的な刺激や長時間汗等により蒸れたことによって生じたものである可能性もあり、原因を特定するためには専門医への受診が必要である。
61	靴下	持久的なスポーツに適していることをうたった靴下をフルマラソンで着用したところ、1回の使用で穴が開いた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、足の親指の爪の縁等の鋭利な部分に当たっていたとみられる部分に穴が開いており、靴との間で繰り返し摩擦を受けたことが原因と考えられた。なお、耐摩耗性試験において、使用された苦情品および未使用の苦情同型品のいずれも、そのつま先部は一般的な靴下に求められる以上の耐久性を有していたことから、ある程度の摩耗耐久性を有していると考えられたが、鋭利な部分に当たり、繰り返し摩擦を受けた時の耐久性を評価する試験方法や基準がないため、商品に問題がないかまでは分からなかった。
62	ストレッチパンツ	自分のサイズに合うと思われたストレッチパンツを購入したが、履けなかった。サイズの表記に問題がないか調べてほしい。	苦情品は海外の事業者から個人輸入で購入されたものに当たると推測され、寸法は、製造元の測定方法と異なる可能性もあったが、総丈が表示より短かったものの、ヒップや太もも周り、裾周りの寸法はおおむね同等か、表示よりも大きく、サイズ表記に問題があるとは言えなかった。また、苦情品(苦情同型品)の生地には縦横方向ともに伸縮性があり、伸び率の程度は1割強から2割弱であった。
63	ズボン	通販で購入したズボンに大量の毛玉が生じた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品にみられた毛玉には、苦情品の組成繊維(ポリエステル)とは異なる繊維(綿、レーヨン)も含まれていた。また、現状の苦情品は特に毛玉が生じやすいものとは言えなかった。これらの結果から、苦情品にみられた毛玉は外的要因により生じた可能性が考えられ、調べた範囲では、商品に問題があるとまでは言えなかった。
64	パンツ	水牛革と通信販売サイトで表示されていたパンツの表面が粉状になった。本革かどうか調べてほしい。	有機溶媒で拭いた苦情品の表面には動物の毛穴とみられる部分がみられ、断面には天然皮革に特徴的な構造がみられたことから、苦情品の生地は革(銀付き革)であると考えられた。また、苦情品は表面をポリウレタンを主成分とする樹脂で塗装されており、この樹脂がはがれて粉状になったと考えら

			れた。なお、苦情品は表示者の住所等がなく、家庭用品品質表示法上問題となるおそれがあると考えられた。
65	ヒータージャケット	ヒータージャケットを使用したところ、ジャケットの背中部分の裏側が焦げていた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の焦げた原因は、右側の腰部ヒーター線のカシメ部において、導線の素線の一部の断線により抵抗が大きくなり、異常発熱を起こして焼損に至ったものと考えられた。なお、苦情品は、車の運転後に異常が確認されていることから、運転中に車のシートとの間で苦情品に力が加わったことが考えられたが、少ない使用回数のうちに異常が生じていることから、焼損したヒーター付近に初期不良があった可能性も考えられた。
66	ヒーターベスト	ヒーターベストを着用したところ、首の後ろの部分が溶けた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、襟内部の電線および電熱線が接触して異常発熱し、生地が溶けて穴が開いたものと考えられた。なお、苦情同型品では襟周りの電線および電熱線が接触しない位置関係になっていたことから、苦情品は製造時に当該部位の電線および電熱線の配線位置を誤った可能性や、接着が不十分で電線および電熱線が近づいた可能性が考えられた。
67	ブラウス	ブラウスの襟に汚れが付いた。汚れが毛染め剤によるものか調べてほしい。	苦情品の襟部に付着した汚れは、毛染め剤のような酸化染料によるものとの特定には至らなかったが、使用していたとされるネックレスに含まれる金属によるものである可能性は低く、強力な酸化作用、あるいは還元作用により退色等するものであると考えられた。なお、苦情品はクリーニング処理が行われているとのことで、付着した汚れが当時の状態から変化していないかまでは不明であった。
68	ベスト	毛(ヤク)100%と表示されたベストの手触りに違和感がある。表示に問題がないか調べてほしい。	苦情品の品質表示には「毛(ヤク)100%」と記載されていたが、繊維の混用率を調べたところ、毛(ヤク)以外に羊毛が4割程度混用されているものと考えられた。苦情品の表示は、実際の混用率とは異なり、家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程に定められている誤差の許容範囲も大幅に超えるものであったことから、同法あるいは景品表示法に抵触するおそれがあると考えられた。
69	婦人服	婦人服を洗濯したところ、色にじみが生じた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情同型品の黒色生地は、石けんや合成洗剤を使用した洗濯時に他へ色移りが起こりやすく、また、摩擦によっても色移りしやすいものであった。苦情品が苦情同型品と同様の性質を有していたのであれば、「洗剤使用不可」等の注意事項が記載されている苦情品を、洗剤を使用して洗濯したことにより黒色生地から白色生地へ色移りしたと考えられた。なお、苦情品の家庭洗濯等取扱方法の手洗い記号は、洗剤を使用して洗うことが含まれた表示であるため、付記用語の注意事項と矛盾していた。
70	婦人服(サロペット)	通信販売で購入した婦人服(サロペット)を開封したところ、不快なおおいがした。おおいの原因を調べてほしい。	苦情品および新品の苦情同型品には、硫化染料または硫化バット染料に由来すると考えられる還元性硫黄の存在が推定された。一般的に分子内に硫黄を含む化合物は、においが強く、低い濃度でもにおいが感じられるとされていることから、硫化染料等が苦情品のにおい原因の一つになっているものと考えられた。なお、苦情品の縫い付けタグには、タンブラー乾燥を避けるよう記載されていたが、これを示す家庭洗濯等

			取扱方法の記号は表示されておらず、家庭用品品質表示法上問題となる可能性があった。
71	サンダル	通信販売で購入したサンダルを数回履いたところ、表面がはがれた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は右足用の親指側端部の合成樹脂の表面にのみ破損がみられた。破損がみられなかった左足用の中底表面の親指が当たる辺りに繰り返し荷重をかける試験を行ったが、異常は生じず、合成樹脂の強度不足や劣化等はなかったものと考えられた。これらのことから、苦情品の破損の原因は、擦過など、外からの物理的な要因による可能性が考えられた。
72	運動靴	運動靴のかかと部分の内側が破れていた。破れた原因を調べてほしい。	苦情品は、ヒールカウンター(月型芯)の上部が内側にかぶさるように変形しており、内側のライニング(裏材)の擦れや穴は、その変形した縁がかかとに当たることに伴って生じたものと考えられた。なお、苦情同型品を用いてヒールカウンターへの温度と荷重の影響を併せて調べたところ、室温下では荷重をかけても容易には変形しなかったが、加温する温度が高くなるにつれ、変形しやすくなり、高温にしてかかと部分に荷重をかけたところ、変形した苦情品のヒールカウンターと似た状態になった。これらのことから、苦情品のヒールカウンターの変形は、温度など、荷重以外の影響も受けて生じた可能性が考えられた。
73	婦人靴	婦人靴の土踏まず部分の高さに違和感があり履きづらい。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の靴底からインソールの厚さ(高さ)や、インソールに使用時を想定した荷重をかけた時の沈み込み量の差は左右で最大でも1.9mmであり、相談者が感じていた程の違いはなく、商品に問題があるとは言えなかった。
74	キャリーバッグ	キャリーバッグを使用中に車輪が突然停止した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品のキャスターの旋回・回転には異常は見られず、商品に問題は見られなかった。なお、キャスターが突然停止した原因については、4輪ストッパーの誤動作や、障害物によるキャスターの旋回阻害が考えられた。
75	家庭用電気マッサージ器	家庭用電気マッサージ器の背もたれが突然倒れた。倒れた原因を調べてほしい。	苦情品の背もたれのヒンジ部を観察したところ、歯車、爪、回転軸が著しく摩耗しており、容易に歯飛びが起きる状態であった。苦情品の背もたれが倒れた原因は、背もたれの角度調整を頻繁に行ったことにより、ヒンジの内部の部品が著しく摩耗していたためと考えられた。なお、苦情同型品に対して行った強度テスト、耐久テストにおいて問題は生じなかった。
76	眼鏡	眼鏡をかけようとしたところ、つるが折れた。折れた原因を調べてほしい。	苦情品のつるは、何らかの理由で丁番部の外側に欠損が生じ、繰り返しの使用等でそこに段階的に加わった力により亀裂が進展し、破損に至ったものと考えられた。なお、丁番部の外側に欠損が生じた理由や原因については特定できなかった。
77	テントサウナ	テントサウナを使用したところ、室内温度が表示よりも低かった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品とそれと同等サイズの参考品について、相談者が使用していて提供されたストーブと参考品とセットのストーブをそれぞれ使用したところ、いずれも提供されたストーブよりも参考品とセットのストーブを使用した場合にテント内の温度が高くなる傾向がみられた。また、苦情品と参考品を低温下に設置してテント内を温めたところ、温度の推移にほとんど差がみられなかったことから、温度が上がらなかった原因は提供されたストーブの発熱量が低かったためと考えられた。なお、低温下で提供されたストーブを用いた実使用テストが行えなかつ

			たことから、表示どおりの温度になるのかまでは不明であった。
78	ヘアドライヤー	ヘアドライヤーを使用したところ、吹き出し口が溶けた。吹き出し口が溶けた原因を調べてほしい。	苦情品は吸い込み口のメッシュ部分にほこりが蓄積し、風量が低下したことによって吹き出し温度が上昇し、吹き出し口のフードの耐熱温度を超えて溶融に至ったものと考えられた。
79	ヘアドライヤー	ヘアドライヤーの電源スイッチを切り、プラグをテーブルタップに差したままにしていたところ、吹き出し口から発煙した。発煙した原因を調べてほしい。	苦情品は、経年使用によって吸気口から吸い込まれたほこりや水分により、ハンドル部の電源スイッチ周辺でトラッキング現象が発生し、異常な電流が流れる経路が形成されたことで、異常発熱、発煙に至ったものと考えられた。
80	ヘアドライヤー	ヘアドライヤーが故障し、振ると内部で異音をする。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品はファンの羽根がすべて根元付近から破損していたため、モーターは回転するものの吹き出し口からの風はほとんど出ていなかった。ファンが破損した原因として、破断面の形態から、外的な負荷が加わった可能性が考えられたが、一時的な衝撃により瞬時に破損したのか、亀裂が生じた状態で使用されたことにより破損したのかまでは不明であった。なお、入手できた苦情同型品は、苦情品よりも製造年が後で、ファンの材質が苦情品とは異なっていた。
81	自動車用のヘアドライヤー	自動車用のヘアドライヤーを使用したところ、自動車のシガーソケットが壊れた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は送風、温風とも動作したが、温風時の消費電力は苦情品を使用していた自動車の電源ソケットの定格を超えており、当該車両に使用することは不適切であると考えられた。また、苦情品のパッケージには、日本車(国産)DC12V 車専用との表示があったが、適合する車両であっても定格を超えることが考えられ、車側のヒューズが切れる可能性や、電源ソケットと電源ソケットプラグの接続部が異常発熱する可能性が考えられた。さらに、苦情品は電源ソケットプラグのプラス極部のばねの作用で、電源ソケットへの差し込みの際、わずかに押し返されることがあり、プラス極の接触が十分に取れなくなる可能性も考えられた。このほか、苦情品には消費電流や消費電力の表示がなく、仕様と異なるヒューズが組み込まれていたこと、スライドスイッチが直流ではなく、交流に対する定格表示である等問題があった。
82	電気かみそり	電気かみそりを使用したところ、網刃が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品の網刃は、大きな力が掛かったため破損に至ったものと考えられた。大きな力が掛かった要因として、ひげをそるために肌に押し付けた際に押し込まれた網刃が変形して内刃に強く当たった可能性などが考えられたが、原因の特定には至らなかった。
83	マスク	ウレタンマスクを使用したところ、ワイシャツの襟が黒くなった。商品に問題がないか調べてほしい。	摩擦に対する染色堅ろう度を調べたところ、乾燥条件および湿潤条件のいずれにおいても、擦れた衣服などの繊維製品に容易に色移りするとまでは言えなかった。

84	マスク	子どもがマスクを使用したところ、ほおに傷を負った。商品に問題がないか調べてほしい。	使用済みの苦情品では、樹脂製のノーズフィットの端部から飛び出していた金属製のワイヤーの1本が、顔に接する面の不織布を貫通していた。苦情品のノーズフィットは、いずれも両端からワイヤーが飛び出しており、特に同じ側の一方のワイヤーが長く、折り曲げることにより、それが不織布を貫通したと考えられた。なお、苦情同型品では、ノーズフィットの端部からのワイヤーの飛び出しが苦情品ほどは長くはなく、また、2本のワイヤーの長さに大きな差はなく、折り曲げにより容易に不織布からワイヤーが突き出ることなかったことから、苦情品のような不具合は一部のロットにあったと考えられた。
85	マスク	黒いマスクを着用したところ、顔の皮膚が黒くなった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の洗濯堅ろう度と摩擦堅ろう度を調べたところ、苦情品は洗濯の作用により、他の衣類や洗濯液などへ色移りしやすく、また、乾燥状態で摩擦の作用が加わることにより、擦れる部位に色移りしやすいと考えられた。
86	マスク	子どもがマスクを使用したところ、鼻の近くに擦り傷を負った。商品に問題がないか調べてほしい。	使用済みの苦情品を観察したところ、針金が使われているノーズフィットの端部が、不織布から飛び出した状態であったことから、着用のためノーズフィットを変形させて使用したことで、やがて端部が飛び出し、顔に接触して擦り傷ができたものと考えられた。なお、苦情品のノーズフィットの端部の鋭利さを、日本の玩具安全基準を参考に、シャープエッジテストで調べたところ、鋭利な部分であると判定された。
87	酸素スプレー	酸素スプレーに含まれる酸素の濃度が疑わしい。表示に問題がないか調べてほしい。	苦情品の酸素濃度は、本体表示と同程度であった。
88	水素水生成器	スティック状の水素水生成器を購入したが、水素水ができていないのか疑わしい。調製した水の溶存水素濃度を調べてほしい。	1カ月程度使用したとされる苦情品を水道水1Lに入れて16時間経過後の水の溶存水素濃度を調べたところ、0.08mg/Lであった。 苦情品のパンフレット、ガイドブック、発売元の公式通信販売サイトの表示、広告を調べたところ、そのいずれにも、商品を用いて調製した水には、医薬品的な効果効果があると期待させるおそれがある記載がみられ、医薬品医療機器等法上問題となる可能性があると考えられた。
89	曇り止めスプレー	眼鏡に曇り止めスプレーを使用したところ、眼鏡(レンズ)のコーティングがはがれた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品を使用していたという眼鏡のレンズには、コーティングにはがれや線状の傷が複数みられた。相談者の申し出内容を基に、新品の同型レンズに対して実使用テストを行ったところ、コーティングのはがれは再現せず、商品に問題があるとは言えなかった。
90	入浴剤	以前使っていた入浴剤と同じブランドのクールタイプの入浴剤を使用したところ、使用感が変わらない。表示に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、清涼感を与える成分として使用されることのあるメントールの含有量が、同じブランドのクールタイプではない対照品よりも多かった。また、モニターテストでは、入浴中の想定での清涼感の評価に苦情品と対照品の差はみられなかったものの、入浴後の想定では清涼感を得られたとする傾向が苦情品でやや強くみられたことから、「クールタイプ」とうたった表示に問題があるとまでは言えなかった。
91	冷感グッズ	首に巻いて使用する冷感グッズを使用していたところ、中の液体が漏れ出た。漏れ出した原因を調べてほしい。	苦情品の外観を調査した結果、チューブに長さ約1mmの穴が数カ所開いており、そこから液漏れがみられたことから、何らかの鋭利なものが接触して穴が開き、液漏れに至ったもの

			と考えられた。なお、接触したものが何かまでは特定できなかった。
92	シュレツダー	シュレツダーを使用中、火花が出て本体が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品の本体が破損した原因は、刃およびそれを囲むように設置された金属部の位置を定める樹脂部品(白)が破損したことが原因であったと考えられた。なお、樹脂部品(白)の破損箇所は、使用者の手が触れる場所ではなく、使用中に大きな力が加わる場所でもなかったこと、苦情品内部に異物を巻き込んだ形跡がないこと、製造時に付いたとみられる傷部分で破損していたことから、使用者の使い方に起因するものではなく、製造時の施工に起因するものと推測された。また、苦情同型品の動作確認等で問題は見られなかったことから、単品の不良の可能性が考えられた。
93	巻尺	スチール製の巻尺を使用して巻き戻した際に、巻尺が親指の付け根に当たりけがをした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品のテープの厚さや硬さについては、苦情同型品および参考品 2 銘柄と同等で、苦情同型品ではストッパーやブレーキの機能にも異常は見られなかった。また、テープの引き込みに注意する旨の表示も見られたことから、苦情同型品には問題は見られなかった。なお、苦情品のテープの先端部は、変形、破損していたことから、テープの先端付近が何らかの硬い異物に引っかかった状態で強い張力が加わったことでテープ先端が破損し、その状態で巻き取りが行われたことで想定外の巻き取り動作が起こり、事故に至ったと推測された。
94	スマートウォッチ	スマートウォッチを使用していたところ、手首に水疱ができた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、活動量測定用の LED 基板に実装された部品が発熱し、内蔵された充電池が消耗するとともに、本体裏面の温度が上昇したことによって、接触していた手首に水疱ができたものと考えられた。なお、LED 基板に実装された部品が発熱した原因については、外部からの水分の浸入が影響した可能性が考えられたが、苦情同型品では一定程度の防水性能を有していたことを勘案すると、苦情品は何らかの原因で本来の防水性能が損なわれていたものと考えられた。
95	スマートウォッチ	スマートウォッチを使用していたところ、手首をやけどした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品を連続動作させた状態では、肌と接触する本体裏面にやけどに至るような温度上昇がみられなかったことに加え、本体裏面にある充電端子や、中心部を挟んで配置されている銀色の円形の 2 つの部位が関与してやけどを負うような危険性も確認されず、商品に問題はみられなかった。
96	スマートウォッチ	スマートウォッチのサイドボタンの隙間から白い異物が出てきた。白い異物が何か調べてほしい。	苦情品のケース内部に異物の付着や液体の漏れ出し等の異常がみられなかったことから、苦情品のサイドボタンの隙間に付着していた白色の異物は、ケース内部からの漏出物等によるものではなく、サイドボタンの爪が折れ、生じた隙間から水道水や汗等が侵入し、サイドボタン内部でアルミニウムの部材が腐食し生成したものである可能性が考えられた。しかし、サイドボタンの爪が折れ、隙間が生じた原因までは不明であった。
97	デスクトップパソコン	デスクトップパソコンの起動に非常に時間がかかる。時間がかかる原因を調べてほしい。	苦情品は、設定で「高速スタートアップを有効にする(推奨)」のチェックボックスが外れて無効になっていたため、チェックを入れ有効に設定したところ、起動時間が改善された。なお、苦情品は Windows 11 を動作させる要件は満たしているものの、快適に使用するにはスペック上、十分な余裕がなく、スト

			レージのアクセススピードも遅いため、動作に時間がかかっているものと考えられた。
98	スマートフォンケース	スマートフォンケースが短期間の使用で破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品はスマートフォンを固定するプラスチック製の枠の角が破損しており、破面の一部にはソルベントクラックに特徴的な部分が見られた。このことから、苦情品は何らかの薬剤がプラスチック製の枠に付着し、ソルベントクラックが生じて破損に至ったものと考えられた。なお、原因となったと考えられる薬剤やその由来についてまでは不明であった。
99	スマートフォンと充電ケーブル	スマートフォンに充電ケーブルを接続したところ、発熱し接続端子が焦げた。焦げた原因を調べてほしい。	苦情品のスマートフォンと充電ケーブルには接続部以外に異常がみられなかったことから、接続部内で電源がショートに近い状態となった、もしくは端子の接触不良によって発熱し、損傷に至った可能性が考えられた。その原因として、何らかの導電性のある異物の混入や、充電ケーブル側の接続端子の破損や変形が影響した可能性が考えられたが、接続端子部に明確な異物の痕跡を確認できず、発熱の原因がスマートフォン側、充電ケーブル側のどちらにあったのかについても特定できなかった。
100	スマートフォンの充電器	スマートフォンの充電器が購入から2日後に充電できなくなった。断線しているかどうかを調べてほしい。	苦情品のケーブルの結線及び導通確認や分解調査等の結果、断線はみられなかった。
101	スマートフォンの充電器	スマートフォンの充電器が購入から2日後に充電できなくなった。充電できなくなった原因を調べてほしい。	苦情品には断線などの異常は確認されず、充電も可能であり、問題はみられなかった。
102	教材用リスニング機器	教材用リスニング機器が故障し、交換したのもも故障した。商品に問題がないか調べてほしい。	初めに故障したとされる苦情品 A は正常に動作し、異常はみられなかった。一方、次に故障したとされる苦情品 B は内蔵の SD カードの故障によって、データを読み取ることができず、正常に動作しなかったものと考えられた。なお、SD カードが故障した原因は不明であった。
103	液晶テレビ	液晶テレビを使用していたところ、突然異音が生じて画面が暗くなり、発煙した。発煙した原因を調べてほしい。	苦情品は、電源基板に実装されたコンデンサが、クラック等の異常によって破裂音を繰り返しながら発煙したものと考えられた。コンデンサの異常については、周辺の部品に異常がみられなかったことなどから、偶発的な故障の可能性が高いと考えられた。
104	液晶テレビ	約半年間の使用で液晶テレビの画面に異常が生じた。異常が生じた原因を調べてほしい。	苦情品は、液晶パネルの左側端部中央のやや下に割れが確認され、これをきっかけとして視聴中に画面が正常に表示できなくなったものと考えられた。なお、苦情品を購入後、半年間は正常に視聴が可能であったことから、異常が生じるまでの過程で意図せず液晶パネルの端部に何らかの衝撃が加わった可能性が考えられた。
105	防水スピーカー	防水スピーカーを充電中に煙が出て、スピーカーと USB ケーブルの接続部が焦げた。焦げた原因を調べてほしい。	苦情品のスピーカーと USB ケーブルの接続部が焦げた原因は、スピーカーに USB ケーブルを接続する際、何らかの導電性の異物が混入してプラス端子とマイナス端子が短絡に近い導通状態となり、電流が流れ続けて発熱し、周囲の樹脂の溶融および焦げに至った可能性が考えられた。しかし、苦情品のスピーカー自体は調査時には接続部が発熱する状況が解消されていたほか、苦情品の USB ケーブルのプラグに異物

			の存在を確認することはできず、明確な原因の特定には至らなかった。
106	EMS フットマット	EMS フットマットを使用したところ、振動等の刺激を感じなかった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品から電圧パルスの出力が確認されたが、同様な商品である参考品と比べると出力電流やパルスエネルギーが小さく、足の置き方のほか、皮膚の乾燥状態や感覚の個人差によって、刺激が感じにくい可能性が考えられた。
107	EMS フットマット	EMS フットマットを使用したところ、振動等の刺激を感じなかった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は電圧パルスの出力が確認され、一般社団法人日本ホームヘルス機器協会が定める自主基準の基準値内であった。しかし、同様な商品である参考品と比べると出力電流やパルスエネルギーが小さく、乾電池の消耗状態や足の置き方のほか、皮膚の乾燥状態や感覚の個人差によって、刺激が感じにくい可能性が考えられた。
108	ゴルフシューズ	ゴルフシューズを購後数年の間に、歩行中に何度か転倒し、最後の転倒で骨折した。靴の滑りやすさを調べてほしい。	苦情品のうち、比較的靴底の損耗が少なかった左足用の靴底について、JIS T 8106「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を参考に、乾燥したステンレス板に対する動摩擦係数を調べたところ、靴を傾けて、かかと部の一部を押し付けた条件の方が、靴底を水平に押し付けた条件よりも動摩擦係数が大きく、靴底よりかかかとが接地しているときに特に滑りやすくなるということもなかった。
109	ダンベル	重りを組み換えられるダンベルを持ち上げたところ、組みつけられていた重りが外れて足の指の上に落ち、けがをした。重りが外れた原因を調べてほしい。	苦情品の重りが外れた原因は、シャフト全長が短すぎ、ナットが緩まないよう、必要なおねじ部の長さが確保されていなかったため、側面のナットが緩んで外れたことにより重りを固定するためのツメが適切な位置にならず、ハンドルへの固定が不完全になったためと推測された。ただし、ナットが外れる現象までは再現できなかったため、苦情品の片側の側面のナットが製造時から外れていたのか、使用により外れたのかまでの特定はできなかった。
110	テント	テントを初めて使用した後に、たたもうとしたところ、フレームの接続部が複数箇所破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品の破損は、撤収作業中にテントが傾いた等によって湾曲した状態のフレームに負荷が加わり、延性破壊したものと考えられた。苦情同型品を用いて行った3度の設営、撤収作業では、苦情品と同様な破損状態は再現しなかったが、複数のポールが湾曲した。A7075(超々ジュラルミン)と表示のあるメインフレーム、サブフレームについて成分分析を行ったところ、A7075(超々ジュラルミン)の成分の一つである亜鉛がほとんど検出されなかったことから、苦情品のフレームの材質は表示とは異なり、設計どおりの強度を有していなかった可能性が考えられた。
111	家庭用ランポリン	家庭用ランポリンを8カ月使用したところ、脚部が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情同型品のランポリンマットの中央に繰り返し荷重をかける試験および脚部の強度試験では、脚部に变形は見られなかった。苦情品の脚の变形した様子やヒンジ部の局所変形の状態から、その原因は通常の使用によってではなく、立て掛けられた状態で脚に内向きの力が加えられ破損(変形)に至ったものと推測された。

112	健康器具 (バランス ボール)	健康器具(バランスボール)が使用中に破裂した。破裂した原因を調べてほしい。	苦情品は、苦情同型品に比べて、基材の強度の著しい低下はみられなかったことから、使用過程で何らかの原因で裂けが発生し、その裂けの方向が使用時の荷重方向と同じような方向であったことで、裂けが急速に進展し大きな裂けとなって破裂したものと考えられた。苦情同型品の表示や取扱説明書においては、「ノーバースト」など急速な破裂はしないことを期待させる記載がみられた一方、使用前の点検を促す内容や、使用を中止すべき場合や状態、使用する環境に関する記載はみられなかった。
113	自転車型 トレーニング 器具	自転車型トレーニング器具を使用中、突然サドルが折れたため転倒し、頸椎(けいつい)を痛めた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品のサドルフレームには使用者の体重が引張力として加わり、下部フレームとパイプ状部品の溶接止端部に応力が集中し、亀裂が発生、進展した結果、破断に至った疲労破壊であったと考えられた。また、溶接の熱影響により、パイプ状部品の硬さの低下が影響した可能性も考えられた。なお、苦情同型品のサドルフレームを用いた耐久試験で破損等の異常は見られなかったことから、苦情品の単品不良の可能性も考えられるが、バックシートやバックハンドルを備える当該商品では、自転車のシートポスト以上に大きな負荷がかかる可能性も考えられた。
114	ビニール プール	ビニールプールで遊んでいたところ、転倒した際に付属品の固定部分で足にけがをした。固定部分に鋭利な部分がないか調べてほしい。	苦情品のプール本体と取り付ける装飾とを接続するジョイントの縁部について、参考までに米国安全規格テストおよび、日本の玩具安全基準に基づくシャープエッジテストを行ったところ、鋭利な部分であるとは判定されなかった。しかし、モニターによる触手テストを行ったところ、全員が硬く鋭利であると感じた。
115	ペット用ヒ ーター	ペット用ヒーターが使用中に焦げた。ヒーターが焦げた原因を調べてほしい。	苦情品は発熱体にひび割れが発生したことにより、電流の流れる領域が減少してその部位の抵抗が上昇し、局所的に発熱して焼損したものと考えられた。なお、苦情品はヒーター表面の絶縁シートが気泡状となった部分で発熱体にひび割れが発生しており、苦情品の製造時における絶縁シートの貼り方が適切ではなかった可能性のほか、使用過程での熱による収縮や膨張が繰り返されたことによる影響が考えられた。
116	加熱式た ばこの充 電器	加熱式たばこの充電器をコンセントに接続したままにしていたところ、ケーブル先端が溶け、置いてあった畳が焦げた。ケーブル先端が溶けた原因を調べてほしい。	苦情品のマイクロ USB ケーブルは、充電終了後にコンセントに挿したままの AC アダプターから通電が継続された状態で、コネクタ先端部に付着した水分または異物を介して電源短絡が発生したため異常発熱し、コネクタの樹脂部の溶融に至ったものと考えられた。
117	花びん	花びんを購入後初めて洗おうとしたところ、金属の溶接部が破損した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は溶接部の状態にばらつきが大きく、破損した箇所の中には溶接が不完全な箇所も見られた。苦情同型品でも同様の傾向が見られたことから、溶接部の施工及び強度に問題がある商品と考えられた。また、使用方法についての日本語の表示が見られないことも、破損を誘発する要因の一つと考えられた。
118	刈払機	刈払機を使用したところ、ハンドルが折れた。折れた原因を調べてほしい。	苦情品のハンドルは下側から上側に向かって加わった力により、下側から疲労破面が進行し、破損に至ったものと考えられた。なお、ハンドルの断面形状と硬さを調べた結果、苦情品のハンドルは排気量の近い他社の刈払機のハンドルと同等の強度を有しているものと考えられた。

119	芝刈り機	芝刈り機を使用したところ、少し稼働しただけでモーターが回らなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は回転して芝を刈る刃にベルトを介して連動しているファンの周辺に芝が詰まっていたため、過負荷保護装置が働いて停止する状態になっていた。しかし、調べた範囲では、取扱説明書に従った使用方法で苦情品のように芝が詰まることはなく、商品に問題はみられなかった。
120	植木バリカン	植木バリカンを使用していたところ、本体から発煙した。発煙した原因を調べてほしい。	苦情品は、刈り刃に付着した樹木のヤニ汚れが抵抗となり、モーターを動かすための電流が増加したことで発熱量が増え、過熱状態となって発煙したものと考えられた。なお、取扱説明書や刈り刃カバーには、使用前後に注油することと使用後に汚れを落とすことが記載されていたが、苦情品は、刈り刃の状態から、日常の手入れが不足していたものと考えられた。
121	噴霧器	除草剤を散布する噴霧器のタンクが破損し、液漏れした。タンクが破損した原因を調べてほしい。	苦情品のタンクに埋め込まれた、フレームに取り付けるためのボルトを締結するナットの周辺には、進行するとクラックに至るクレーズと考えられる亀裂が複数見られ、破損部周辺では劣化の兆候と考えられる状態が確認された。破損部の断面が平滑であったことから、ナットの周囲やタンク内部側の半球状の突起に見られた亀裂は材質の劣化によって発生し、亀裂が成長して破損に至った可能性が考えられたが、材質が劣化した原因までは特定できなかった。
122	自動車	自動車のウインカー操作レバーを操作したところ折れた。折れた原因を調べてほしい。	苦情品のウインカースイッチのレバーは、破面の状況から、製造上の欠陥はみられず、樹脂が耐えられる強度より大きな荷重が手前側から奥(メーター)側に作用して破断したのと考えられた。なお、ワイパースイッチ及びオートクルーズ設定スイッチのレバーの調査結果より、操作力の10倍の荷重が加わっても直ちに破壊しない程度の強度を有していたと推察された。
123	スプレー式タイヤチェーン	スプレー式のタイヤチェーンを使用したところ、効果を感じられない。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情同型品を吹き付けたゴム片の静止摩擦力を今回行ったテスト条件で測定したところ、本体表示にある乾燥時間では効果を十分に得ることができないと考えられたが、乾燥時間を表示の2倍にすることで約1.8倍の静止摩擦力が得られた。しかし、実車やタイヤに使用した場合の効果については、比較や検証が困難であったため、実使用での効果については不明であった。なお、使用する外気温、湿度、吹き付けるスプレー剤の量、タイヤの表面状態などのさまざまな条件によって、効果が得られるための使用条件が変わる可能性が考えられたが、苦情同型品には、そのようなことに関する表示は見られなかった。
124	ドライブレコーダー	ドライブレコーダーにメモリーカードを挿入したところ、取り出せなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品はマイクロSDカードスロットに対して筐体(きょうたい)の開口部が広く、スロットの外側に隙間が確認されたことから、誤ってマイクロSDカードがこの隙間に挿入された可能性が考えられた。なお、苦情同型品にはスポンジテープが貼られ、隙間が埋められた状態となっていたが、苦情品にはスポンジテープが貼られていなかった、もしくは使用されるまでの間にはがれた可能性が考えられた。

125	車用芳香剤	車用芳香剤を使用していたところ、液漏れし、自動車のパネル部分が損傷した。液漏れした原因を調べてほしい。	苦情品の外観に液漏れにつながる破損などの異常がみられず、夏場の車内に近い環境での放置テスト、液漏れしやすいと考えられる、傾けて取り付けたテストにおいても液漏れすることはなかった。なお、液体の芳香剤を揮発させるための芯には、内圧の上昇を防止するための通気孔となる溝が2箇所設けられているが、苦情同型品で、その1箇所をふさいで高温環境に傾けて放置したところ、液漏れが確認された。このことから、苦情品の通気孔の溝が何らかにより一時的にふさがった可能性が考えられたが、その要因を特定することまではできなかった。
126	自転車	自転車に乗っていたところ、前ホークが折れて転倒し、顔面にけがを負った。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の前ホークは、ブレーキケーブルアウトガイド(ブレーキケーブルのアウトを留める小部品)のロウ付け止端部を起点として亀裂が発生し、使用に伴い徐々に進展して疲労破壊したものと推定された。前ホークの仕様が苦情品とほぼ同等と考えられる、後継モデルである参考品の前ホークを用いたJISの疲労強度試験の結果、同様にブレーキケーブルアウトガイドのロウ付け止端部を起点として規定回数の1/6~1/3程度の回数で破損したことから、苦情品の前ホークもJISに規定された疲労強度を満たしていなかった可能性があると考えられた。なお、苦情品の前ホークの下端には前方から強い力が加わった経緯があると考えられ、前ホークが塑性変形していた可能性があったが、前ホークの疲労破壊へ関与した可能性は低いと考えられた。
127	自転車	自転車を通学で使用していたところ、後車輪が変形し乗れなくなった。後車輪の強度に問題がないか調べてほしい。	苦情品の後車輪はリムやタイヤが左右に大きく変形しており、リムにみられた打痕の位置で最も横振れが大きかった。苦情品の後車輪と同仕様とみられるリムを使用した参考品の後車輪の強度を調べたところ、JISの基準を満たしており、苦情品と参考品のリムの切断面に明らかな違いはみられなかったことから、苦情品の後車輪の強度が著しく劣るとは考えにくく、後車輪が大きく変形した原因は、外部からリムに強い力が加わったためと考えられた。
128	自転車(マウンテンバイク)	通信販売で購入した自転車(マウンテンバイク)の前輪が走行中に外れたため転倒し、顔にけがを負った。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の前ホークは、現状では前後、逆方向に誤って組み付けられており、ハンドルステムはホークシステムに対して固定が不十分で、容易に動く状態であった。また、前ホークつめにはハウジング、調整ナット及びハブ軸と擦れ合って摩滅したと考えられる痕跡がみられたことから、前車輪のクイックリリースハブの固定が緩んだ状態で、ある程度の距離を走行していたと推測された。なお、クイックリリースハブの固定が適切であった場合、前ホークつめは、不意にクイックリリースハブのカムレバーが緩んでも直ちに前車輪が外れない構造であることが確認された。これらのことから、走行中に前車輪が外れた原因は、クイックリリースハブを正しく固定せずに走行したことにあると考えられた。ハンドルステムのホークシステムに対する固定が不十分であったことについては、どの時点からかは特定できなかった。

129	折りたたみ電動アシスト自転車	折りたたみ電動アシスト自転車の折りたたみ機構のロックが外れて転倒し、けがを負った。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、ヒンジレバーが不完全なロック状態のまま走行したため、走行中の段差の通行やブレーキ操作などによる振動によってヒンジレバーが解除位置まで倒れ、その状態で前ブレーキを操作したことによって前ホークが折りたたまれた可能性が考えられた。また、取扱説明書にはカチッという音によりヒンジレバーのロックを確認する旨の記載がみられたが、実際には不完全なロック状態でも同様の音が生じることが確認された。
130	電動アシスト自転車	使用している電動アシスト自転車が公道を走れるものなのか不安を感じる。アシスト比率に問題がないか調べてほしい。	苦情品の電動アシスト自転車のアシスト比率は、道路交通法の定める基準の上限を大きく超えており、公道を走行することができないものであった。アシスト比率が大き過ぎると急発進や急加速、速度が出過ぎてしまう原因になり、事故につながるおそれがある。
131	電動アシスト自転車	使用している電動アシスト自転車が公道を走れるものなのか不安を感じる。アシスト比率に問題がないか調べてほしい。	苦情品の電動アシスト自転車のアシスト比率は、道路交通法の定める基準の上限を大きく超えており、公道を走行することができないものであった。アシスト比率が大き過ぎると急発進や急加速、速度が出過ぎてしまう原因になり、事故につながるおそれがある。
132	電動アシスト自転車	電動アシスト自転車の LED ライトが点灯しなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の前照灯の動作確認を行ったところ、一瞬点灯するものの安定して点灯し続けることはなかった。また、苦情品のミニヒューズを駆動電圧が同じ同社製他銘柄の電動アシスト自転車のもので入れ替えても安定して点灯することはなかった。これらのことから、苦情品の前照灯が点灯しなくなった原因はヒューズ以外であると考えられた。
133	電動アシスト自転車	電動アシスト自転車で坂道を下っていたところ、ブレーキレバーが破損したため転倒した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品のブレーキレバーの破断面には、徐々に破壊が進行した疲労破面の特徴は見られず、過大な力で一気に引っ張られながら破断した特徴が全面に見られたことから、苦情品のブレーキレバーは事故時もしくはそれ以前に加わった過大な外力により一気に破断したものと考えられた。また、JIS に準じたブレーキレバーの強度試験の結果、苦情同型品のブレーキレバーの強度に問題はみられなかった。なお、苦情品と苦情同型品で、「駆動補助付自転車」と「普通自転車」の型式認定番号の表記が入れ替わっており、苦情品の表記に誤りがあったと考えられた。
134	ベビーカー	ベビーカーの脚部が使用中に破損した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の車輪部は破損していたため強度は調べられなかったものの、苦情同型品の車輪の取り付け強度を調べたところ、SG 基準を満たしており、商品に問題はみられなかった。苦情品の車輪が外れた原因は、ストッパーでロックする際に必要以上の力を加えたことにより、サスペンションを受ける部分に亀裂が生じ、その後もストッパーをロックする操作を繰り返し行ったことで亀裂が進展し、最終的にサスペンションの軸を受ける部分が破損したと考えられた。
135	電動キックボード	電動キックボードが走行中に電源が切れた。電源が切れた原因を調べてほしい。	苦情品は、メーターパネルの基板の電源用 IC が破損していたため、電源が入らず、モーターが駆動しなかったものと考えられた。電源用 IC の破損した原因については、仕様を超える電圧が与えられたことや、静電気による電源用 IC へのダメージ、電源用 IC の偶発的な破損等の可能性が考えられたが、特定はできなかった。

136	簡易取付式内窓	簡易取付式内窓を取り付けたところ、変形して外れた。交換した商品も同様に変形して外れた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は直射日光によって屋内側と屋外側の温度差が生じたことが変形した一因と考えられた。取扱説明書には、直射日光が当たることで反りが生じる可能性がある旨の記載がみられたが、使用過程で直射日光を避けることが困難な商品であった。
137	壁紙	通信販売で購入した壁紙を部屋に貼ったところ、体調を崩した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品から放散された揮発性有機化合物(VOC)8物質(ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、テトラデカン)および総揮発性有機化合物(TVOC)の放散速度を調べたところ、トルエンとTVOCの放散速度が、壁紙の業界団体である一般社団法人日本壁装協会が定める基準値を上回った。
138	シャワーヘッド	シャワーを使用中にシャワーヘッドの部品が外れた。外れた原因を調べてほしい。	苦情品は吐水口のあるプレートをヘッドに固定していた部品に強度を低下させる要因となる空隙(くうげき)が複数個みられ、そこを起点として生じた亀裂が使用時に繰り返し加わった負荷によって進展し、破断に至ったものと考えられた。なお、苦情同型品では、その部品の強度の向上などを目的としたリブが設けられており、苦情品とは形状が異なっていた。
139	組み立て型フェンス	通信販売で購入した組み立て型フェンスを設置したところ、3カ月後にねじが緩んでいた。ねじが緩んだ原因を調べてほしい。	苦情品のポストの板厚は、使用されていたドリルねじの適用板厚よりも薄く、締め付けトルクを目安値以下でねじ穴がつぶれる状態であった。また、ポストを支えるポストベースのねじ穴の座面形状が、使用されていたドリルねじの頭部形状とは合っておらず、緩みやすい構造であった。組み立てたフェンスに風を当てるテストではドリルねじに緩みは見られなかったものの、ポストの板厚、ポストベースの穴の座面形状に対するドリルねじの不適合が、ドリルねじの緩みに関与したものと推測された。
140	水道混合栓	水道混合栓が凍結により破損して水漏れした。当該地域の当時の最低気温で破損するか調べてほしい。	苦情同型品に水を入れ、苦情品が漏水した日の設置場所付近の最低気温の環境下に放置したところ、3時間以上放置したもので内部の部品に亀裂が生じて漏水する状態となった。

## 外部試験機関へ委託したテスト

No.	テーマ又は品目	テスト項目名	規格・基準名
1	水素水生成器	溶存水素濃度の測定	
2	布団カバー	におい成分の分析	
3	布団カバー	ホルムアルデヒド含有量	厚生省令第34号
4	ズボン	毛玉の繊維鑑別	JIS L 1030-1
5	ズボン	苦情品の繊維混用率	JIS L 1030-1
6	ズボン	苦情品のピリング試験	JIS L 1076
7	冷凍の生食用ウニ	アルミニウムの定量	食品中の食品添加物分析法
8	酸素スプレー	気中酸素濃度の測定	
9	酸素スプレー	充填ガス量の測定	
10	エアコン	破断面の観察	
11	自転車型トレーニング器具	破断面解析(マイクロ観察)	
12	自転車型トレーニング器具	破断面解析(組織観察)	
13	自転車型トレーニング器具	破断面解析(成分分析)	
14	自転車型トレーニング器具	破断面解析(硬さ試験)	
15	健康食品	鉄の含有量(ICP発光分光分析法)	
16	着物	繊維混用率試験	JIS L 1030-1、JIS L 1030-2
17	靴下	摩耗性試験	JIS L 1096
18	蜂蜜	異性化糖添加の調査(薄層クロマトグラフ法)	
19	蜂蜜	異性化糖添加の調査(炭素同位体安定法)	
20	蜂蜜	異性化糖添加の調査(炭素同位体安定法)	
21	蜂蜜	組成の調査	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
22	自転車	車輪の強度	JIS D 9301
23	自転車	走行耐久性試験	JIS K 6302
24	テント	成分分析(ICP発光分光分析法)	
25	ストレッチパンツ	寸法測定	JIS L 0112
26	ストレッチパンツ	生地伸縮性	JIS L 1096
27	ストレッチパンツ	繊維混用率試験	JIS L 1030-1、JIS L 1030-2
28	電気炊飯器	炊飯試験(糖質量)	
29	電気炊飯器	炊飯試験(糖質量)	
30	電気炊飯器	炊飯試験(全糖質)	
31	マスク	染色堅ろう度試験	JIS L 0844、JIS L 0849
32	自転車	破断面解析(マイクロ観察、組織観察、硬さ試験)	
33	自転車	前ホークの強度(衝撃、曲げ、疲労)	JIS D 9301
34	自転車	前ホークの強度(疲労)	JIS D 9301
35	壁紙	VOC、TVOC	
36	ズボン	寸法変化率	JIS L 1930
37	噴霧器	破断面解析	

No.	テーマ又は品目	テスト項目名	規格・基準名
38	入浴剤	主な清涼成分の含有量	
39	除菌消臭スプレー	変色箇所の付着成分の分析	
40	シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査（報道発表）	水のケイ素含有量	
41	シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査（報道発表）	健康食品、濃縮液等のケイ素含有量	
42	シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査（報道発表）	飲料水の鉛含有量（清涼飲料水の成分規格）	
43	シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査（報道発表）	飲料水のヒ素含有量（清涼飲料水の成分規格）	
44	シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査（報道発表）	飲料水のカドミウム含有量（清涼飲料水の成分規格）	
45	シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査（報道発表）	飲料水の水銀含有量（清涼飲料水の成分規格）	
46	シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査（報道発表）	健康食品、濃縮液等の鉛含有量	
47	シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査（報道発表）	健康食品、濃縮液等のヒ素含有量	
48	シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査（報道発表）	健康食品、濃縮液等のカドミウム含有量	
49	シリカやケイ素を摂取できるとうたった飲料、健康食品等に関する調査（報道発表）	健康食品、濃縮液等の水銀（総水銀）含有量	
50	フレームの材質が表示と異なっていたキャンプ用テント（報道発表）	成分分析（ICP 発光分光分析法）	
51	なくならない乳幼児による加熱式たばこの誤飲に注意（報道発表）	ニコチン量分析	
52	カーテンとレースカーテン	遮光率	JIS L 1055
53	カーテンとレースカーテン	遮像性	
54	カーテンとレースカーテン	ミラー機能（防透視性・採光性）	
55	ゴルフシューズ	耐滑試験	
56	自転車（マウンテンバイク）	前車輪の保持試験	JIS D 9301
57	コップ	破面の調査	
58	着物	顕微鏡観察	
59	婦人服	洗濯堅ろう度（石けん）	JIS L 0844
60	婦人服	洗濯堅ろう度（合成洗剤）	JIS L 0844
61	婦人服	汗堅ろう度（酸/アルカリ）	JIS L 0848

No.	テーマ又は品目	テスト項目名	規格・基準名
62	婦人服	摩擦堅ろう度（乾燥/湿潤）	JIS L 0849
63	婦人服	ドライクリーニング堅ろう度	JIS L 0860
64	婦人服	水堅ろう度	JIS L 0846
65	婦人服	色泣き試験	
66	フライパン	付着力の調査	JIS S 2020:2013
67	フライパン	耐熱油性の調査	JIS S 2020:2013
68	フライパン	耐食性の調査	JIS S 2020:2013
69	マグカップ	臭気分析	
70	ベスト	混用率	ISO 20418-8
71	椅子	座面及び背もたれの強度試験	JIS S 1203
72	フライパン	耐熱衝撃性の調査	JIS S 2020:2013
73	糖質を低減できるとうたった 電気炊飯器の実際（報道発表 表）	炊飯試験	
74	カニの缶詰	固形量の測定	
75	電動アシスト自転車	アシスト比率の測定	JIS D 9115
76	電動アシスト自転車	アシスト比率の測定	JIS D 9115

## 令和4年度 教育研修事業 業務実績 (158回)

## 集合研修

研修分類	講座名・テーマ	開催場所 (共催先)	オンライン 配信	指定 講座	日数	実施時期(始期)	実施時期(終期)	集合研修								満足度 回答者 数	満足度 (5段階 評価)	満足度 回答率	
								予定人員	受講者数	うち行政職員	うち相談 員	うちその他	うち聴講者 (国家公務 員)	うち聴講者 (国家公務 員以外)	定員充 足率				
消費者行政職員研修	管理職講座	相模原		★	2	日間	2022年5月26日	2022年5月27日	50	32	32	0	0	0	0	64.0%	31	4.6	96.9%
消費者行政職員研修	【新設】管理職講座	リアルタイム配信	●	★	2	日間	2022年5月26日	2022年5月27日	50	100	99	0	1	0	0	200.0%	86	4.8	86.0%
消費者行政職員研修	職員講座	相模原		★	3	日間	2022年6月22日	2022年6月24日	60	60	57	0	1	0	2	100.0%	54	4.9	90.0%
消費者行政職員研修	基礎力強化研修 行政職員向け1 1回目	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年4月25日	2022年4月25日	50	75	73	1	0	0	1	150.0%	68	4.7	90.7%
消費者行政職員研修	基礎力強化研修 行政職員向け1 2回目	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年8月9日	2022年8月9日	50	87	87	0	0	0	0	174.0%	71	4.8	81.6%
消費者行政職員研修	基礎力強化研修 行政職員向け1 3回目	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2023年3月2日	2023年3月2日	50	21	20	0	1	0	0	42.0%	20	4.8	95.2%
消費者行政職員研修	基礎力強化研修 行政職員向け2 1回目	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年7月11日	2022年7月11日	50	78	78	0	0	0	0	156.0%	63	4.7	80.8%
消費者行政職員研修	基礎力強化研修 行政職員向け2 2回目	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年11月1日	2022年11月1日	50	69	67	2	0	0	0	138.0%	59	4.6	85.5%
消費者行政職員研修	PIO-NETデータ活用セミナー	相模原		★	2	日間	2022年6月16日	2022年6月17日	50	49	43	4	2	0	0	98.0%	48	4.8	98.0%
消費者行政職員研修	消費者行政職員研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業)	川崎市			1	日間	2022年2月10日	2022年2月10日	40	11	11	0	0	0	0	27.5%	8	4.8	72.7%
消費者行政職員研修	消費者行政職員研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業)【リアルタイム配信】	宮崎県	●		1	日間	2022年11月9日	2022年11月9日	40	22	22	0	0	0	0	55.0%	21	4.6	95.5%
消費者行政職員研修	消費者行政職員研修支援コース (地方公共団体への講師派遣事業)【リアルタイム配信】	沖縄県	●		1	日間	2022年8月25日	2022年8月25日	40	33	22	10	1	0	0	82.5%	33	4.8	100.0%
消費生活相談員研修	【新設】消費生活相談員基礎講座	相模原		★	3	日間	2022年5月16日	2022年5月18日	60	58	3	53	1	0	1	96.7%	58	4.9	100.0%
消費生活相談員研修	基礎力強化研修 相談員向け1 1回目	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年4月26日	2022年4月26日	70	76	8	62	3	0	3	108.6%	70	4.9	92.1%
消費生活相談員研修	基礎力強化研修 相談員向け1 2回目	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年8月10日	2022年8月10日	70	53	2	46	4	0	1	75.7%	38	4.8	71.7%
消費生活相談員研修	基礎力強化研修 相談員向け1 3回目	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2023年3月3日	2023年3月3日	70	31	2	28	1	0	0	44.3%	23	4.9	74.2%
消費生活相談員研修	基礎力強化研修 相談員向け2 1回目	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年7月12日	2022年7月12日	70	88	5	75	2	4	2	125.7%	75	4.8	85.2%
消費生活相談員研修	基礎力強化研修 相談員向け2 2回目	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年11月2日	2022年11月2日	70	32	3	28	0	0	1	45.7%	25	4.9	78.1%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(インターネット取引に関する消費者トラブル ーデジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引に関する法 律知識を含めてー)1回目	相模原		★	3	日間	2022年6月6日	2022年6月8日	60	60	0	59	1	0	0	100.0%	53	4.9	88.3%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(インターネット取引に関する消費者トラブル ーデジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引に関する法 律知識を含めてー)2回目	相模原		★	3	日間	2022年6月29日	2022年7月1日	60	60	1	59	0	0	0	100.0%	58	4.9	96.7%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(インターネット取引に関する消費者トラブル ーデジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引に関する法 律知識を含めてー)オンデマンド配信1回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年7月4日	2022年8月2日	150	237	3	221	2	1	10	158.0%	189	4.8	79.7%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(インターネット取引に関する消費者トラブル ーデジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引に関する法 律知識を含めてー)オンデマンド配信2回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年9月5日	2022年10月4日	150	123	2	112	1	0	8	82.0%	102	4.9	82.9%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(金融・保険関連の消費者トラブル ー暗号資産を含む投資トラブルへの対応も含めてー)1回目	相模原		★	3	日間	2022年7月11日	2022年7月13日	60	59	0	59	0	0	0	98.3%	50	4.6	84.7%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(金融・保険関連の消費者トラブル ー暗号資産を含む投資トラブルへの対応も含めてー)2回目	相模原		★	3	日間	2022年8月17日	2022年8月19日	60	48	0	47	0	0	1	80.0%	42	4.7	87.5%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(金融・保険関連の消費者トラブル ー暗号資産を含む投資トラブルへの対応も含めてー)オンデマンド配信 1回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年8月8日	2022年9月6日	150	224	5	212	0	5	2	149.3%	181	4.8	80.8%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(金融・保険関連の消費者トラブル ー暗号資産を含む投資トラブルへの対応も含めてー)オンデマンド配信 2回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年10月3日	2022年11月1日	150	89	2	85	0	0	2	59.3%	74	4.7	83.1%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(特定商取引法関連の消費者トラブル)1回目	相模原		★	3	日間	2022年9月5日	2022年9月7日	60	54	0	51	0	0	3	90.0%	52	4.7	96.3%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(特定商取引法関連の消費者トラブル)2回目	相模原		★	3	日間	2022年10月12日	2022年10月14日	60	61	1	58	0	0	2	101.7%	58	4.7	95.1%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(特定商取引法関連の消費者トラブル)オンデマンド配 信1回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年10月3日	2022年11月1日	150	186	0	182	0	0	4	124.0%	148	4.7	79.6%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(特定商取引法関連の消費者トラブル)オンデマンド配 信2回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年11月28日	2022年12月27日	150	104	1	99	1	0	3	69.3%	85	4.8	81.7%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(通信サービス・端末の契約に関する消費者トラ ブルー業界の現状や動向を踏まえー)1回目	相模原		★	3	日間	2022年10月24日	2022年10月26日	60	60	0	58	0	0	2	100.0%	56	4.8	93.3%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(通信サービス・端末の契約に関する消費者トラ ブルー業界の現状や動向を踏まえー)2回目	相模原		★	3	日間	2022年12月14日	2022年12月16日	60	61	1	58	0	0	2	101.7%	57	4.8	93.4%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(通信サービス・端末の契約に関する消費者トラ ブルー業界の現状や動向を踏まえー)オンデマンド配信1回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年11月21日	2022年12月20日	150	169	1	165	0	0	3	112.7%	136	4.7	80.5%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(通信サービス・端末の契約に関する消費者トラ ブルー業界の現状や動向を踏まえー)オンデマンド配信2回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2023年1月23日	2023年2月21日	150	74	3	67	0	0	4	49.3%	62	4.8	83.8%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(製品安全に関する消費者トラブル ー子どもの事故、高齢者の家庭内事故、食品や自動車等、幅広い相 談対応のためにー)1回目	相模原		★	3	日間	2022年11月9日	2022年11月11日	60	57	1	53	3	0	0	95.0%	51	4.7	89.5%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(製品安全に関する消費者トラブル ー子どもの事故、高齢者の家庭内事故、食品や自動車等、幅広い相 談対応のためにー)2回目	相模原		★	3	日間	2023年1月16日	2023年1月18日	60	39	2	36	1	0	0	65.0%	38	4.8	97.4%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(製品安全に関する消費者トラブル ー子どもの事故、高齢者の家庭内事故、食品や自動車等、幅広い相 談対応のためにー)オンデマンド配信1回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2023年1月5日	2023年2月3日	150	97	7	85	1	0	4	64.7%	86	4.7	88.7%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(製品安全に関する消費者トラブル ー子どもの事故、高齢者の家庭内事故、食品や自動車等、幅広い相 談対応のためにー)オンデマンド配信2回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2023年2月13日	2023年3月14日	150	31	2	28	0	0	1	20.7%	22	4.8	71.0%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(土地・住宅関連の消費者トラブル)1回目	相模原		★	3	日間	2022年12月5日	2022年12月7日	60	61	1	57	1	0	2	101.7%	55	4.8	90.2%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(土地・住宅関連の消費者トラブル)2回目	相模原		★	3	日間	2023年2月1日	2023年2月3日	60	59	1	56	0	0	2	98.3%	54	4.8	91.5%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(土地・住宅関連の消費者トラブル)オンデマンド配信1 回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2023年1月10日	2023年2月8日	150	136	5	127	0	0	4	90.7%	117	4.7	86.0%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(土地・住宅関連の消費者トラブル)オンデマンド配信2 回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2023年2月27日	2023年3月28日	150	64	3	60	1	0	0	42.7%	47	4.7	73.4%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(1泊2日コース)キャッシュレス決済と消費者トラブル ー多様な決済サービスが関係する相談に対応するためにー1回目	相模原		★	2	日間	2022年5月12日	2022年5月13日	60	45	0	43	0	0	2	75.0%	44	4.8	97.8%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(1泊2日コース)キャッシュレス決済と消費者トラブル ー多様な決済サービスが関係する相談に対応するためにー2回目	相模原		★	2	日間	2022年6月27日	2022年6月28日	60	50	1	47	1	0	1	83.3%	46	4.8	92.0%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(1泊2日コース)キャッシュレス決済と消費者トラブル ー多様な決済サービスが関係する相談に対応するためにー オンデマ ンド配信1回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年6月6日	2022年7月5日	150	166	3	155	1	0	7	110.7%	140	4.7	84.3%
消費生活相談員研修	専門・事例講座(1泊2日コース)キャッシュレス決済と消費者トラブル ー多様な決済サービスが関係する相談に対応するためにー オンデマ ンド配信2回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年8月8日	2022年9月6日	150	109	0	96	1	7	5	72.7%	95	4.7	87.2%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(1泊2日コース)最新の情報セキュリティの仕組 みと消費者トラブルについてーSNSにおける広告の現状を踏まえー1 回目	相模原		★	2	日間	2022年9月20日	2022年9月21日	60	61	0	59	0	0	2	101.7%	57	4.9	93.4%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(1泊2日コース)最新の情報セキュリティの仕組 みと消費者トラブルについてーSNSにおける広告の現状を踏まえー2 回目	相模原		★	2	日間	2022年10月20日	2022年10月21日	60	59	0	58	0	0	1	98.3%	56	4.9	94.9%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(1泊2日コース)最新の情報セキュリティの仕組 みと消費者トラブルについてーSNSにおける広告の現状を踏まえー オン デマンド配信1回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年10月17日	2022年11月15日	150	299	7	276	0	6	10	199.3%	252	4.9	84.3%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(1泊2日コース)最新の情報セキュリティの仕組 みと消費者トラブルについてーSNSにおける広告の現状を踏まえー オン デマンド配信2回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2023年1月10日	2023年2月8日	150	135	4	128	0	0	3	90.0%	119	4.8	88.1%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(1泊2日コース)多重債務問題解決に向けた消 費者相談ー長期化するコロナ禍の影響を踏まえてー1回目	相模原		★	2	日間	2022年10月31日	2022年11月1日	60	53	5	45	0	3	0	88.3%	50	4.8	94.3%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(1泊2日コース)多重債務問題解決に向けた消 費者相談ー長期化するコロナ禍の影響を踏まえてー2回目	相模原		★	2	日間	2023年1月19日	2023年1月20日	60	39	4	31	0	4	0	65.0%	37	4.9	94.9%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(1泊2日コース)多重債務問題解決に向けた消 費者相談ー長期化するコロナ禍の影響を踏まえてー オンデマンド配信 1回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年11月28日	2022年12月27日	150	146	10	107	0	27	2	97.3%	130	4.8	89.0%
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(1泊2日コース)多重債務問題解決に向けた消 費者相談ー長期化するコロナ禍の影響を踏まえてー オンデマンド配信 2回目	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2023年1月23日	2023年2月21日	150	48	4	40	0	4	0	32.0%	40	4.9	83.3%

消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(1泊2日コース)対応困難な相談者への対応と相談員のメンタルヘルス―組織としての対応も踏まえー1回目	相模原	★	2	日間	2022年11月21日	2022年11月22日	60	55	7	45	1	2	0	91.7%	55	4.8	100.0%	
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(1泊2日コース)対応困難な相談者への対応と相談員のメンタルヘルス―組織としての対応も踏まえー2回目	相模原	★	2	日間	2023年1月26日	2023年1月27日	60	42	11	30	1	0	0	70.0%	42	4.9	100.0%	
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(1泊2日コース)対応困難な相談者への対応と相談員のメンタルヘルス―組織としての対応も踏まえー	鳴門	★	2	日間	2023年2月7日	2023年2月8日	50	27	5	22	0	0	0	54.0%	27	4.9	100.0%	
消費生活相談員研修	【新設】専門・事例講座(1泊2日コース)若年者を取り巻く最新の消費者被害(徳島オリジナル講座)	鳴門	★	2	日間	2022年7月28日	2022年7月29日	50	45	8	37	0	0	0	90.0%	44	4.8	97.8%	
消費生活相談員研修	【新設】デジタルツールを使った特殊詐欺の現状、相談手法のDX化(徳島オリジナル講座)	鳴門	★	2	日間	2023年3月6日	2023年3月7日	50	50	4	45	1	0	0	100.0%	46	4.7	92.0%	
消費生活相談員研修	PIO-NETセミナー(1回目)	相模原	★	3	日間	2022年7月6日	2022年7月8日	50	50	5	44	1	0	0	100.0%	45	4.9	90.0%	
消費生活相談員研修	PIO-NETセミナー(2回目)	相模原	★	3	日間	2022年7月19日	2022年7月21日	50	49	6	43	0	0	0	98.0%	48	5.0	98.0%	
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(特定商取引法関連の若者に多く見られる消費者トラブル)(共催)	北海道・札幌市	★	1	日間	2022年11月11日	2022年11月11日	50	23	0	23	0	0	0	46.0%	23	4.7	88.2%	
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(特定商取引法関連の若者に多く見られる消費者トラブル)(共催)リアルタイム配信	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年11月11日	2022年11月11日	50	54	4	50	0	0	0	108.0%	40	4.8	74.1%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(最近の法改正と消費生活相談)(共催)	岩手県	★	1	日間	2022年7月26日	2022年7月26日	30	15	1	14	0	0	0	50.0%	15	4.9	100.0%	
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(最近の法改正と消費生活相談)(共催)リアルタイム配信	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年7月26日	2022年7月26日	50	75	4	69	1	1	0	150.0%	61	4.8	81.3%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(インターネット取引に関する消費者トラブル)(共催)	石川県	★	1	日間	2022年10月28日	2022年10月28日	50	17	2	14	1	0	0	34.0%	17	4.7	100.0%	
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(インターネット取引に関する消費者トラブル)(共催)リアルタイム配信	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年10月28日	2022年10月28日	50	55	8	47	0	0	0	110.0%	39	4.6	70.9%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(最近の法改正と消費生活相談)(共催)	愛知県	★	1	日間	2022年11月25日	2022年11月25日	30	30	3	27	0	0	0	100.0%	30	4.6	100.0%	
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(最近の法改正と消費生活相談)(共催)リアルタイム配信	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年11月25日	2022年11月25日	50	45	1	43	1	0	0	90.0%	29	4.8	64.4%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(対応困難な相談者への対応と相談員のメンタルヘルス)(共催)	和歌山県	★	1	日間	2022年8月3日	2022年8月3日	45	15	4	10	1	0	0	33.3%	14	4.4	93.3%	
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(対応困難な相談者への対応と相談員のメンタルヘルス)(共催)リアルタイム配信	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年8月3日	2022年8月3日	50	34	3	29	1	1	0	68.0%	25	4.9	73.5%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(特定商取引法関連の消費者トラブル)(共催)	広島県	★	1	日間	2022年9月16日	2022年9月16日	30	40	0	40	0	0	0	133.3%	38	4.9	95.0%	
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(特定商取引法関連の消費者トラブル)(共催)リアルタイム配信	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年9月16日	2022年9月16日	50	38	2	35	0	1	0	76.0%	23	4.9	60.5%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(キャッシュレス決済と消費者トラブル)(共催)	徳島県	★	1	日間	2022年8月26日	2022年8月26日	50	13	6	7	0	0	0	26.0%	13	4.8	100.0%	
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(キャッシュレス決済と消費者トラブル)(共催)リアルタイム配信	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年8月26日	2022年8月26日	50	46	3	42	0	1	0	92.0%	33	4.7	71.7%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(SNSの仕組みと消費者トラブル)(共催)	熊本県	★	1	日間	2022年10月14日	2022年10月14日	30	16	0	15	0	1	0	53.3%	15	4.5	93.8%	
消費生活相談員研修	専門講座地域コース(SNSの仕組みと消費者トラブル)(共催)リアルタイム配信	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年10月14日	2022年10月14日	50	50	0	49	1	0	0	100.0%	43	4.8	86.0%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース オンデマンド配信コース1-1	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年10月17日	2022年11月15日	150	18	0	17	0	1	0	12.0%	17	4.7	94.4%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース オンデマンド配信コース1-2	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2022年11月21日	2022年12月20日	150	18	0	18	0	0	0	12.0%	16	4.8	88.9%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース オンデマンド配信コース2-1	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2023年1月5日	2023年2月3日	150	46	2	43	0	1	0	30.7%	39	4.9	84.8%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース オンデマンド配信コース2-2	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2023年2月13日	2023年3月14日	150	42	4	38	0	0	0	28.0%	35	4.8	83.3%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース オンデマンド配信コース3-1	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2023年1月10日	2023年2月8日	150	31	3	27	0	1	0	20.7%	28	4.7	90.3%
消費生活相談員研修	専門講座地域コース オンデマンド配信コース3-2	オンデマンド配信	●	★	30	日間	2023年2月27日	2023年3月28日	150	45	1	44	0	0	0	30.0%	36	4.9	80.0%
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)	宮城県		1	日間	2022年9月2日	2022年9月2日	40	25	2	23	0	0	0	62.5%	21	4.5	84.0%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)	福島県		1	日間	2022年10月19日	2022年10月19日	40	23	5	18	0	0	0	57.5%	22	5.0	95.7%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)	横浜市		1	日間	2022年10月17日	2022年10月17日	40	30	0	24	6	0	0	75.0%	29	4.9	96.7%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)【集合研修から集合研修とリアルタイム配信に変更】	新潟県	●	1	日間	2022年9月27日	2022年9月27日	40	31	7	24	0	0	0	77.5%	31	4.9	100.0%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)【リアルタイム配信】	山梨県	●	1	日間	2023年1月17日	2023年1月17日	40	17	6	11	0	0	0	42.5%	14	4.3	82.4%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)【集合研修とリアルタイム配信】	滋賀県	●	1	日間	2022年9月29日	2022年9月29日	40	89	9	76	4	0	0	222.5%	48	4.9	53.9%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)【集合研修とリアルタイム配信】	滋賀県	●	1	日間	2022年11月10日	2022年11月10日	40	87	11	71	5	0	0	217.5%	53	4.7	60.9%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)【集合研修とリアルタイム配信】	京都府	●	1	日間	2023年2月21日	2023年2月21日	40	75	5	70	0	0	0	187.5%	32	4.7	42.7%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)【集合研修とリアルタイム配信】	京都府	●	1	日間	2023年2月21日	2023年2月21日	40	73	5	68	0	0	0	182.5%	34	4.5	46.6%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)	奈良県		1	日間	2022年9月24日	2022年9月24日	40	31	3	28	0	0	0	77.5%	30	4.6	96.8%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)【集合研修とリアルタイム配信】	和歌山県	●	1	日間	2022年11月29日	2022年11月29日	40	51	7	38	6	0	0	127.5%	37	4.7	72.5%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)【リアルタイム配信のみ】	鳥取県	●	1	日間	2022年8月25日	2022年8月25日	40	25	23	2	0	0	0	62.5%	19	4.5	76.0%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)【リアルタイム配信のみ】	山口県	●	1	日間	2022年9月2日	2022年9月2日	40	20	5	15	0	0	0	50.0%	17	4.6	85.0%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)【リアルタイム配信のみ】	山口県	●	1	日間	2022年12月1日	2022年12月1日	40	22	6	16	0	0	0	55.0%	15	4.9	68.2%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)	高知県		1	日間	2022年8月26日	2022年8月26日	40	17	12	5	0	0	0	42.5%	17	4.2	100.0%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)	高知県		1	日間	2022年10月28日	2022年10月28日	40	24	15	9	0	0	0	60.0%	24	4.1	100.0%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)	福岡市		1	日間	2022年8月20日	2022年8月20日	40	32	4	25	3	0	0	80.0%	31	5.0	96.9%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)【集合研修から集合研修とリアルタイム配信に変更】	熊本県	●	1	日間	2022年11月10日	2022年11月10日	40	42	26	13	3	0	0	105.0%	19	4.5	45.2%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)	大分県		1	日間	2022年12月6日	2022年12月6日	40	16	1	15	0	0	0	40.0%	16	5.0	100.0%	
消費生活相談員研修	相談関連業務支援コース(講師派遣事業)【集合研修からリアルタイム配信に変更】	鹿児島県	●	1	日間	2022年9月1日	2022年9月1日	40	59	24	35	0	0	0	147.5%	42	4.7	71.2%	
消費者教育推進のための研修	【新設】消費者教育に携わる講師養成講座[対象者別コース]-幼児・小学生・中学生への講座実施に向けて-	相模原	★	3	日間	2022年6月13日	2022年6月15日	50	35	5	28	2	0	0	70.0%	33	4.9	94.3%	
消費者教育推進のための研修	【新設】消費者教育に携わる講師養成講座[対象者別コース]-小学生・中学生への講座実施に向けて-(リアルタイム配信)	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2023年1月30日	2023年1月30日	50	50	1	42	7	0	0	100.0%	43	4.7	86.0%
消費者教育推進のための研修	【新設】消費者教育に携わる講師養成講座[対象者別コース]-高校生を中心とした若年者への講座実施に向けて、デジタル教材の活用の観点も含めて-	相模原	★	3	日間	2022年7月4日	2022年7月6日	50	48	6	38	4	0	0	96.0%	47	4.8	97.9%	
消費者教育推進のための研修	【新設】消費者教育に携わる講師養成講座[対象者別コース]-高校生を中心とした若年者への講座実施に向けて-(リアルタイム配信)	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2023年1月31日	2023年1月31日	50	50	7	42	1	0	0	100.0%	44	4.7	88.0%
消費者教育推進のための研修	消費者教育に携わる講師養成講座[対象者別コース]-高齢者及び見守り関係者への講座実施に向けて-	相模原	★	2	日間	2022年8月2日	2022年8月3日	50	26	2	24	0	0	0	52.0%	24	4.9	92.3%	
消費者教育推進のための研修	消費者教育に携わる講師養成講座[対象者別コース]-特別支援学校等に通う知的障害(軽度)のある生徒を中心とした若年者及びその支援者への講座実施に向けて-	相模原	★	2	日間	2022年10月3日	2022年10月4日	50	42	2	32	8	0	0	84.0%	39	4.9	92.9%	
消費者教育推進のための研修	【新設】生涯の生活設計を見越したお金の使い方について考える！-若年者の消費行動の傾向も踏まえ-	相模原	★	2	日間	2022年11月17日	2022年11月18日	50	52	4	43	2	2	1	104.0%	49	4.7	94.2%	
消費者教育推進のための研修	【新設】エンシール消費先進県から学ぶSDGs推進と官民協働(徳島オリジナル講座)	徳島市	★	2	日間	2022年11月24日	2022年11月25日	50	29	17	11	1	0	0	58.0%	29	4.7	100.0%	
消費者教育推進のための研修	消費者教育学生セミナー【共催】	リアルタイム配信	●	1	日間	2022年9月2日	2022年9月2日	50	43	0	0	43	0	0	86.0%	33	4.9	76.7%	
消費者教育推進のための研修	教員を対象にした消費者教育講座(地域コース)(共催)	島根県	★	1	日間	2022年11月11日	2022年11月11日	30	14	0	0	12	0	2	46.7%	11	4.9	78.6%	
消費者教育推進のための研修	教員を対象にした消費者教育講座(地域コース)(共催)	沖縄県	★	1	日間	2022年9月16日	2022年9月16日	30	29	0	0	29	0	0	96.7%	28	4.9	96.6%	
消費者教育推進のための研修	教員を対象にした消費者教育講座(教員免許更新講習)(大学への協力)【中止】			1	日間			30							0.0%				
消費者教育推進のための研修	教員を対象にした消費者教育講座(教員免許更新講習)(大学への協力)【中止】			1	日間			30							0.0%				
消費者教育推進のための研修	教員を対象にした消費者教育講座(教員免許更新講習)(大学への協力)【中止】			1	日間			30							0.0%				
消費者教育推進のための研修	教員を対象にした消費者教育講座(教員免許更新講習)(大学への協力)【中止】			1	日間			30							0.0%				

消費者教育推進のための研修	消費者教育コーディネーター講座(地域コース)(共催)	山形県	★	1	日間	2022年9月22日	2022年9月22日	30	18	4	9	5	0	0	60.0%	18	4.7	100.0%	
消費者教育推進のための研修	消費者教育コーディネーター講座(地域コース)(共催)	大分県	★	1	日間	2022年8月19日	2022年8月19日	30	26	3	20	3	0	0	86.7%	25	4.7	96.2%	
消費者教育推進のための研修	消費者教育推進研修支援コース(講師派遣事業)①教員	宮崎県		1	日間	2022年8月1日	2022年8月1日	30	20	7	0	13	0	0	66.7%	13	4.8	65.0%	
消費者教育推進のための研修	消費者教育推進研修支援コース(講師派遣事業)①教員【リアルタイム配信】	沖縄県	●	1	日間	2022年11月5日	2022年11月5日	30	17	1	0	16	0	0	56.7%	17	5.0	100.0%	
消費者教育推進のための研修	消費者教育推進研修支援コース(講師派遣事業)②コーディネーター【一部リアルタイム配信に変更】	兵庫県	●	1	日間	2023年2月16日	2023年2月16日	30	27	10	13	4	0	0	90.0%	21	4.8	77.8%	
消費生活サポーター研修	地域の見守りネットワーク推進のための講座(地域で取り組む人向け)	東京	★	1	日間	2022年12月2日	2022年12月2日	50	12	1	2	9	0	0	24.0%	11	4.8	91.7%	
消費生活サポーター研修	地域の見守りネットワーク推進のための講座(地域で取り組む人向け)	リアルタイム配信	●	★	1	日間	2022年12月2日	2022年12月2日	50	32	0	0	32	0	0	64.0%	24	4.6	75.0%
消費生活サポーター研修	地域の見守りネットワーク推進のための講座(消費者行政職員向け)(地域コース)(地方公共団体と共催)	宮城県	★	1	日間	2022年8月5日	2022年8月5日	30	17	11	5	0	0	1	56.7%	16	4.6	94.1%	
消費生活サポーター研修	地域の見守りネットワーク推進のための講座(消費者行政職員向け)(地域コース)(地方公共団体と共催)	山形県	★	1	日間	2022年12月9日	2022年12月9日	30	8	6	2	0	0	0	26.7%	8	5.0	100.0%	
消費生活サポーター研修	消費生活サポーター研修支援コース(講師派遣事業)	長野県		1	日間	2023年1月28日	2023年1月28日	30	17	4	0	13	0	0	56.7%	13	4.8	76.5%	
消費生活サポーター研修	消費生活サポーター研修支援コース(講師派遣事業)	徳島県		1	日間	2022年12月15日	2022年12月15日	30	22	3	1	18	0	0	73.3%	19	4.9	86.4%	
消費生活サポーター研修	消費生活サポーター研修支援コース(講師派遣事業)【集合研修からリアルタイム配信に変更】	熊本市	●	1	日間	2022年12月13日	2022年12月13日	30	20	0	0	20	0	0	66.7%	19	4.6	95.0%	
消費者リーダー研修	全国消費者フォーラム	リアルタイム配信	●	1	日間	2023年2月21日	2023年2月21日	600	800	0	0	795	5	0	133.3%	295	4.7	36.9%	
企業職員研修	消費者問題に関する企業職員セミナー	東京		1	日間	2022年9月14日	2022年9月14日	50	25	1	0	24	0	0	50.0%	25	4.6	100.0%	
企業職員研修	消費者問題に関する企業職員セミナー	リアルタイム配信	●	1	日間	2022年9月14日	2022年9月14日	50	33	0	0	33	0	0	66.0%	20	4.7	60.6%	
研修分類	講座名・テーマ	実施時期		遠隔研修															
		配信開始	配信終了	登録箇所数	受講者数	うち行政職員	うち相談員	うちその他	満足度回答者数	満足度(5段階評価)									
遠隔研修	【消費者行政職員のための講座②】過剰、不当な要求をする相談者への対応と法的留意点	2022年4月1日	2022年6月30日	1075	48	7	40	1	48	4.9									
遠隔研修	消費生活相談における法令適用の考え方	2022年4月1日	2022年6月30日	1075	49	7	41	1	49	4.9									
遠隔研修	小・中学生に向けた消費者教育講座の実施のために必要な知識	2022年4月1日	2022年6月30日	1075	30	5	23	2	30	4.9									
遠隔研修	消費生活相談員の役割と必要な心構えー消費者教育や見守りを含めてー	2022年4月1日	2022年6月30日	1075	100	11	87	2	100	4.9									
遠隔研修	決済手段に関する法律の基礎知識ー最近利用の増えている決済サービスも含めてー	2022年4月1日	2022年6月30日	1075	112	12	98	2	112	4.8									
遠隔研修	アフィリエイト広告の現状と課題	2022年4月1日	2022年7月14日	1075	66	7	56	3	66	4.9									
遠隔研修	新型コロナウイルス感染拡大の影響による消費者問題への対応	2022年4月1日	2022年7月14日	1075	49	8	40	1	49	4.9									
遠隔研修	近年の電気通信事業法改正のポイントと今後の政策の動向について	2022年4月1日	2022年8月3日	1075	110	9	99	2	110	4.6									
遠隔研修	若者が消費者被害に遭う心理的要因について	2022年4月1日	2022年8月3日	1075	87	11	71	5	87	4.8									
遠隔研修	消費生活相談に必要な民法の基礎知識①(総則)ー裁判例も含めてー	2022年4月1日	2022年8月18日	1075	105	16	87	2	105	4.8									
遠隔研修	消費生活相談に必要な民法の基礎知識②(債権)ー裁判例も含めてー	2022年4月1日	2023年3月31日	1075	158	12	143	3	158	4.8									
遠隔研修	災害時の土地・住宅に関する相談への対応及び活用できる支援制度	2022年4月1日	2023年3月31日	1075	81	8	71	2	81	4.6									
遠隔研修	特商法・預託法等の改正について	2022年4月1日	2022年9月6日	1075	105	12	92	1	105	4.7									
遠隔研修	デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等について	2022年4月1日	2022年9月21日	1075	75	6	67	2	75	4.4									
遠隔研修	より配慮が必要な相談者への消費生活相談対応についてー障害者差別解消法の趣旨を踏まえー	2022年4月1日	2023年3月31日	1075	149	6	139	3	149	4.9									
遠隔研修	多様化する消費生活相談員の役割と心構えー複雑化、高度化する消費者問題に対応するためにー	2022年7月1日	2023年3月31日	1075	527	46	475	6	527	4.8									
遠隔研修	特定商取引法のポイントを学ぶ①ー「定期購入」「暮らしのレスキューサービス」トラブルー	2022年7月1日	2023年3月31日	1075	711	43	661	7	711	4.9									
遠隔研修	特定商取引法のポイントを学ぶ②ー若者の副業、マルチ商法トラブルー	2022年7月15日	2023年3月31日	1075	564	39	519	6	564	4.8									
遠隔研修	消費者のセキュリティ意識をついたトラブルの特徴と対策ー偽警告画面や怪しいSMSー	2022年7月15日	2023年3月31日	1075	665	47	611	7	665	4.8									
遠隔研修	SNSをきっかけとしたトラブル事例と相談対応におけるポイント	2022年8月4日	2023年3月31日	1075	579	44	525	10	579	4.8									
遠隔研修	ペットに関する消費生活相談に必要な法律の基礎知識	2022年8月4日	2023年3月31日	1075	434	21	411	2	434	4.6									
遠隔研修	お墓・葬儀等サービスの現状と関連する知識	2022年8月19日	2023年3月31日	1075	485	29	454	2	485	4.8									
遠隔研修	高齢者の財産管理に関する制度の現状ートラブル事例も踏まえてー	2022年8月19日	2023年3月31日	1075	422	21	400	1	422	4.6									
遠隔研修	成年年齢下げをテーマとした消費者教育講座のヒント集	2022年9月7日	2023年3月31日	1075	317	30	285	1	317	4.6									
遠隔研修	ゲーム依存を知る	2022年9月7日	2023年3月31日	1075	404	23	378	3	404	4.6									
遠隔研修	相談員のメンタルヘルスーバウンダリー(境界線)の理解と対応ー	2022年9月22日	2023年3月31日	1075	400	27	367	6	400	4.8									
遠隔研修	消費者契約法の最近の改正内容について	2022年9月22日	2023年3月31日	1075	347	25	320	2	347	4.8									
遠隔研修	心理学から考える豊感商法・マルチ商法の実態ーマインドコントロールの心理構造を知り消費者トラブルの予防につなげるー	2023年3月1日	2023年3月31日	1075	263	20	241	2	263	4.5									
遠隔研修	「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」及び「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」について	2023年3月1日	2023年3月31日	1075	260	20	238	1	260	4.5									

## 令和4年度 消費生活相談員資格（国家資格）試験結果

## 1. 受験申込者数及び合格者数等

申込者数	欠席者数	実受験者数 (A)	合格者数 (B)	合格率 (B/A)
906人	142人	764人	276人	36.1%

## 2. 都道府県別合格者数

(人)

都道府県	2022年度 合格者数	累計合格者数 2016~2022年度	都道府県	2022年度 合格者数	累計合格者数 2016~2022年度
北海道	9	79	滋賀県	6	40
青森県	4	14	京都府	2	47
岩手県	4	27	大阪府	4	91
宮城県	5	49	兵庫県	12	127
秋田県	0	15	奈良県	3	30
山形県	4	25	和歌山県	4	37
福島県	1	26	鳥取県	0	11
茨城県	16	100	島根県	4	26
栃木県	4	54	岡山県	2	32
群馬県	5	44	広島県	5	55
埼玉県	15	130	山口県	3	34
千葉県	11	157	徳島県	7	46
東京都	24	317	香川県	1	10
神奈川県	19	174	愛媛県	2	29
新潟県	2	36	高知県	0	16
富山県	0	28	福岡県	5	68
石川県	1	23	佐賀県	9	43
福井県	2	22	長崎県	4	32
山梨県	0	17	熊本県	6	53
長野県	8	66	大分県	17	53
岐阜県	3	51	宮崎県	5	38
静岡県	15	116	鹿児島県	6	30
愛知県	8	146	沖縄県	2	12
三重県	7	62	(海外)	0	0
※合格時の居住地			合計	276	2,738

## 令和4年度 消費生活専門相談員資格認定試験結果

## 1. 受験申込者数及び資格認定者数等

申込者数	欠席者数	実受験者数 (A)	合格者数 (B)	合格率 (B/A)
906人	142人	764人	276人	36.1%

## 2. 2022年度都道府県別資格認定者数と累計認定者数

(人)

都道府県	2022年度認定者数		累計認定者数 1992～2022年度	都道府県	2022年度認定者数		累計認定者数 1992～2022年度
		新規認定者				新規認定者	
北海道	9	9	276	滋賀県	6	4	114
青森県	4	4	46	京都府	2	1	147
岩手県	4	4	84	大阪府	4	4	396
宮城県	5	4	153	兵庫県	12	9	523
秋田県	0	0	42	奈良県	3	2	122
山形県	4	3	61	和歌山県	4	4	66
福島県	1	1	55	鳥取県	0	0	36
茨城県	16	15	217	島根県	4	3	52
栃木県	4	4	113	岡山県	2	1	75
群馬県	5	5	88	広島県	5	5	143
埼玉県	15	15	353	山口県	3	3	88
千葉県	11	11	424	徳島県	7	7	87
東京都	24	24	897	香川県	1	0	51
神奈川県	19	16	595	愛媛県	2	2	62
新潟県	2	2	77	高知県	0	0	46
富山県	0	0	74	福岡県	5	5	290
石川県	1	1	67	佐賀県	9	9	87
福井県	2	2	54	長崎県	4	4	70
山梨県	0	0	34	熊本県	6	6	98
長野県	8	8	99	大分県	17	16	88
岐阜県	3	3	133	宮崎県	5	5	60
静岡県	15	13	241	鹿児島県	6	6	94
愛知県	8	7	362	沖縄県	2	2	49
三重県	7	6	102	(海外)	0	0	3
				全国	276	255	7,494

※合格時の居住地

## ADR申請事案の分野別状況等(令和4年度受付分)

## (1)商品・役務別

商品・役務	件数
1.保健衛生品	39
2.教養・娯楽サービス	19
3.他の役務	15
4.修理・補修	9
5.レンタル・リース・賃借	7
5.保健・福祉サービス	7
7.教養娯楽品	6
8.教育サービス	5
8.運輸・通信サービス	5
10.金融・保険サービス	4
10.住居品	4
10.商品一般	4
10.工事・建築・加工	4
10.車両・乗り物	4
15.土地・建物・設備	3
15.役務一般	3
17.内職・副業・ねずみ講	2
18.食料品	1
18.被服品	1
合 計	142

## (2)申請内容別

申請内容	件数(%)
1.契約・解約	131 (92.3)
2.販売方法	89 (62.7)
3.表示・広告	60 (42.3)
4.品質・機能・役務品質	27 (19.0)
5.安全・衛生	17 (12.0)
6.接客対応	8 (5.6)
7.価格・料金	3 (2.1)
8.包装・容器	1 (0.7)
事案数	142 (100.0)

(注)マルチカウント。

## (3)重要消費者紛争の類型別

類 型	件数(%)
1. 第1号類型(多数性)	133 (93.7)
2. 第2号類型(重大性)	3 (2.1)
(1) 生命・身体	3 (2.1)
(2) 財産	0 (0.0)
3. 第3号類型(複雑性等)	0 (0.0)
事案数	142 (100.0)

(注)類型別判断がされたものに限る。マルチカウント。

## (4)申請に至る経緯別

申請経緯	件数(%)
1. 消費者等が直接申請	26 (18.3)
2. 消費生活センターの相談を経たもの	116 (81.7)
合 計	142 (100.0)

## (5)仲介委員数別

委員数	件数(%)
1. 単独	0 (0.0)
2. 合議体(2人)	141 (99.3)
3. 合議体(3人以上)	0 (0.0)
4. その他 <sup>(注)</sup>	1 (0.7)
合 計	142 (100.0)

(注)仲介委員指名前の取下げ等。

## 令和4年度ADR手続結果の概要(公表実績の一覧)

	公表年月	事 案 名	和解の 成否	公表した事業者名等
1	令和4年 6月23日	コンサルタント契約の解約に関する紛争(21)	×	株式会社Seven stud※ (法人番号3180001130288) ※旧社名:株式会社BANKER6
2		訪問販売による学習教材の返金に関する紛争(6)	○	
3		クレジットカードの不正利用に関する紛争(51)	×	
4		包茎手術等の一部返金に関する紛争(7)	○	
5		結婚相手紹介サービスの解約に関する紛争(13)	×	
6		自動車の買い取り契約に関する紛争(3)	○	
7		住宅リフォーム工事の解約に関する紛争(9)	○	
8		寝具の解約に関する紛争	×	
9		クリーニング事故に関する紛争(17)	○	
10~17		大学の入学検定料の返金に関する紛争(1)~(8)	○	
18		出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争(27)	○	
19		光回線契約の解除に関する紛争(3)	○	
20		コンサルタント契約の解約に関する紛争(22)	○	
21		コンサルタント契約の解約に関する紛争(23)	○	
22		海外留学あっせんサービスに関する紛争(7)	○	
23		結婚式と披露宴の解約に関する紛争(39)	○	
24		エステティックサービスの返金に関する紛争(17)	○	
25		脱毛エステの返金に関する紛争(17)	○	
26		結婚式と披露宴の解約に関する紛争(40)	×	
27		美容手術費の返金に関する紛争(2)	×	
28		携帯電話の不具合に関する紛争(4)	×	
29		通信販売の定期購入に関する紛争(26)	○	
30	令和4年 9月21日	パーティー等の解約に関する紛争(3)	×	株式会社ポジティブドリーム パーソンズ (法人番号1011001037351)
31		宝飾品の解約に関する紛争(12)	○	
32~35		養老保険契約に関する紛争(3)	×	
36		未成年者のオンラインゲームの高額請求に関する紛争(13)	○	
37		パスワードの解除サービスに関する紛争	○	
38		語学教室の解約に関する紛争(4)	○	
39		包茎手術等の一部返金に関する紛争(9)	○	
40		データ復旧サービスの解約に関する紛争(2)	○	
41		着物の解約に関する紛争(3)	○	
42		出張害虫駆除サービスの解約に関する紛争	○	

	公表年月	事 案 名	和解の 成否	公表した事業者名等
43		クレジットカードの不正利用に関する紛争(53)	×	
44		マンション購入契約の解除に関する紛争(3)	×	
45~47		出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争(29)	○	
48		エステの危害に関する紛争(2)	×	
49		データ復旧サービスの解約に関する紛争(3)	○	
50		資格取得講座の解約に関する紛争(4)	○	
51		海外留学あっせんサービスに関する紛争(7)	○	
52		出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争(30)	○	
53		モバイルデータ通信サービスの解約に関する紛争(4)	○	
54		FXTレードシステムに関する紛争(10)	○	
55~60		通信販売の定期購入に関する紛争(28)~(33)	○	
61	令和4年 12月21日	コンサルタント契約の解約に関する紛争(24)	×	株式会社StyleForce (法人番号2011101073246)
62		包茎手術等の一部返金に関する紛争(8)	○	
63		宝飾品の解約に関する紛争(13)	○	
64		クレジットカードの不正利用に関する紛争(54)	×	
65		宝飾品の解約に関する紛争(14)	○	
66		エステの危害に関する紛争(3)	×	
67		脱毛エステの返金に関する紛争(18)	○	
68		タブレット端末等の解約に関する紛争(6)	○	
69		海外留学あっせんサービスに関する紛争(8)	○	
70		通信販売の定期購入に関する紛争(34)	○	
71		中古車の解約に関する紛争(8)	○	
72		家具による事故に関する紛争	○	
73		スポーツジムの中途解約に関する紛争(3)	○	
74		スポーツジムの中途解約に関する紛争(4)	○	
75		コンサルタント契約の解約に関する紛争(25)	○	
76		洋服の定期レンタルサービスの解約に関する紛争	×	
77		ペットの売買契約に関する紛争(7)	○	
78~101		通信販売の定期購入に関する紛争(35)~(58)	○	
102	令和5年 3月22日	出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争(31)	×	エーライフ合同会社※ (法人番号9070003004231) ※旧社名:関東設備合同会社
103		コンサルタント契約の解約に関する紛争(26)	×	株式会社クレヴァー (法人番号7011401023813)
104		通信販売の定期購入に関する紛争(60)	×	株式会社Be (法人番号6290001069488)
105		太陽光発電システムに関する紛争(8)	○	
106		アフィリエイト契約の解約に関する紛争(10)	○	
107		通信販売の価格表示等の誤りに関する紛争	○	
108		脱毛エステの返金に関する紛争(19)	○	

	公表年月	事 案 名	和解の 成否	公表した事業者名等
109		生命保険の解約の有効性に関する紛争(3)	○	
110		住宅リフォーム工事の解約に関する紛争(10)	×	
111		通信講座の解約に関する紛争(2)	○	
112		クレジットカードの不正利用に関する紛争(55)	×	
113		手術の解約料に関する紛争	○	
114		コンサルタント契約の解約に関する紛争(27)	○	
115		語学教室の解約に関する紛争(6)	○	
116		結婚相手紹介サービスの解約に関する紛争(14)	○	
117		スポーツジムの中途解約に関する紛争(5)	○	
118		出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争(32)	×	
119		語学教室の解約に関する紛争(7)	○	
120		タレント等養成スクールの解約に関する紛争(18)	○	

## ○事業別決算額(決算報告書)

(単位：円)

区 分	令和3年度					令和4年度					対前年度増△減額	
	支出決算額	収入決算額	図書雑誌 出版収入	研修宿泊 収入	利子・雑益	支出決算額	収入決算額	図書雑誌 出版収入	研修宿泊 収入	利子・雑益	支出決算額	収入決算額
業務	3,619,414,041	72,477,767	44,163,337	28,192,930	121,500	2,466,389,818	66,840,272	39,268,412	27,391,860	180,000	△ 1,153,024,223	△ 5,637,495
広報事業	88,548,466	43,971,067	43,971,067	0	0	92,732,601	39,096,162	39,096,162	0	0	4,184,135	△ 4,874,905
情報・分析事業	2,840,257,951	0	0	0	0	1,529,085,972	0	0	0	0	△ 1,311,171,979	0
相談事業	325,647,351	0	0	0	0	337,036,279	0	0	0	0	11,388,928	0
商品テスト事業	106,809,197	0	0	0	0	145,320,283	0	0	0	0	38,511,086	0
研修事業	194,018,655	28,506,700	192,270	28,192,930	121,500	297,868,992	27,744,110	172,250	27,391,860	180,000	103,850,337	△ 762,590
ADR事業	63,396,153	0	0	0	0	62,640,032	0	0	0	0	△ 756,121	0
適格消費者団体 支援事業	736,268	0	0	0	0	1,705,659	0	0	0	0	969,391	0
一般管理費	212,533,406	11,018,853	0	8,709,610	2,309,243	256,041,178	22,431,187	0	19,621,810	2,809,377	43,507,772	11,412,334
人件費	1,337,217,596	0	0	0	0	1,191,014,040	0	0	0	0	△ 146,203,556	0
役職員給与	1,042,790,618	—	—	—	—	1,009,209,555	—	—	—	—	△ 33,581,063	—
法定福利費	152,936,678	—	—	—	—	149,995,685	—	—	—	—	△ 2,940,993	—
退職手当	141,490,300	—	—	—	—	31,808,800	—	—	—	—	△ 109,681,500	—
	5,169,165,043	83,496,620	44,163,337	36,902,540	2,430,743	3,913,445,036	89,271,459	39,268,412	47,013,670	2,989,377	△ 1,255,720,007	5,774,839

(注) 1. 決算額には前年度契約済繰越額を含んでいる。

2. 第4期中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示している。

対前年度比較分析表

(単位:円)

【貸借対照表】	令和3年度①	令和4年度②	増減額 (②-①)	備 考 (単位:千円)
資産の部				
I 流動資産	2,403,451,774	1,291,971,367	△ 1,111,480,407	
現金及び預金	2,284,438,994	1,157,943,468	△ 1,126,495,526	運営費交付金繰越 (1,168,701)
売掛金	17,126,773	15,709,065	△ 1,417,708	くらしの豆知識 (△2,100)、外部宿泊料 (872)
棚卸資産	3,605,312	2,784,669	△ 820,643	くらしの豆知識 (△787)、国民生活研究 (23)、切手・図書カード (△56)
前払費用	350,645	0	△ 350,645	火災保険料 (△350)
その他の未収入金	250,708	576,250	325,542	労働保険料精算分 (265)
賞与引当金見返	97,679,342	114,957,915	17,278,573	
II 固定資産				
1 有形固定資産	8,547,923,857	8,335,629,015	△ 212,294,842	
建物	2,552,753,470	2,627,239,410	74,485,940	新規取得 (76,282)
減価償却累計額	1,637,005,881	1,740,777,054	103,771,173	
構築物	579,944,444	561,056,444	△ 18,888,000	
減価償却累計額	572,932,726	554,893,893	△ 18,038,833	
機械装置	56,171,085	56,171,085	0	
減価償却累計額	56,155,162	56,171,068	15,906	
車両運搬具	9,818,404	9,818,404	0	
減価償却累計額	7,711,713	8,555,177	843,464	
工具器具備品	1,404,023,788	1,450,304,470	46,280,682	新規取得 (167,722)、除却 (△121,441)
減価償却累計額	1,087,444,798	1,100,239,129	12,794,331	
リース資産(工具器具備品)	1,128,052,276	1,130,261,034	2,208,758	新規取得 (10,830)
減価償却累計額	163,887,330	380,883,511	216,996,181	
立木竹	2,298,000	2,298,000	0	
土地	6,340,000,000	6,340,000,000	0	
2 無形固定資産	1,229,135,543	997,546,723	△ 231,588,820	
ソフトウェア	1,229,135,543	997,546,723	△ 231,588,820	新規取得 (48,580)、減価償却・除却 (△280,169)
電話加入権	0	0	0	
3 投資その他の資産	953,897,300	1,010,596,000	56,698,700	
退職給付引当金見返	953,897,300	1,010,596,000	56,698,700	
固定資産合計	10,730,956,700	10,343,771,738	△ 387,184,962	
資産合計	13,134,408,474	11,635,743,105	△ 1,498,665,369	

対前年度比較分析表

(単位:円)

【貸借対照表】	令和3年度②	令和4年度②	増減額 (②-①)	備考 (単位:千円)
<b>負債の部</b>				
<b>I 流動負債</b>	2,451,454,438	975,124,675	△ 1,476,329,763	
運営費交付金債務	1,168,701,466	0	△ 1,168,701,466	収益化 (△1,168,701)
未払金	927,663,748	599,690,060	△ 327,973,688	業務経費関係 (△296,044)、一般管理費関係 (16,285)、退職金 (△49,204)
未払費用	27,839,431	25,154,722	△ 2,684,709	業務経費関係 (△76)、一般管理費関係 (△2,750)、人件費関係 (141)
未払消費税等	1,413,500	2,277,000	863,500	
前受金	300,000	300,000	0	
預り金	9,068,596	9,268,733	200,137	厚生年金保険料 (157)、源泉所得税 (147)、健康・介護保険料 (70)、科研費 (△127)、地方税 (△45)
賞与引当金	97,679,342	114,957,915	17,278,573	
短期リース債務	218,788,355	223,476,245	4,687,890	新規取得分 (1,136)
<b>II 固定負債</b>	3,342,392,852	3,046,816,128	△ 295,576,724	
資産見返負債	1,637,496,525	1,499,683,562	△ 137,812,963	
資産見返運営費交付金	1,637,496,524	1,499,683,561	△ 137,812,963	取得資産運営費交付金債務振替 (274,004)、減価償却 (△411,817)
資産見返寄附金	1	1	0	
長期リース債務	750,999,027	536,536,566	△ 214,462,461	新規・変更取得分 (536,537)
退職給付引当金	953,897,300	1,010,596,000	56,698,700	
負債合計	5,793,847,290	4,021,940,803	△ 1,771,906,487	
<b>純資産の部</b>				
<b>I 資本金</b>	8,901,601,997	8,901,601,997	0	
政府出資金	8,901,601,997	8,901,601,997	0	
<b>II 資本剰余金</b>	△ 1,723,777,618	△ 1,815,060,894	△ 91,283,276	
資本剰余金	932,694,327	932,694,327	0	
その他行政コスト累計額	△ 2,656,471,945	△ 2,747,755,221	△ 91,283,276	
減価償却相当累計額 (△)	△ 2,218,277,688	△ 2,288,896,961	△ 70,619,273	減価償却 (91,283)、除却 (20,664)
減損損失相当累計額 (△)	△ 1,638,000	△ 1,638,000	0	
除売却差額相当累計額 (△)	△ 436,518,756	△ 457,182,759	△ 20,664,003	除却 (△20,664)
承継資産に係る費用相当累計額	△ 37,501	△ 37,501	0	
<b>III 利益剰余金</b>	162,736,805	527,261,199	364,524,394	当期リース会計による影響額を除く当期利益 (369,537)、当期リース会計影響額 (△5,013)
積立金	159,318,645	162,736,805	3,418,160	
当期末処分利益 (又は当期末処分損失)	3,418,160	364,524,394	361,106,234	
(うち当期総利益又は当期総損失)	3,418,160	364,524,394	361,106,234	
純資産合計	7,340,561,184	7,613,802,302	273,241,118	
負債純資産合計	13,134,408,474	11,635,743,105	△ 1,498,665,369	

対前年度比較分析表

(単位:円)

【損益計算書】	令和3年度②	令和4年度②	増減額 (②-①)	備 考 (単位:千円)
経常費用				
業務経費	3,668,781,869	3,416,167,130	△ 252,614,739	
給与手当	726,769,352	688,967,068	△ 37,802,284	
賞与引当金繰入	78,710,515	92,216,478	13,505,963	
退職給付費用	76,725,868	70,655,533	△ 6,070,335	
法定福利費	155,864,452	155,311,447	△ 553,005	
備品費	3,895,075	7,587,229	3,692,154	ネットワーク環境整備/サテライトオフィス用WEB会議機器 (2,183)、オフィス用什器 (826)
雑給	379,466,621	381,050,827	1,584,206	非常勤職員手当 (4,124)、事務補助員手当 (△265)、委員手当 (△2,275)
福利厚生費	3,407,316	3,586,205	178,889	
旅費	4,628,319	4,503,076	△ 125,243	職員、委員旅費等 (△125)
会議費	108,562	93,511	△ 15,051	
賃借料	53,134,293	136,947,942	83,813,649	PIO-NET2020関係 [PC・周辺機器 (88,636)、ネットワーク機器 (14)、データセンター (△5,504)]、PIO-NET2015関係 [PC・周辺機器 (△10,183)、サーバ (△23,100)、データセンター (△10,905)、ネットワーク機器 (△403)]、ホームページシステム [データセンター (937)、機器 (858)] 消費生活相談DB (2,756)、事故情報DB (2,016)
消耗品費	28,641,713	38,826,511	10,184,798	PIO-NET2020消費生活センター等配付機代 (12,696)、WSUS・IT資産管理システム関連 (2,957)、Adobe Acrobat Standard 2020 (2,453)、Microsoft 365ライセンス (744)、PIO-NET2015消費生活センター等配付機代 (△7,613)、商品テストの実施 (△949)
通信運搬費	216,328,536	216,738,855	410,319	PIO-NET2020回線使用料 (5,193)、SINET6接続回線 (2,614)、オンライン研修 (1,901)、CGシステム (1,109)、ネットワーク/WAN等専用回線使用料 (△4,198)、PIO-NET2015回線使用料 (△2,556)、資格更新 (△1,445)、生活行政職員研修 (△1,397)、CGシステムネットワーク回線 (△1,109)
印刷製本費	10,784,360	10,272,810	△ 511,550	豆知識本文刷り直し (302)、啓発用ホームページ・リーフレット (△766)、研修 (△243)
水道光熱費	27,662,714	34,519,808	6,857,094	
交通費	2,790,500	2,003,297	△ 787,203	
外部委託費	1,233,975,788	768,011,338	△ 465,964,450	DX支援業務 (341,000)、PIO-NET2020構築 (138,309)、次期LANシステム調査 (51,700)、自動火災報知設備改修工事 (31,900)、訪日ネットライン周知 [パネルティ (9,899)、広告 (7,455)]、電話交換機移設工事 (9,581)、PIO-NET2020ヘルプデスク (9,570)、Webサイト変更 (8,560)、トイレ洋式化工事 (8,129)、PIO-NET端末モバイル化検証構築 (6,244)、新規webブラウザ導入 (4,563)、研修配信業務 (4,187)、医療機関ネットワーク [構築 (2,134)、設備維持運営 (1,507)、販促チラシ設置 (1,322)、PIO-NET2020端末の端末再配備 (1,119)、PIO-NET2020ネットワーク機器及び回線導入 (△447,456)、PIO-NET刷新プロジェクト管理支援 (△254,507)、PIO-NET2020ヘルプデスク構築 (△38,500)、PIO-NET2015運用支援 (△15,530) 消費生活相談DBシステム構築 (△12,787)、電話交換システム更新 (△7,100)、訪日ネットラインPR動画制作 (△7,065)、)、2年度補正関係 [相模原事務所空調設備更新工事 (△3,840)、相模原事務所直流電源装置更新 (△352)]、訪日ネットライン専用ホームページコンテンツ作成 (△3,139)、SINET共同調達 (△1,979)、情報資料館司書業務委託 (△1,256)、三者間電話通訳サービス (△1,157)
販売手数料	2,162,960	1,906,618	△ 256,342	
租税公課	235,430	116,000	△ 119,430	

対前年度比較分析表

保守・修繕費	382,829,202	258,071,822	△ 124,757,380	LED証明器具更新(13,343)、CCシステム(13,200)、情報セキュリティ強化(6,050)、消費生活DB(4,809)、PC-LANリモート環境(3,049)、レイト変更電源増設工事(1,998)、電話交換機(1,911)、SINET接続用ネットワーク機器(1,872)、訪日ネット専用ホームページ運用保守(1,815) PIO-NET2015 [PC・周辺機器(△45,213)、サーバ(△36,445)]、PIO-2020サーバ(△25,850)、2年度補正関係 [相模原事務所空調設備更新(△11,787)、東京事務所屋上防水(△2,475)、相模原事務所冷却塔補修(△990)、相模原事務所排風設備改修(△670)] 業務支援システム(△1,597)、リモートアクセスシステム(△1,238)
支払手数料	994,069	1,139,174	145,105	
支払保険料	307,420	277,780	△ 29,640	
支払報酬	41,791,107	40,404,996	△ 1,386,111	監修・ヒアリング・執筆謝金(304)、アドバイザーレポート出席謝金(△363)
図書費	4,718,300	4,225,036	△ 493,264	消費者六法(217)
その他	1,669,663	1,647,075	△ 22,588	
減価償却費	231,179,734	497,086,694	265,906,960	

対前年度比較分析表

(単位:円)

【損益計算書】	令和3年度②	令和4年度②	増減額 (②-①)	備考 (単位:千円)
一般管理費	656,128,905	698,796,381	42,667,476	
役員報酬	65,672,487	66,391,260	718,773	
給与手当	165,923,996	184,097,808	18,173,812	
賞与引当金繰入	18,968,827	22,741,437	3,772,610	
退職給付費用	15,071,732	17,851,967	2,780,235	
法定福利費	34,769,122	37,905,072	3,135,950	
備品費	731,758	2,460,073	1,728,315	PHS電話機 (1,276)
交際費	69,397	114,029	44,632	
雑給	15,241,628	15,322,524	80,896	非常勤 (244)、事務補助員 (△185)
福利厚生費	3,560,471	3,333,388	△ 227,083	コロナウイルス高原検査キット (39)、健康診断・歯科検診 (△257)
旅費	374,281	508,996	134,715	
地代家賃	17,874,167	17,874,340	173	東京事務所土地使用料(173)
会議費	1,969	10,722	8,753	
賃借料	1,810,080	1,582,380	△ 227,700	電話交換機 (1,226)、複合機 (△257)
消耗品費	9,492,681	4,871,140	△ 4,621,541	空調機フィルタ (△957)、非常食等 (△464)、宿泊室用パゲツラック (△360)、ヘルメット (△341)、カラーコーン等 (△200)
通信運搬費	4,678,377	3,079,697	△ 1,598,680	
印刷製本費	142,144	224,931	82,787	名刺 (146)
水道光熱費	17,141,331	32,361,788	15,220,457	相模原事務所 (14,256)、東京事務所 (964)
交通費	708,040	704,546	△ 3,494	
外部委託費	87,312,622	96,398,975	9,086,353	東京事務所総合管理 (11,761)、研修宿泊関係 (3,293)、樹木剪定及び伐採 (2,367)、カーペット張替 (1,296)、相模原事務所映像音響設備更新 (651)、東京事務所現状調査 (495)、建物維持管理業務 (424)、相模原事務所トイレ床等清掃 (325)、採用募集パンフレットデザイン制作 (200)、就職サイト (177)、東京事務所電話交換設備更新 (△7,090)
租税公課	22,583,100	23,578,750	995,650	消費税 (758)、固定資産税 (244)
保守・修繕費	40,980,270	19,530,202	△ 21,450,068	【相模原】渡廊下修繕塗装工事 (2,388)、ゴムチップマット貼替工事 (1,375)、テレビ共聴設備更新 (974)、水道管移設工事 (957)、講堂天井修理 (△682)、自動ドア修理 (△539)、冷却水ポンプ更新 (△495)、温水ホース修理 (△440) 【東京】電話交換機設備 (2,577)、会議室内装工事 (2,290)、直流電源装置部品交換 (△2,321)、高木伐採 (△1,863)、冷温水機化学洗浄 (△1,397)、空調設備電動弁交換 (△1,365)、冷温水循環ポンプ修理 (△1,308)、自家発電装置部品交換 (△1,062)
支払手数料	1,290,325	1,269,662	△ 20,663	
支払保険料	356,645	356,645	0	
支払報酬	5,592,150	6,100,700	508,550	特定建築物定期調査 (506)、防火対象物点検 (143)、産業医 (110)、監査人報酬 (△74)
図書費	895,916	899,250	3,334	
その他	579,891	600,414	20,523	
減価償却費	124,305,498	138,625,685	14,320,187	
財務費用				
支払利息	12,652,741	15,140,525	2,487,784	
雑損	0	358,285	358,285	
経常費用合計	4,337,563,515	4,130,462,321	△ 207,101,194	

対前年度比較分析表

経常収益				
運営費交付金収益	3,870,528,926	3,755,574,001	△ 114,954,925	
業務収益	81,065,877	86,282,082	5,216,205	
図書雑誌出版収入	44,163,337	39,268,412	△ 4,894,925	「くらしの豆知識」(4,810)
研修・宿泊収入	36,902,540	47,013,670	10,111,130	外部宿泊料(7,851)、研修宿泊料(3,062)、受講料収入(2,084)、消費生活専門相談員資格受験料(△2,093)、消費生活専門相談員資格更新手数料(△860)
賞与引当金見返に係る収益	97,679,342	114,957,915	17,278,573	
退職給付引当金見返に係る収益	91,797,600	88,507,500	△ 3,290,100	
資産見返負債戻入	197,479,187	410,850,885	213,371,698	
資産見返運営費交付金戻入	197,430,769	410,850,885	213,420,116	
資産見返寄附金戻入	48,418	0	△ 48,418	

対前年度比較分析表

(単位:円)

【損益計算書】	令和3年度②	令和4年度②	増減額 (②-①)	備考 (単位:千円)
財務収益				
受取利息	6,027	1,029	△ 4,998	
雑益	2,424,716	3,348,160	923,444	リース資産減額修正に伴う仕訳処理の雑益分(360)、会議室使用料(330)、情報公開・個人情報手数料(203)、建物使用料(140)、設備使用料(△127)、資料複写代(30)
経常収益合計	4,340,981,675	4,459,521,572	△ 118,539,897	
経常利益又は経常損失(△)	3,418,160	329,059,251	325,641,091	(当期)運営費交付金収益化による利益(334,072)、リース会計による損益差額(△5,013)
臨時損失				
固定資産除却損	13,618	966,258	952,640	
臨時損失合計	13,618	966,258	952,640	
臨時利益				
資産見返運営費交付金戻入	13,618	966,258	952,640	
運営費交付金精算収益化額	0	35,465,143	35,465,143	
臨時利益合計	13,618	36,431,401	36,417,783	
当期純利益又は当期純損失(△)	3,418,160	364,524,394	361,106,234	(当期)運営費交付金収益化による利益(369,537)、リース会計による損益差額(△5,013)

(注) 第4期中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示している。